

2020年11月

IFRS<sup>®</sup>基準  
ディスカッション・ペーパー DP/2020/2

# 共通支配下の企業結合

コメント期限：2021年9月1日

# 共通支配下の企業結合

コメント期限：2021年9月1日

Discussion Paper *Business Combinations under Common Control* is published by the International Accounting Standards Board (Board) for comment only. Comments need to be received by **1 September 2021** and should be submitted in writing to the address below, by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or electronically using our ‘Open for comment documents’ page at: <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN: 978-1-911629-98-6

**Copyright © 2020 IFRS Foundation**

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [licences@ifrs.org](mailto:licences@ifrs.org).

Copies of Board publications may be obtained from the Foundation’s Publications Department. Please address publication and copyright matters to [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) or visit our webshop at <http://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Discussion Paper contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the ‘IASB® logo’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘IFRS Taxonomy’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

# 共通支配下の企業結合

コメント期限：2021年9月1日

ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」は、国際会計基準審議会（当審議会）がコメントを求めるためにのみ公表している。コメントは、**2021 年 9 月 1 日**までに到着する必要があり、下記の宛先に文書で提出するか、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は我々の‘Open for comment documents’ページ（<https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>）を用いて電子的に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（当財団）は、本出版物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求若しくは損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本出版物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきではない。

ISBN: 978-1-911629-98-6

#### コピーライト © 2020 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団に連絡されたい（[licences@ifrs.org](mailto:licences@ifrs.org)）。

IASB 出版物の写しは当財団の出版部から入手できる。出版物及び著作権に関する事項は、[publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) 又はウェブショップ（<http://shop.ifrs.org>）を通じて連絡されたい。

本出版物に含まれているディスカッション・ペーパーの日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、これには、‘IAS®’, ‘IASB®’, ‘the IASB® ロゴ’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® ロゴ, ‘IFRS Taxonomy’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’及び ‘SIC®’ が含まれている。当財団の登録商標の詳細については、請求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いて、イングランド及びウェールズで外国会社（会社番号：FC023235）として活動している。

## 目 次

	開始ページ
はじめに及びコメント募集	7
当審議会が本ディスカッション・ペーパーを公表する理由	7
本ディスカッション・ペーパーにおける予備的見解が適用される場合、 誰が影響を受けるのか	8
当審議会はどのようにして予備的見解に至ったのか	8
本ディスカッション・ペーパーは何を含んでいるか	9
次の手順は何か	10
コメント募集	10
コメント提出者への質問	10
期 限	17
コメントの方法	17
第1章 — 目的、範囲及び焦点	18
背 景	18
本プロジェクトの目的	20
本プロジェクトの範囲	21
本プロジェクトの焦点	23
他のプロジェクトとの相互関係	25
コメント提出者への質問	26
第2章 — 測定方法の選択	27
利害関係者のインプット	28
測定方法の選択における主要な考慮事項	31
非支配株主に影響を与える結合についてのコストと便益のトレードオフ及び 他の実務上の考慮事項	38
当審議会の予備的見解の要約	44
当審議会の予備的見解の適用の影響	44
コメント提出者への質問	47
第3章 — 取得法の適用	49
資本からの分配	51
資本への拠出	53
コメント提出者への質問	55
第4章 — 簿価法の適用	56
利害関係者のインプット	57

受け取った資産及び負債の測定	59
支払対価の測定	62
支払対価と受け取った資産及び負債との差額の報告	68
取引コストの報告	70
結合前情報の提供	71
コメント提出者への質問	74
第 5 章 — 開示要求	76
取得法を適用する場合の開示	77
簿価法を適用する場合の開示	79
コメント提出者への質問	84
付録 A — 本ディスカッション・ペーパーで使用している用語	85
付録 B — 本プロジェクトの範囲	88
どの取引が本プロジェクトの範囲に含まれるのか	88
どの企業の報告か	91
どの種類の財務諸表か	92
付録 C — 資本からの分配の測定	94
公正価値に基づくアプローチ	95
減損に基づくアプローチ	96
2 つのアプローチの要約	96

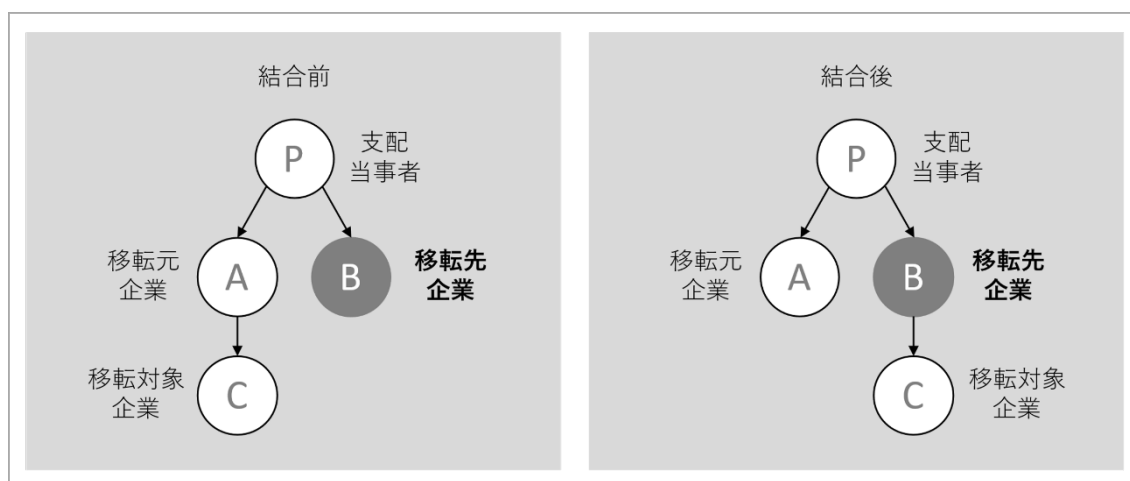
## はじめに及びコメント募集

本ディスカッション・ペーパーは、幅広い読者にアクセス可能とするように設計している。図表や色、可能な場合には、簡単な技術的でない用語を使用している。付録 A は、本ディスカッション・ペーパーで使用している用語の意味を示している。定義されている用語は、各章で最初に現れた時に**太字**で示している。

### 当審議会が本ディスカッション・ペーパーを公表する理由

IN1 国際会計基準審議会（当審議会）は、**共通支配下の企業結合**（すべての結合企業又は結合**事業**が結合の前後両方で同じ当事者によって最終的に支配されている結合）についてのリサーチ・プロジェクトを進めている。図 IN.1 は、共通支配下の企業結合の単純な例を示している。

図 IN.1—共通支配下の企業結合



IN.2 図 IN.1 の例では、企業 C に対する支配が企業 A から企業 B に移転されている。3つの企業すべてが、取引の前後両方で、企業 P（**支配当事者**）によって最終的に支配されている。IFRS 基準は、企業 P、A 及び C がこの取引をどのように報告すべきかについての要求事項を定めている（1.19 項参照）。しかし、企業 B（**移転先企業**）が企業 C（**移転対象企業**）との結合をどのように報告すべきかに具体的に適用される IFRS 基準はない。すなわち、このような取引は IFRS 第 3 号「企業結合」の範囲外である。具体的に適用される IFRS 基準がない中で、移転先企業はこれらの取引について自社の会計方針を策定することを要求されている<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」



- IN3. 当審議会は、このような結合に具体的に適用される IFRS 基準がないことで実務の不統一が生じているという利害関係者のフィードバックに対応して、共通支配下の企業結合に関するリサーチ・プロジェクトを実施している。さらに、企業はこのような結合に関して情報をほとんど提供していないことが多い。本プロジェクトの目的は、この実務の不統一を軽減し、移転先企業の財務諸表の利用者にこれらの結合についてのより良い情報を提供するような、移転先企業についての考え得る報告要求事項を探求することである。
- IN4 本ディスカッション・ペーパーは、このリサーチの結果を要約している。このような考え得る報告要求事項についての当審議会の予備的見解を示し、当該予備的見解に対するフィードバックを求めている。

### 本ディスカッション・ペーパーにおける予備的見解が適用される場合、誰が影響を受けるのか

- IN5 本ディスカッション・ペーパーにおける予備的見解が適用される場合、共通支配下の企業結合についての新たな要求事項となるであろう。そうした要求事項は、移転先企業（結合において 1 つ又は複数の企業又は事業に対する支配の移転を受けた企業）（図 IN.1 では、移転先企業は企業 B である）の財務諸表に適用されることになる。通常、それらの考え得る報告要求事項は、移転先企業の連結財務諸表のみに適用されることになる。しかし、状況によっては、それらの考え得る報告要求事項は移転先企業が作成する他の種類の財務諸表にも適用される（1.20 項から 1.23 項及び B.16 項から B.18 項参照）。
- IN6 予備的見解が適用される場合、実務の不統一は軽減され、移転先企業による共通支配下の企業結合の報告は透明性が高まり、これらの結合について目的適合性及び比較可能性がより高い情報をもたらすであろう。
- IN7 予備的見解は、支配当事者、**移転元企業**又は移転対象企業（図 IN.1 における企業 P、A 及び C）による報告には影響を与えない。

### 当審議会はどのようにして予備的見解に至ったのか

- IN8 予備的見解に至るにあたり、当審議会は次のことを検討した。
- (a) 共通支配下の企業結合は、IFRS 第 3 号が扱っている**企業結合**と類似しているかどうか、また、どのような場合に類似しているか
  - (b) どのような情報が、移転先企業の財務諸表の利用者にとって有用となるか
  - (c) 特定の情報の提供による便益が提供のコストを正当化するかどうか
  - (d) 特定のアプローチがどのくらい複雑となるか

## 共通支配下の企業結合

- (e) 特定のアプローチが会計上の裁量の機会（「操作の機会」と呼ばれることがある）を生じさせるかどうか

IN9 これらの諸要因を検討するにあたり、当審議会は、本プロジェクトの間に実施したリサーチ及び協議からのフィードバックを検討した。これには次のものが含まれていた。

- (a) IFRS 基準及び「財務報告に関する概念フレームワーク」（概念フレームワーク）における要求事項及びガイダンスの分析
- (b) 各国の基準設定主体が公表した国内の要求事項及び最近の協議文書、会計事務所が公表したガイダンス、学術論文、報告書、記事及び他の文献のレビュー
- (c) 投資家及びアナリスト、各国基準設定主体、規制当局、財務諸表の作成者との協議。これには当審議会に助言する以下の機関との協議が含まれている。資本市場諮問委員会、会計基準アドバイザー・フォーラム、世界作成者フォーラム及び新興経済圏グループ。
- (d) 現在の報告実務の机上レビュー<sup>2</sup>
- (e) 2つの指導的な信用格付機関の企業信用格付けの方法論のレビュー<sup>3</sup>

### 本ディスカッション・ペーパーは何を含んでいるか

IN10 本ディスカッション・ペーパーは、共通支配下の企業結合に関する報告要求事項を設定するために扱うことが必要となる広範囲の論点を議論している。本ディスカッション・ペーパーは、これらの論点を 5 つの大まかなトピックにグループ分けし、各トピックについて当審議会の予備的見解とコメント提出者への質問を示している。そのトピックは次のとおりである。

- (a) 本プロジェクトの目的、範囲及び焦点（第 1 章）
- (b) 測定方法の選択（第 2 章）
- (c) **取得法**をどのように適用するか（第 3 章）
- (d) **簿価法**をどのように適用するか（第 4 章）
- (e) 開示要求（第 5 章）

<sup>2</sup> この机上レビューは、2018 年 1 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日にさまざまな法域において英語で公表された年次報告書を扱った。このレビューは、267 件の共通支配下の企業結合を報告している 207 件の年次報告書を識別した。

<sup>3</sup> 本プロジェクトで実施したリサーチ及び利害関係者との協議に関するより詳細な情報は、当審議会が本ディスカッション・ペーパーの開発中に検討したスタッフ・ペーパーにおいて提供されている。例えば、2020 年 2 月のアジェンダ・ペーパー 23B 「デュー・プロセス」、利害関係者との協議の要約（付録 B）、現在の報告実務の机上レビュー（付録 C）及び学術論文のレビュー（付録 D）を参照。

## 次の手順は何か

IN11 本ディスカッション・ペーパーで示した見解は、予備的なものであり変更の可能性がある。当審議会は、本ディスカッション・ペーパーに対して受け取るコメントを検討してから、予備の見解の一部又は全部を適用する提案を含んだ公開草案を開発するかどうかを決定する。

## コメント募集

IN12 当審議会は、ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」に対するコメントを、特に IN14 項から IN19 項に示した質問について求めており、これらは本ディスカッション・ペーパーの関連する章に再掲している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載した質問を扱っている。
- (b) 関連する具体的な項又は予備の見解を示している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 予備の見解において翻訳が困難な文言を識別している。
- (e) 該当がある場合、当審議会在が考慮すべき代替案を含んでいる。

IN13 当審議会は、本ディスカッション・ペーパーで扱っている事項についてのみコメントを求めている。

## コメント提出者への質問

### プロジェクトの範囲

IN14 第 1 章は、プロジェクトの目的、範囲及び焦点を概説している。当審議会の最終的な目標は、移転先企業が共通支配下の企業結合をどのように報告すべきかに関する IFRS 基準の「空白」を埋めることである。

プロジェクトの範囲
質問 1
<p>1.10 項から 1.23 項は、共通支配下の事業のすべての移転（本ディスカッション・ペーパーでは、共通支配下の企業結合と総称する）についての移転先企業による報告を扱う提案を開発すべきであるという当審議会の予備の見解について議論している。たとえ移転が次のいずれかである場合でも、すべての移転を扱うとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 先に外部者からの取得があるか、又は結合企業の 1 つ又は複数の外部者（すなわち、グループの外の当事者）への売却が後で行われる。</li> <li>(b) 結合企業の外部者への売却（株式公開による場合など）を条件としている。</li> </ul>

## 共通支配下の企業結合

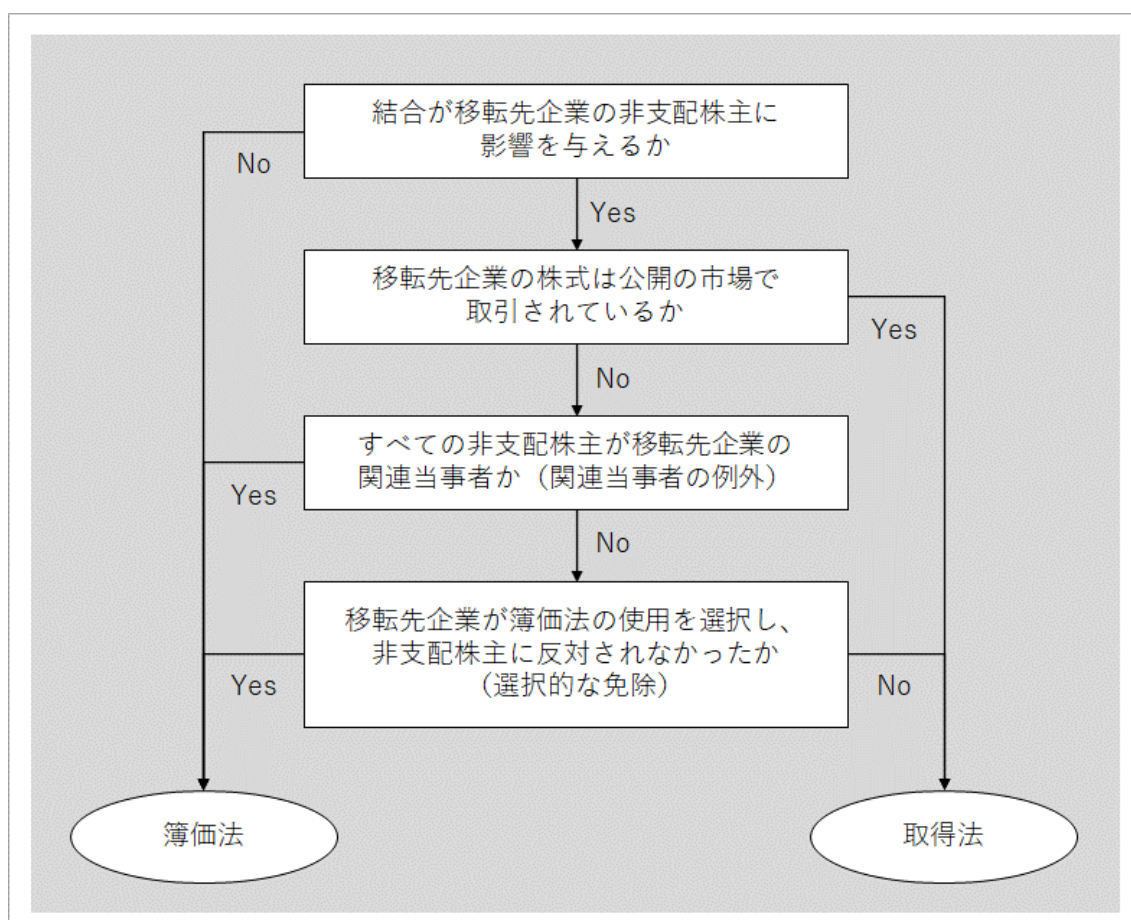
開発すべき提案の範囲についての当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような取引を当審議会が検討することを提案するか、また、その理由は何か。

### 測定方法の選択

IN15 第2章は、どの測定方法を共通支配下の企業結合に適用すべきかを議論している。当審議会は、取得法も簿価法もいずれか一方をすべての共通支配下の企業結合に適用するようにすべきではないという予備的見解に至った。その代わりに、そうした結合の一部には取得法を適用すべきであり、他のすべてのそうした結合には簿価法を適用すべきである。

IN16 どのような場合に各方法を使用すべきかについての当審議会の予備的見解は、図 IN.2 で要約している。

図 IN.2—当審議会の予備的見解の要約



測定方法の選択
<b>質問 2</b>
<p>2.15 項から 2.34 項は、次のような当審議会の予備的見解について議論している。</p> <p>(a) 取得法も簿価法も、いずれか一方を<u>すべての共通支配下の企業結合</u>には適用するようにすべきでない。</p> <p>これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どの方法をすべてのそうした結合に適用すべきだと考えるか、また、その理由は何か。</p> <p>(b) 原則として、共通支配下の企業結合が移転先企業の非支配株主に影響を与える場合には、取得法を適用すべきである。ただし、2.35 項から 2.47 項で議論しているコストと便益のトレードオフ及び他の実務上の考慮の対象となる（質問 3 参照）。</p> <p>これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、回答者の考えでは、どのような場合に取得法を適用すべきか、また、その理由は何か。</p> <p>(c) 簿価法は、他のすべての共通支配下の企業結合（100%所有会社間のすべての結合を含む）に適用すべきである。</p> <p>これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、回答者の考えでは、どのような場合に簿価法を適用すべきか、また、その理由は何か。</p>

測定方法の選択
<b>質問 3</b>
<p>2.35 項から 2.47 項は、移転先企業の非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合についてのコストと便益のトレードオフ及び他の実務上の考慮事項を議論している。</p> <p>(a) 当審議会の予備的見解では、移転先企業の株式が公開市場で取引されている場合には、取得法を<u>要求</u>すべきである。</p> <p>これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>(b) 当審議会の予備的見解では、移転先企業の株式が非公開で保有されている場合、</p> <p>(i) 移転先企業が、簿価法の使用を提案する旨を非支配株主の全員に伝えていて、当該株主に反対されなかった場合には、簿価法を使用することを<u>認める</u>べきである（取得法の選択的な免除）。</p> <p>この免除に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。この免除は実務において運用可能となると考えるか。そうでない場合、回答者の考えでは、こうした免除が実務で運用可能となるように、どのように設計すべきか。</p>

## 共通支配下の企業結合

- (ii) 移転先企業の非支配株主の全員が移転先企業の関連当事者である場合には、簿価法を使用することを要求すべきである（取得法に対する関連当事者の例外）。

この免除に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (c) 選択的な免除（質問 3(b)(i)）又は関連当事者の例外（質問 3(b)(ii)）に反対である場合、回答者の考えでは、非公開保有の企業に取得法を適用することの便益とそれを適用することのコストを、どのようにバランスさせるべきか。

### 測定方法の選択

#### 質問 4

2.48 項から 2.54 項は、取得法の選択的な免除と取得法に対する関連当事者の例外を公開取引されている企業にも適用すべきであるとする、一部の利害関係者からの提案を議論している。しかし、当審議会の予備的見解では、公開取引されている移転先企業は常に取得法を適用すべきであるとしている。

- (a) 取得法の選択的な免除を、公開取引されている移転先企業に利用可能とすべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、回答者の考えでは、こうした免除が実務で運用可能となるように、どのように設計すべきか。
- (b) 取得法に対する関連当事者の例外は、公開取引されている移転先企業に適用すべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

### 取得法の適用

IN17 第 3 章は、取得法を共通支配下の企業結合に適用する方法を議論している。原則的には、移転先企業は IFRS 第 3 号に示されている取得法を適用すべきであると説明している。しかし、そうした結合の中には、支払対価の金額が、関連のない当事者との独立第三者間取引において支払われたであろう金額と異なる可能性があるものがある。したがって、当審議会は、移転先企業がそうした差額を資本からの分配又は資本への抛出として認識するという特別の要求事項を開発すべきかどうかを検討した。

### 取得法の適用

#### 質問 5

3.11 項から 3.20 項は、取得法を共通支配下の企業結合に適用する方法を議論している。

- (a) 当審議会の予備的見解では、取得法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が資本からの分配を識別、測定及び認識するという要求を開発すべきではない。

これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、資本からの分配の識別及び測定についてどのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。特に、付録 C で議論している 2 つのアプローチのいずれかを提案するのか、それとも別の提案があるのか。

- (b) 当審議会の予備的見解では、取得法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が、識別可能な取得した資産及び負債の公正価値が支払対価を上回る超過額を、純損益計算書における割安購入益ではなく、資本への拠出として認識するという要求を開発すべきである。

これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

- (c) 取得法を共通支配下の企業結合に適用する方法について、移転先企業に対する他の特別の要求事項を当審議会が開発することを提案するか。その場合、どのような要求事項を開発すべきか、また、そのような要求事項を必要とする理由は何か。

#### 簿価法の適用

IN18 第 4 章は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する方法を議論している。実務では、多様な簿価法が使用されている。しかし、当審議会は IFRS 基準において単一の簿価法を定めるであろう。第 4 章で議論している事項には次のものがある。

- (a) 受け取った資産及び負債の測定
- (b) 支払対価の測定
- (c) 支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額の報告
- (d) 取引コストの報告
- (e) 結合前情報の提供

簿価法の適用
<b>質問 6</b>
4.10 項から 4.19 項は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は受け取った資産及び負債を移転対象企業の帳簿価額で測定すべきであるという当審議会の予備的見解を議論している。
当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

## 共通支配下の企業結合

簿価法の適用
<b>質問 7</b>
4.20 項から 4.43 項は、次のような当審議会の予備的見解を議論している。  (a) 当審議会は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が自社株式で支払った対価をどのように測定すべきかを定めるべきではない。  (b) 簿価法を適用する際に、移転先企業は支払対価を次のように測定すべきである。  (i) 資産で支払った対価 – 結合日における移転先企業の当該資産の帳簿価額で  (ii) 負債の発生又は引受けで支払った対価 – IFRS 基準を適用して結合日において当該負債の当初認識時に決定した金額で  当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

簿価法の適用
<b>質問 8</b>
4.44 項から 4.50 項は、次のような当審議会の予備的見解を議論している。  (a) 簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額を資本の中で認識すべきである。  (b) 当審議会は、移転先企業が当該差額を資本のどの内訳項目に表示すべきかを定めるべきではない。  当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

簿価法の適用
<b>質問 9</b>
4.51 項から 4.56 項は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、取引コストを発生した期間において費用として認識すべきである（ただし、株式又は負債性金融商品の発行コストは、適用される IFRS 基準に従って会計処理すべきである）という当審議会の予備的見解を議論している。  当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。



簿価法の適用
<b>質問 10</b>
<p>4.57 項から 4.65 項は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、結合前情報を修正再表示せずに、移転対象企業の資産、負債、収益及び費用を結合日から将来に向かって自社の財務諸表に含めるべきであるという当審議会の予備的見解を議論している。</p> <p>当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。</p>

#### 開示要求

IN19 第 5 章は、どのような情報を移転先企業が共通支配下の企業結合に関して開示すべきかを議論している。IFRS 第 3 号のすべての開示要求（ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」から生じる当該要求事項の改善を含む）を取得法が適用される結合に適用すべきであるという当審議会の予備的見解を議論している。しかし、簿価法が適用される結合については、それらの開示要求の一部のみが適切である。

開示要求
<b>質問 11</b>
<p>5.5 項から 5.12 項は、取得法が適用される共通支配下の企業結合についての次のような当審議会の予備的見解を議論している。</p> <p>(a) 移転先企業が、IFRS 第 3 号「企業結合」の開示要求（ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」から生じる当該要求事項の改善を含む）に準拠することを要求すべきである。</p> <p>(b) 当審議会は、これらの結合に関する情報（特に、結合の条件に関する情報）を提供する際に、それらの開示要求を IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」における開示要求とともに適用する方法についての適用指針を提供すべきである。</p> <p>当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。</p>

## 共通支配下の企業結合

開示要求
<b>質問 12</b>
5.13 項から 5.28 項は、簿価法が適用される共通支配下の企業結合についての次のような当審議会の予備的見解を議論している。
(a) IFRS 第 3 号「企業結合」の開示要求（ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」から生じる当該要求事項の改善を含む）の一部（しかし全部ではない）は適切である（5.17 項及び 5.19 項で要約している）。
(b) 当審議会は結合前情報の開示を要求すべきではない。
(c) 移転先企業は次のことを開示すべきである。
(i) 支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額について資本に認識した金額
(ii) この差額が含まれている資本の内訳項目
当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

## 期 限

IN20 当審議会は、2021 年 9 月 1 日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

## コメントの方法

IN21 コメントは電子的に提出いただきたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment>

電子メール [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org)

IN22 回答者のコメントは、回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

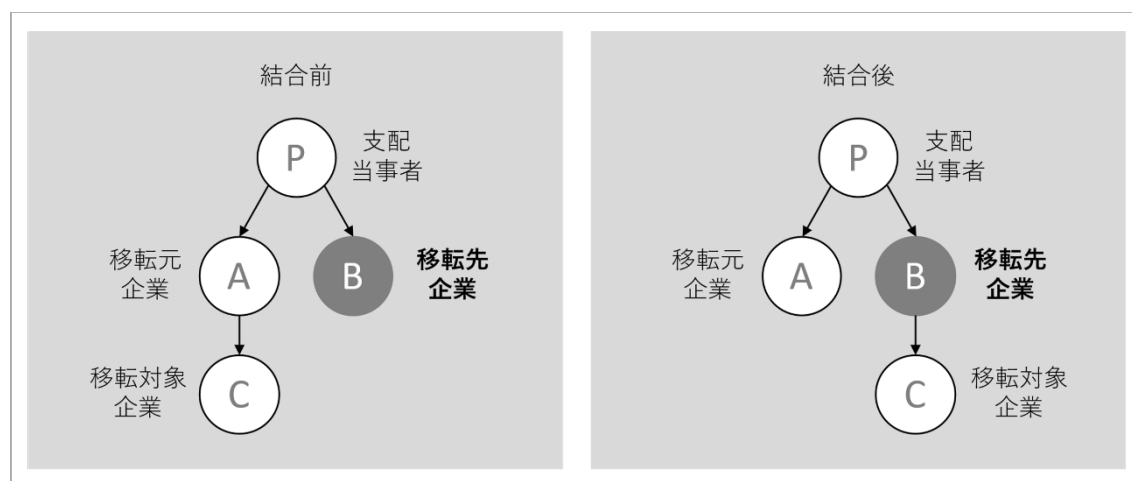
## 第1章 — 目的、範囲及び焦点

- 1.1 この章は、**共通支配下の企業結合**（1.2 項から 1.8 項）に関するリサーチ・プロジェクトについての背景情報を示し、次のことを議論している。
- (a) 本プロジェクトの目的（1.9 項）
  - (b) 本プロジェクトの範囲（1.10 項から 1.23 項）
  - (c) 本プロジェクトの焦点（1.24 項から 1.29 項）
  - (d) 本プロジェクトと国際会計基準審議会（当審議会）の他のプロジェクトとの相互関係（1.30 項）

### 背景

- 1.2 **企業結合**（合併・買収と呼ばれることがある）についての会計処理の要求事項は、IFRS 第 3 号「企業結合」に示されている。しかし、IFRS 第 3 号の範囲は、共通支配下の企業結合（すべての結合企業又は結合**事業**が結合の前後両方で同じ当事者によって最終的に支配されている結合）を明示的に除外している。
- 1.3 図 1.1 は、共通支配下の企業結合の単純な例を示している。

図 1.1—共通支配下の企業結合



- 1.4 図 1.1 の例では、企業 C に対する支配が企業 A から企業 B に移転されている。3 社すべてが、結合の前後両方で企業 P（**支配当事者**）によって最終的に支配されている。IFRS 基準は、企業 P、A 及び C がこの取引をどのように報告すべきかについての要求事項を示している（1.19 項参照）。しかし、企業 B（**移転先企業**）が企業 C（**移転対象企業**）との結合をどのように報告すべきかに具体的に適用される

## 共通支配下の企業結合

IFRS 基準はない。

- 1.5 具体的に適用される IFRS 基準がない中で、移転先企業は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における会計方針の選択に関する要求事項を適用して、共通支配下の企業結合について自社の会計方針を策定することを要求される。こうした方針の策定は、下記の根拠資料を上から順に考慮することを要する。
- (a) 類似の事項や関連する事項を扱っている IFRS 基準の要求事項。場合によっては、IFRS 第 3 号が企業結合を扱っているため、企業は、当該基準における範囲除外にかかわらず、IFRS 第 3 号の要求事項を適用して共通支配下の企業結合を報告している。
  - (b) 「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）におけるガイダンス
  - (c) 他の会計基準設定主体が公表した最も直近の基準書等のうち所定の要件を満たすもの<sup>4</sup>。そうした会計基準設定主体の一部は、共通支配下の企業結合に関する要求事項又はガイダンスを公表している。
- 1.6 当審議会に提供されたフィードバックは、共通支配下の企業結合が多くの法域において頻繁に発生していることを示している。そのフィードバックは、具体的に適用される IFRS 基準がないことで、IFRS 基準を適用した財務諸表の作成にあたり実務の不統一が生じていることも明らかにしている。例えば、企業がこれらの結合を IFRS 第 3 号に示された**取得法**を用いて報告する場合もあれば、**簿価法**を使用する場合もある。また、多様な簿価法が実務で使用されている<sup>5</sup>。
- 1.7 表 1.1 は、図 1.1 の単純な例を用いて、共通支配下の企業結合についての報告実務の相違のいくつかを要約している。

表 1.1—報告実務の相違

	取得法	簿価法
企業 B は結合で受け取った企業 C の資産及び負債をどのように測定するか	公正価値（限定的な例外あり）	簿価—さまざまな簿価が実務で使用されている。例えば、次のいずれかが報告した簿価である。

<sup>4</sup> IAS 第 8 号の第 12 項で定めている。

<sup>5</sup> 実務で使用されている簿価法について、さまざまな名称が使用されており、これには、簿価引継法、持分プーリング（又は持分結合）法、合併会計などが含まれる。本ディスカッション・ペーパーは、「簿価法」という用語をこれらの方法すべてを総称した用語として使用する。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業 C (移転対象企業)</li> <li>● 企業 P (支配当事者)</li> </ul>
企業 B は結合で受け取った企業 C のすべての識別可能な資産及び負債を認識するか	認識する (限定的な例外あり)	認識しない—結合前に既に認識されていた資産及び負債のみ
企業 B は結合の結果としてのれんを認識するか	認識する (結合で利得が生じる場合は除く)	認識しない
企業 B はどの日から企業 C の資産、負債、収益及び費用を財務諸表に含めるか	結合日から	<p>さまざまなアプローチが適用されている—例えば、企業 C の資産、負債、収益及び費用を次の日から含める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 結合日</li> <li>● 表示する最も古い期間の期首</li> </ul>

1.8 この 2 つの方法の相違点 (及び簿価法をどのように適用するのかの不統一) により、IFRS 基準を適用して財務諸表を作成する企業が、類似した取引をどのように報告するのかに差異が生じている。さらに、企業は共通支配下の企業結合について情報をほとんど提供しないことが多い。利害関係者 (特に資本市場の規制機関) は、当審議会の 2011 年及び 2015 年のアジェンダ協議に回答した際に、この不統一について懸念を表明した。実務の不統一のため、財務諸表利用者は、共通支配下の企業結合が移転先企業にどのような影響を与えたのかを理解することや類似した取引を行う企業を比較することが困難となる可能性がある。

## 本プロジェクトの目的

1.9 それらの懸念があることから、当審議会は共通支配下の企業結合に関するリサーチ・プロジェクトを開始した。本プロジェクトの目的は、実務の不統一を軽減し、これらの結合の報告の透明性を改善するような移転先企業のための考え得る報告要求事項を探求することである。より具体的には、当審議会は下記の両方に該当するより良い情報を財務諸表利用者に提供することを狙いとしている。

- (a) 目的適合性がより高い—利用者の情報ニーズに基づく報告要求事項の設定によって
- (b) 比較可能性がより高い—類似した取引を類似した方法で報告することを要求することによって

## 本プロジェクトの範囲

1.10 1.12 項から 1.23 項は、本プロジェクトの 3 つの側面について議論している。

(a) どの取引が本プロジェクトの範囲に含まれるのか (1.12 項から 1.16 項)

(b) 当該取引についてのどの企業の報告を本プロジェクトで検討しようとしているのか (1.17 項から 1.19 項)

(c) 当該取引が報告される財務諸表の種類 (1.20 項から 1.23 項)

1.11 付録 B は、1.12 項から 1.23 項の議論を設例と図表を用いて詳述している。

### どの取引が本プロジェクトの範囲に含まれるか

1.12 このリサーチ・プロジェクトは、IFRS 第 3 号の範囲から除外されている共通支配下の企業結合に焦点を当てている。IFRS 第 3 号は、共通支配下の企業結合について次のように記述している。

すべての結合企業又は結合事業が企業結合の前後両方で同じ当事者によって最終的に支配され、その支配が一時的なものではない企業結合<sup>6</sup>

1.13 企業結合は事業の移転を伴う。したがって、本プロジェクトで検討されているすべての取引は、共通支配下の事業の移転を伴う。例えば、図 1.1 において、企業 C (移転対象企業) は、取引が本プロジェクトの範囲に含まれるためには、事業を有していなければならない。本プロジェクトは、事業の移転を伴わない他の種類の共通支配下の取引 (例えば、資産の移転 (付録 B の設例 1 及び 2 参照)) についての報告要求事項は検討していない。それらの取引は、一般的に、共通支配下の取引についての範囲除外を含んでいない適用される IFRS 基準で扱われる。さらに、本プロジェクトは、IFRS 第 3 号で扱っている企業結合に関する報告要求事項の再検討はしていない<sup>7</sup>。

1.14 単純化のため、本ディスカッション・ペーパーでは、企業の移転を伴う共通支配下の企業結合について議論する。しかし、IFRS 第 3 号で扱っている企業結合の場合と同様に、共通支配下の企業結合は必ずしも企業全体の移転を伴わない。その代わりに、法人化していない事業 (例えば、個人が運営していて法人組織の中にはない

---

<sup>6</sup> IFRS 第 3 号の B1 項

<sup>7</sup> 当審議会は、IFRS 第 3 号の適用後レビューからのフィードバックを受けて、IFRS 第 3 号 (及び IAS 第 36 号「資産の減損」) の諸側面の可能な改善に関する別のリサーチ・プロジェクトを進めている。当該プロジェクトでは、当審議会はディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」を 2020 年 3 月に公表した。

事業) や企業全体ではなく企業の法人化していない支店又は他の一部分の移転を伴う場合がある。

- 1.15 本プロジェクトは、共通支配下の事業の移転を伴うが IFRS 第 3 号における企業結合の定義は満たさない取引(グループ再編と呼ばれることがある)も検討している。例えば、一部の取引は、新設される親会社への事業の移転を伴う場合に企業結合の定義を満たさないことがある。当審議会は、たとえ移転が IFRS 第 3 号における企業結合の定義を満たさない場合(付録 B の設例 3 参照)であっても、すべての共通支配下の事業の移転についての提案を開発すべきであるという予備的見解に至った。単純化のため、本ディスカッション・ペーパーは、「共通支配下の企業結合」という用語を、そうした移転のすべてを指すために使用する。
- 1.16 共通支配下の企業結合を記述するにあたり、IFRS 第 3 号は、共通支配が「一時的でない」ことを要求しているが、その概念についてのガイダンスは示していない。一部の利害関係者は、「一時的な支配」の意味についての疑問を、例えば、IFRS 解釈指針委員会への要望書において提起している。それらの疑問は、特定の結合が IFRS 第 3 号の範囲外であるかどうかを検討する際に生じている。当審議会は、「一時的な支配」の意味を明確化すべきかどうかをまだ検討していない。本プロジェクトの結果により当審議会在 IFRS 第 3 号における範囲除外の修正又は廃止を行うこととなる可能性があるからである。しかし、それらの適用上の疑問を踏まえて、当審議会は、すべての結合企業が同じ当事者によって最終的に支配されている事業の移転のすべてを当審議会の提案が扱うべきであるという予備的見解に至った。これは移転が次のようなものであるかどうかを問わない。
- (a) 先に外部者からの取得があるか、又は後で外部者(すなわち、グループ外の当事者)への結合企業の 1 つ又は複数の売却が行われる。
  - (b) 外部者への結合企業の売却(株式公開による場合など)を条件としている(付録 B の設例 4 参照)。

#### どの企業の報告か

- 1.17 本プロジェクトを進めるにあたり、当審議会の目標は IFRS 基準の「空白」を埋めることである。したがって、本プロジェクトは、共通支配下の企業結合における移転先企業についての報告要求事項を検討している。図 1.1 の例では、移転先企業は企業 B である。
- 1.18 「移転先企業」という用語は、結合における直接の移転先企業のみを指すものではない。その直接の移転先企業の親会社(もしあれば)のうち、結合の前に移転対象企業を支配していなかった企業も指す(付録 B の設例 5 参照)。

## 共通支配下の企業結合

- 1.19 本プロジェクトは、図 1.1 で例示している結合に関与している下記の他の企業についての報告要求事項は検討していない。IFRS 基準がそれらについての要求事項を既に含んでいるからである。
- (a) 企業 P (支配当事者) — 企業 P に対する影響は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」で扱われている。
  - (b) 企業 C (移転対象企業) — 新たな親会社 (企業 B) に関する情報の開示は、IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」で扱われている。
  - (c) 企業 A (移転元企業) — 子会社 (企業 C) に対する支配の喪失は、IFRS 第 10 号で扱われている。

### どの種類の財務諸表か

- 1.20 一般的に、本プロジェクトは、移転先企業が共通支配下の企業結合を連結財務諸表においてどのように報告すべきかを扱っている<sup>8</sup>。場合によっては、移転先企業は連結財務諸表の作成を要求されていないことがある。しかし、連結財務諸表は、例えば、移転先企業が**公開取引されている**場合、又は**公開市場**における**株式**の発行の準備をしている場合には、要求される。
- 1.21 さらに、結合が法人化していない事業の移転を伴う場合 (1.14 項参照) には、本プロジェクトで開発される考え得る報告要求事項は、移転先企業が作成する他の種類の財務諸表 (個別財務諸表など) にも適用されるであろう。
- 1.22 本ディスカッション・ペーパーは、「財務諸表」という用語を、移転先企業が作成するすべての財務諸表のうち本プロジェクトで開発される考え得る報告要求事項が適用されるものを指すために使用する。
- 1.23 しかし、本プロジェクトは、移転先企業が個別財務諸表において共通支配下の企業結合で受け取った子会社に対する投資をどのように報告すべきかを扱っていない。そのトピックは IAS 第 27 号「個別財務諸表」で扱われている。

### 本プロジェクトの焦点

- 1.24 IFRS 基準は、一般目的財務諸表を作成する企業のための報告要求事項を設定する。一般目的財務諸表は、企業の現在の及び潜在的な株主、融資者及び他の債権者の情報ニーズを満たすことが意図されている。自分たちの情報ニーズに合わせた

---

<sup>8</sup> 一部の法域では、移転先企業の連結財務諸表は、移転先企業の親会社がより幅広いグループについての連結財務諸表を作成している場合には、サブ連結 (sub-consolidated) 財務諸表と呼ばれることがある。

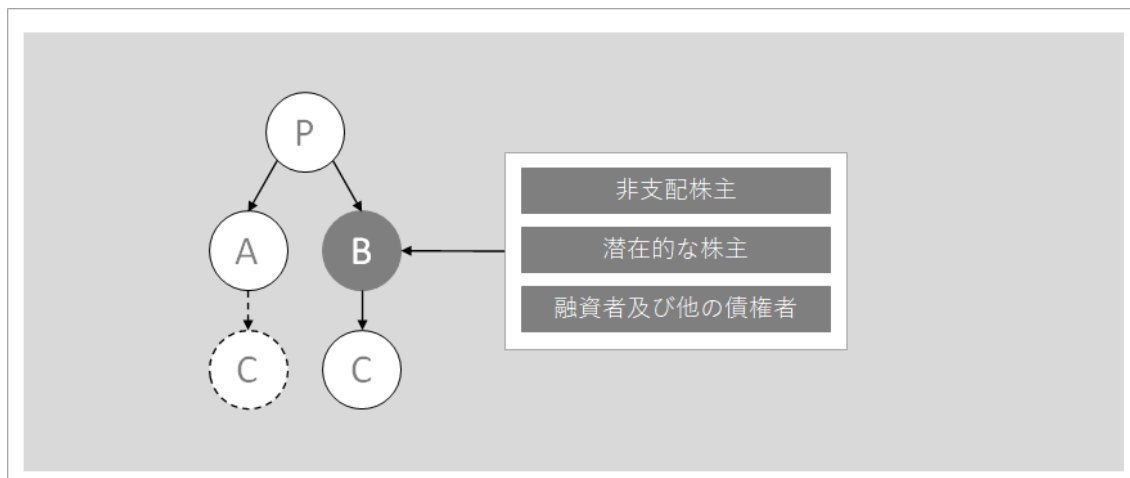


情報を提供することを企業に要求することができないため、情報ニーズの多くを一般目的財務諸表に依拠しなければならない人々である<sup>9</sup>。本ディスカッション・ペーパーは、それらの関係者を移転先企業の一般目的財務諸表の利用者と呼ぶ。

- 1.25 共通支配下の企業結合における移転先企業の現在の株主は、結合日において移転先企業の株式を所有している支配当事者及び**非支配株主**で構成される。しかし、支配当事者は移転先企業を支配しているので、必要とする情報を移転先企業から入手できる。そうした情報の一例は、支配当事者が自らの連結財務諸表を作成できるようにするために必要となる情報である。他の一例は、支配当事者が移転先企業の活動を指図するパワーを行使する時（支配当事者が移転先企業に共通支配下の企業結合を行うことを指図する時など）に入手する情報である。その場合、支配当事者は、移転先企業の一般目的財務諸表を使用せずに結合に関する情報を既に有していることになる。したがって、支配当事者が当該財務諸表をレビューし分析しているかどうかに関係なく、支配当事者は結合に関する情報について当該財務諸表に依拠する必要がない。
- 1.26 これと対照的に、現在の非支配株主、潜在的な株主、並びに現在の及び潜在的な融資者は、移転先企業に共通支配下の企業結合を行うことを指図することはできず、通常は、当該結合に関する情報を提供することを移転先企業に要求する立場にない。その代わりに、情報ニーズを満たすために移転先企業の一般目的財務諸表に依拠しなければならない。
- 1.27 したがって、本プロジェクトは、支配当事者の情報ニーズや支配当事者の財務諸表の利用者の情報ニーズを扱うつもりはない。ただし、本プロジェクトがそれらの関係者に有用な情報を移転先企業が提供する結果をもたらす可能性はある。むしろ、本プロジェクトは、移転先企業の一般目的財務諸表に情報ニーズの多くを依拠しなければならない移転先企業の現在の非支配株主、潜在的な株主、並びに現在の及び潜在的な融資者及び他の債権者の情報ニーズに焦点を当てている。
- 1.28 図 1.2 は、本プロジェクトが情報ニーズを扱うことを検討している移転先企業の一般目的財務諸表の利用者のカテゴリーを描写している。

<sup>9</sup> 「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）の 1.5 項（関連する脚注 4 を含む）

図 1.2 — 移転先企業の財務諸表の利用者



1.29 移転先企業の非支配株主、潜在的な株主、並びに現在の及び潜在的な融資者及び他の債権者は、異なる情報ニーズを有している可能性がある。予備的見解に至るにあたり、当審議会は、移転先企業の財務諸表のそれらの利用者の共通の情報ニーズを検討した<sup>10</sup>。

### 他のプロジェクトとの相互関係

1.30 共通支配下の企業結合についての考え得る報告要求事項の開発は、当審議会の他の活動中のプロジェクトには影響を与えないと予想されるが、当審議会の他の活動中のプロジェクトの一部は、それらの要求事項の開発に影響を与える可能性がある。すなわち、

(a) のれん及び減損 — 当審議会は IFRS 第 3 号の考え得る改善を、開示要求の改善を含めて検討している。当審議会はディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」を 2020 年 3 月に公表した。このディスカッション・ペーパーは、2020 年 12 月 31 日までコメントを求めている。IFRS 第 3 号の何らかの修正は次のものに影響を与える可能性がある。

(i) 取得法が適用される共通支配下の企業結合

(ii) 共通支配下の企業結合に関する開示

(b) IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビュー — 本ディスカッション・ペーパーで示している当審議会の予備的見解の 1 つは、IFRS 第 10 号における現在の要求に基づいている (2.47 項(b)(i)参照)。当審議会は、当該要求を当該基準の適用後レビューの第 1 フェーズで検討する必要性を識

<sup>10</sup> 「概念フレームワーク」の 1.8 項

別していない。しかし、適用後レビューにおけるその後の発見事項が、2.42 項から 2.44 項で議論している論点についての当審議会の将来の結論に影響を与える可能性がある。当審議会は、その適用後レビューについての情報要請を 2020 年第 4 四半期に公表する予定である。

## コメント提出者への質問

プロジェクトの範囲
質問 1
<p>1.10 項から 1.23 項は、共通支配下の事業のすべての移転（本ディスカッション・ペーパーでは、共通支配下の企業結合と総称する）についての移転先企業による報告を扱う提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解について議論している。たとえ移転が次のいずれかである場合でも、すべての移転を扱うとしている。</p> <p>(a) 先に外部者からの取得があるか、又は結合企業の 1 つ又は複数の外部者（すなわち、グループの外の当事者）への売却が後で行われる。</p> <p>(b) 結合企業の外部者への売却（株式公開による場合など）を条件としている。</p> <p>開発すべき提案の範囲についての当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような取引を当審議会が検討することを提案するか、また、その理由は何か。</p>

## 第2章 — 測定方法の選択

- 2.1 **共通支配下の企業結合**における**移転先企業**についての IFRS 基準での具体的な要求事項がないことから、1.2 項から 1.8 項で述べたような実務の不統一が生じている。実務が不統一な領域の中に、測定方法の選択がある。一般的に使用されている方法は、**取得法**とさまざまな形態の**簿価法**である。実務において、企業はどの方法を適用するのかを決定するための単一の貫した原則を使用していない。
- 2.2 実務の不統一を軽減する 1 つの方法は、すべての**企業結合**（すべての共通支配下の企業結合を含む）について単一の方法、すなわち、IFRS 第 3 号で示している取得法を使用することを要求することである。表 1.1（1.7 項参照）で説明したように、取得法は、結合で受け取った識別可能な資産及び負債を公正価値で測定することを要求し、のれんの認識を要求する。
- 2.3 一部の利害関係者が提案し、実務でしばしば使用されている、もう 1 つのアプローチは、共通支配下の企業結合の一部又は全部について簿価法を要求するものである。表 1.1 で説明したように、この方法は、結合で受け取った資産及び負債を既存の帳簿価額で測定することを要求する。
- 2.4 一部の利害関係者は、第 3 の方法、すなわち「フレッシュスタート」法（「ニューベイス」法と呼ばれることもある）を提案していた。この方法は、移転先企業自身の資産及び負債も含めて、すべての企業結合のすべての資産及び負債を公正価値で測定する。しかし、この方法は使用されることが（あるとしても）稀であり、当審議会の利害関係者との当初の協議の中でもほとんど支持がなかった。したがって、フレッシュスタート法については、本ディスカッション・ペーパーでこれ以上の議論はしない。
- 2.5 2.6 項から 2.61 項は次のことを議論している。
- (a) 利害関係者のインプット（2.6 項から 2.14 項）
  - (b) 測定方法の選択における当審議会の主要な考慮事項（2.15 項から 2.34 項）
  - (c) **非支配株主**に影響を与える結合についてのコストと便益のトレードオフ及び他の実務上の考慮事項（2.35 項から 2.54 項）
  - (d) 当審議会の予備的見解の要約（2.55 項）
  - (e) 当審議会の予備的見解の適用の影響（2.56 項から 2.61 項）

## 利害関係者のインプット

2.6 本ディスカッション・ペーパーの開発にあたって実施した協議の中で、利害関係者は、共通支配下の企業結合の報告に関して多様な見解を示した。大まかにいうと、示された見解は次のように要約できる。

- (a) 見解 A — 共通支配下の企業結合は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合とは異なるものである。したがって、取得法はどの共通支配下の企業結合にも適用すべきではない。その代わりに、簿価法をすべてのそうした結合に適用すべきである (2.7 項から 2.9 項)。
- (b) 見解 B — 共通支配下の企業結合は、全部ではないにしても大半の場合に、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合に類似している。したがって、取得法を通常は共通支配下の企業結合に適用すべきである。ただし、ことによると、取得法が生み出す情報の便益が適用のコストを正当化しない一部のケースは除く。それらの場合には、簿価法を使用すべきである (2.10 項から 2.11 項)。
- (c) 見解 C — 共通支配下の企業結合の一部は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合に類似し、他は類似していない。したがって、取得法も簿価法もすべての共通支配下の企業結合に適用すべきではない。その代わりに、取得法を一部の場合に適用し、簿価法を他の場合に適用すべきである (2.12 項から 2.13 項)。

### 見解 A — 共通支配下の企業結合は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合とは異なる

2.7 一部の利害関係者は、すべての共通支配下の企業結合は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合とは異なるものであるという見解をとっている。彼らは、共通支配下の企業結合には経済的実質がないと主張する。そうした結合における**事業**の移転は、当該事業に対する最終的な支配を変更しないからである。その代わりに、**支配当事者**がすべての結合企業を結合の前後両方で支配しており、単に自らの経済的資源をグループ内のある「場所」から別の「場所」に移動するだけである。これと対照的に、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合では、他の当事者が取得企業を支配する場合、**移転対象企業**に対する最終的な支配がその当事者に移転する。

2.8 したがって、これらの利害関係者は、結合企業に対する支配当事者の継続した支配を反映するため、簿価法をすべての共通支配下の企業結合に適用すべきであると主張する。彼らは、取得法はこれらの結合に適用すべきではないと主張している。彼らの考えでは、取得法は事業に対する最終的な支配の変更を伴う取引のために設計されているからである。これらの利害関係者は、簿価法は次のようなものとなるとも主張している。

## 共通支配下の企業結合

- (a) 支配当事者も含めて、移転先企業のすべての株主、融資者及び他の債権者に共通した情報ニーズを最もよく満たす。
- (b) 取得法よりも適用のコストが低い。
- (c) 多くの法域での支配的な実務及び要求事項又はガイダンスと合致する。

2.9 これらの利害関係者はさらに、共通支配下の企業結合の一部又は全部に取得法を適用することは、当該取引に関する最も有用な情報を提供することにならないと主張している。彼らの考えでは、取得法は次のような結果となるからである。

- (a) 関連当事者取引で受け取った資産及び負債の公正価値での測定に、重大な不確実性が伴う。
- (b) 独立した当事者間での取引価格による証拠がない金額で、のれんを測定する結果となる。
- (c) 結合企業間のあらゆるシナジーを結合で新たに取得したものとして扱うが、当該シナジーの一部が結合前に既に存在している場合がある。
- (d) そのような一部の結合のみに適用とした場合、共通支配下の企業結合の間での比較可能性が低下し、会計上の裁量の機会を生じさせる。

### 見解 B – 共通支配下の企業結合は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と類似している

2.10 一部の利害関係者は、共通支配下の企業結合の全部ではないにしても大半は、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合に類似しているという見解をとっている。彼らは、すべての共通支配下の企業結合を含めて、すべての企業結合は事業の移転を伴うと指摘する。移転先企業の視点（支配当事者の視点ではなく）から見た場合、共通支配下の企業結合は、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合の場合と同様に、事業に対する支配を移転先企業に移転するものであり、移転先企業にとって経済的実質がある。これらの利害関係者は、支配当事者の視点は、本プロジェクトが焦点を当てている移転先企業及びその財務諸表には関連性がないと主張する。

2.11 したがって、これらの利害関係者は、取得法は共通支配下の企業結合に関する最も重要な情報を移転先企業の財務諸表の利用者に提供することになると主張する。彼らは、取得法の適用は、類似した取引が類似した方法で報告されることになるので、企業間の比較可能性を改善するとも主張する。しかし、その改善された情報を提供することの便益が常にコストを上回るわけではないかもしれないことを認めている。したがって、コストと便益の考慮が簿価法の使用を正当化する場合を除いて、取得法を共通支配下の企業結合に適用すべきであると主張している。

見解 C — 共通支配下の企業結合の一部は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合に類似し、他は類似していない

2.12 一部の利害関係者は、共通支配下の企業結合はすべてが互いに類似しているわけではなく、したがって、異なる状況では異なる測定方法が適切な場合があると主張する。彼らは、共通支配下での支配の移転の一部は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合に類似し、したがって、それらの場合には取得法が最も有用な情報を提供するという見解をとっている。しかし、彼らの考えでは、他のそうした移転の一部は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と類似していない場合があり、例えば、既存の事業が新しい法的形態において営業を継続する結果となる場合がある。そのような場合には、取得法は最も有用な情報を提供しない可能性があると彼らは指摘する。

2.13 これらの利害関係者は、共通支配下の企業結合が IFRS 第 3 号が対象とする企業結合に類似しているかどうかを、1 つ又は複数の判断規準で評価することを提案している。例えば、

- (a) 移転先企業に結合の影響を受ける非支配株主がいるかどうか（当該株主が結合で移転される経済的便益への重要な**所有持分**を取得するかどうか、など）<sup>11</sup>
- (b) 結合の価格付け（移転先企業が関連のない当事者との結合ならば同様の金額の対価を支払っていたかどうか、など）
- (c) 公正価値の証拠（移転された対価の公正価値が独立した評価又は他の外部的な証拠に基づいているかどうか、など）
- (d) 意思決定プロセス（結合企業が結合を主導し条件を交渉したのか、それとも支配当事者が結合を主導し指図したのか、など）
- (e) 結合の目的（目的は結合企業に便益を与えることであったのか、それとも支配当事者又はグループ内の他の企業に便益を与えることであったのか、など）

利害関係者の見解の共通の立場

2.14 2.6 項から 2.13 項で説明したように、利害関係者は、共通支配下の企業結合をどのように報告すべきか及びその理由について多様な見解を示した。しかし、異なる利害関係者は共通支配下の企業結合を異なる方法で分析してはいるが、理由は異なるものの同様の結論に至っている場合もある。具体的には、次のような共通の立

<sup>11</sup> これらの利害関係者は、共通支配下の企業結合で移転される経済的便益に対する最終的な所有持分が、結合の結果として変動するかどうかに関心を当てている。そのような変動は、通常、移転先企業に非支配株主がいる場合に生じる。

## 共通支配下の企業結合

場が明らかになった。

- (a) 移転先企業の非支配株主に影響を与えない結合について、本ディスカッション・ペーパーの開発の間にフィードバックを提供した多くの利害関係者は、たとえ結合が移転先企業の融資者又は他の債権者に影響を与える場合や、結合企業の売却（例えば、株式公開）に備えて行われる場合であっても、簿価法の適用をおおむね支持した。それらの利害関係者（特に投資家及び信用分析を専門にするアナリスト）の一部は、信用分析の結果は、共通支配下の企業結合に適用されるのが取得法なのか簿価法なのかにはそれほど依存しないであろうという意見も示した。さらに、結合が100%所有の結合企業の売却又は上場に備えて行われる場合、当該企業の潜在的な株主に提供される情報は、当該結合について選択される法的構成に左右されるべきではないという指摘もあった（図2.4参照）。最後に、一部の利害関係者は、コストと便益を、非支配株主に影響を与えない結合について簿価法を支持する理由としている。
- (b) 移転先企業の非支配株主に影響を与える結合について、本ディスカッション・ペーパーの開発の間にフィードバックを提供した多くの利害関係者は、特に非支配株主の移転先企業に対する関与の程度が「実質的である」場合には、取得法の適用をおおむね支持した。それらの利害関係者は、取得法の使用はそれらの非支配株主に有用な情報を提供するであろうと主張した。これらの利害関係者の一部は、非支配株主の存在は当該取引がIFRS第3号が対象とする企業結合と類似していることを示唆している可能性があるという見解も示した。しかし、一部の利害関係者は、移転先企業の非支配株主に影響を与える結合も含めて、あらゆる共通支配下の企業結合について取得法の適用に反対した（2.7項から2.9項参照）。

### 測定方法の選択における主要な考慮事項

- 2.15 当審議会は、どの方法を共通支配下の企業結合に適用すべきかに関する予備的見解に至るにあたり、利害関係者のインプット及び他のリサーチ（IN8項からIN9項に要約している）を考慮した。特に、当審議会は次のことを検討した。
- (a) 共通支配下の企業結合はIFRS第3号が対象とする企業結合と類似しているかどうか、また、どのような場合に類似しているか
- (b) どのような情報が移転先企業の財務諸表の利用者にとって最も有用となるか
- (c) 当該情報の提供の便益は提供のコストを正当化するかどうか
- 2.16 当審議会は、すべての共通支配下の企業結合がIFRS第3号が対象とする企業結



合と異なるものであり異なる方法で会計処理すべきであるという見解には同意していない。当審議会の考えでは、結合企業に対する最終的な支配は共通支配下の企業結合において変化しないが、それはそうした結合が単にグループ内での経済的資源の再配分であることを意味しない。むしろ、そうした結合は常に移転先企業にとって経済的実質がある。移転先企業は、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合の場合と同様に、結合前には支配していなかった事業に対する支配を獲得する。

- 2.17 さらに、一部の共通支配下の企業結合は、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合の場合と同様に、当該結合において移転された経済的資源に対する最終的な所有持分の変動を生じさせる。具体的には、これは移転先企業に非支配株主がいる場合に生じる。そうした状況では、当該非支配株主は以前に有していなかった経済的資源に対する所有持分を取得する一方、当該経済的資源に対する支配当事者の所有持分は減少する<sup>12</sup>。したがって、そうした共通支配下の企業結合は、移転先企業とその株主に対する実質的な影響があり、グループ内での経済的資源の単なる再配分ではない。
- 2.18 当審議会は次に、共通支配下の企業結合が IFRS 第 3 号が対象とする企業結合にどのくらい類似しているのかを、どのような情報を当該結合に関して提供すべきかを決定するために評価することを企業に要求すべきかどうかを検討した。当審議会の考えでは、企業がそのような評価を行う際に使用する運用可能な指標のセットを提供することは困難であろう。また、当審議会の見解は、そのような評価は主観的となり、そのような評価を行うことを企業に要求することは、実務の不統一の軽減には役立たない可能性がある。したがって、当審議会は、測定方法の選択は移転先企業によるそうした評価に基づくべきではないという見解に至った。
- 2.19 当審議会はまた、利害関係者が提案した指標のいくつか（例えば、結合の目的や結合の条件の決定プロセス）は、どのような情報が移転先企業の財務諸表の利用者に最も有用となるのかに関する結論を変更するものではないと考えている。当審議会は、一部の共通支配下の企業結合の価格付けは IFRS 第 3 号が対象とする企業結合の価格付けとは異なる可能性があり（2.28 項参照）、公正価値の証拠は共通支配下の企業結合では必ずしも容易に入手可能ではないことを承知している。しかし、当審議会の考えでは、それらの考慮事項は、選択した測定方法をどのように適用すべきかに関するものであり、測定方法の選択に関するものではない（第 3 章はそれらの考慮事項について議論する）。その代わりに、当審議会は、2.20 項から 2.34 項で議論するように、共通支配下の企業結合で移転される経済的資源に対す

<sup>12</sup> この結合が支配当事者に与える影響は、非支配株主が移転元企業にいるかどうかにも左右される。

## 共通支配下の企業結合

る所有持分の変動に焦点を当てた。

### 非支配株主に影響を与える結合

2.20 2.17 項で議論したように、移転先企業の非支配株主が共通支配下の企業結合で移転される経済的資源に対する所有持分を取得する場合には、当該結合は移転先企業自体だけでなくその株主にも実質的な影響がある。当審議会は、移転対象企業の経済的資源に対する所有持分の移転先企業の非支配株主への移転は、当該結合が IFRS 第 3 号が対象とする企業結合にどれだけ類似しているのかの評価に幅広い影響があると考えている。具体的には、当審議会の見解は、そのような移転が生じる場合には、当該取引は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合に類似しているというものである。その類似性は図 2.1 及び図 2.2 で例示している。両方のシナリオにおいて、企業 B（移転先企業）は、以前には支配していなかった企業 C（移転対象企業）に対する支配を獲得する。さらに両方のシナリオで、企業 B の非支配株主は、企業 C に対する最終的な支配が変化するかどうかに関係なく、企業 C の経済的資源に対する所有持分を取得する。両方の結合とも、移転対象企業の経済的資源に対する所有持分の実質的な変動を生じさせる。

図 2.1—IFRS 第 3 号が対象とする企業結合

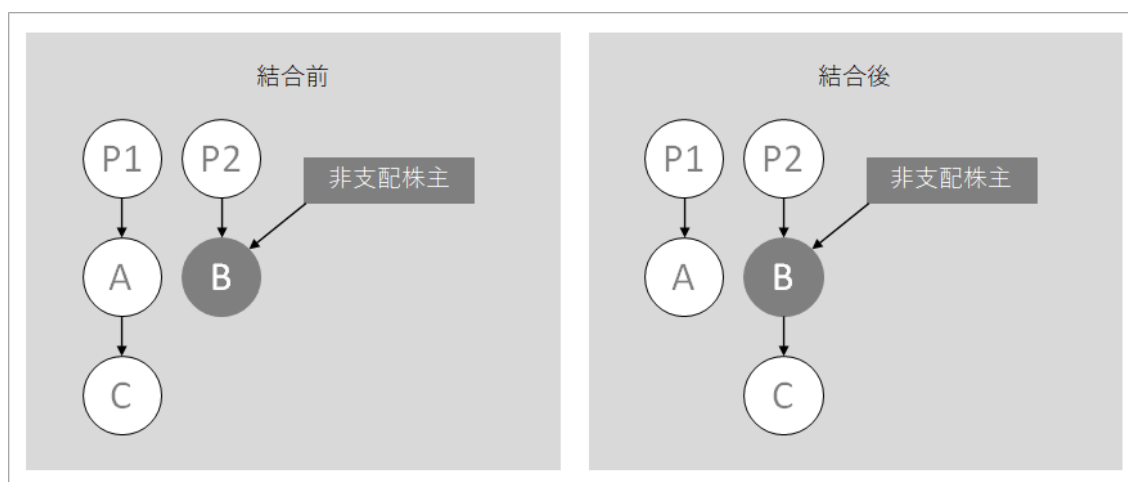
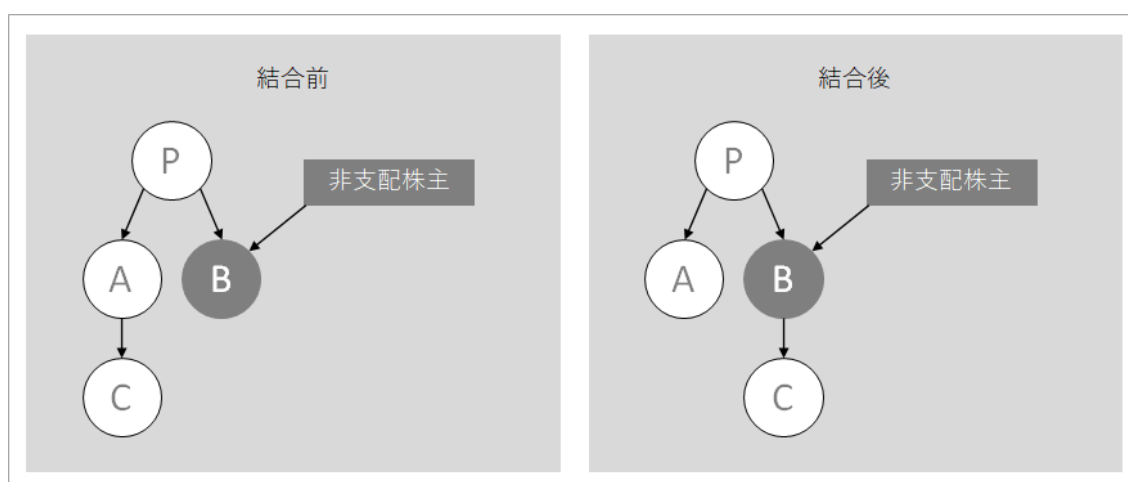


図 2.2—共通支配下の企業結合



- 2.21 さらに、共通支配下の企業結合が移転先企業の非支配株主に影響を与える場合、当該結合に関する情報ニーズを満たすために当該企業の財務諸表に依拠する利用者の構成は、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合における利用者の構成とも類似している。具体的には、両方の種類の企業結合について、当該利用者は、移転先企業の当該非支配株主、潜在的な株主、並びに融資者及び他の債権者で構成される。
- 2.22 したがって、両方の結合自体が、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と類似し (2.20 項)、移転先企業の財務諸表の利用者の構成が両方の場合で類似している (2.21 項) ため、そうした結合における利用者の共通の情報ニーズも類似している。
- 2.23 したがって、当審議会の予備的見解では、原則として、取得法を移転先企業の非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合に適用すべきである。ただし、コストと便益のトレードオフ及び他の実務上の考慮の対象となる (2.35 項から 2.47 項で議論している)。

#### 非支配株主に影響を与えない結合

- 2.24 これと対照的に、移転先企業が非支配株主に影響を与えない場合 (100%所有会社が関与する共通支配下の企業結合の場合など) には、結合企業に対する最終的な支配に変動がないだけでなく、当該結合で移転される経済的資源に対する最終的な所有持分の変動もない。そのような状況では、当該結合が IFRS 第 3 号が対象とする企業結合とどのくらい類似しているのか及び取得法を適用すべきかどうかについて疑問が生じる可能性がある。
- 2.25 100%所有会社の間での結合を、図 2.3 及び図 2.4 において、支配当事者 (企業 P) が株式公開で 100%所有の子会社 (企業 A 及び B) を売却したいと考えている例を使用して例示している。シナリオ 1 では、企業 P は、企業 A 及び企業 B に対す

## 共通支配下の企業結合

る所有及び支配を中間持株会社（HoldCo）を通じて行っている。したがって、企業 P は HoldCo の売却によって、企業 P の子会社を売却することができる。これと対照的に、シナリオ 2 では、企業 P は子会社を直接所有し支配している。この場合、企業 P はまず子会社を再編することが必要となる可能性がある。企業 P はそれを、図 2.4 で例示しているように、さまざまな方法で行うことができる。

図 2.3—株式公開前のグループ構成

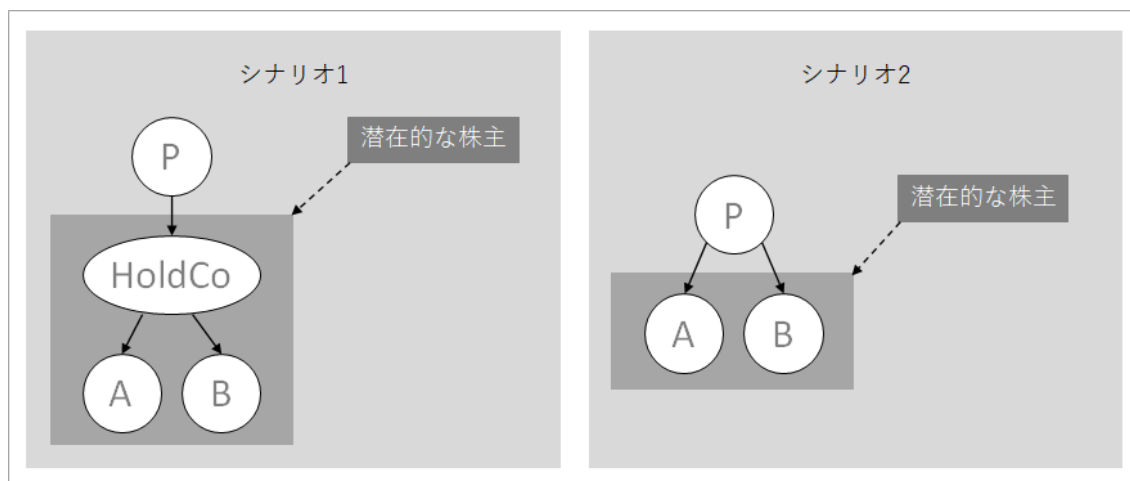
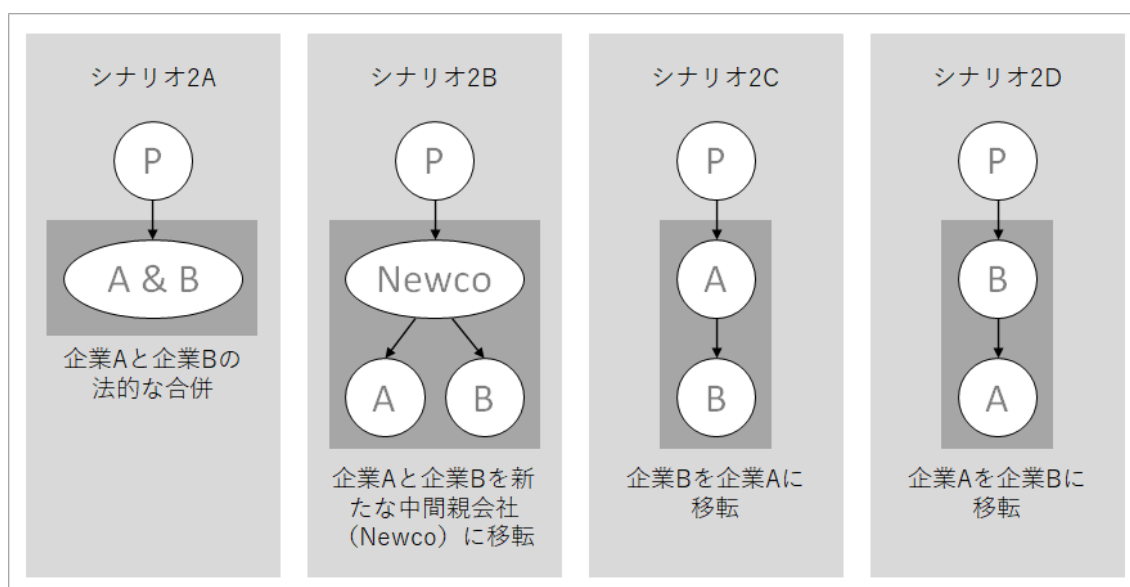


図 2.4—株式公開に備えたグループ再編



- 2.26 取得法を図 2.4 で例示しているグループ再編に適用するとした場合、結合企業の 1 つを「取得企業」として識別することが必要となる。企業 A 又は企業 B のいずれか、あるいはシナリオ 2B では、NewCo の可能性がある<sup>13</sup>。取得企業の識別は、どの測定基礎を結合企業の資産及び負債に適用するのかを決定し、したがって、通常、どのような情報が潜在的な一般株主に提供されるのかに根本的かつ幅広い影響を与えることになる。取得企業として識別された企業の資産及び負債は引き続き既存の帳簿価額で測定されるが、他の結合企業（シナリオ 2B では複数）の資産及び負債は公正価値で測定される。しかし、それらの株主の観点からは、図 2.3 及び 2.4 において影付きの領域で示しているように、すべてのシナリオで同じ経済的資源に投資していることになる。これと対照的に、簿価法は、支配当事者が株式公開に備えて子会社を再編するかどうか及びどのように再編するかに関係なく、すべてのシナリオで類似した情報を生み出すことになる。
- 2.27 さらに、図 2.4 で例示しているグループ再編のように 100%所有会社が関与する共通支配下の企業結合において取得企業を識別することは、困難である可能性がある。その困難が生じるのは、取得法を適用する際に、結合の法的構成はどの企業が取得企業であるのかを必ずしも決定しないからである。その代わりに、IFRS 第 3 号は取得企業の識別に関する適用指針を提供している。その指針の一部は、結合が結合企業の株主に与える影響を考慮している<sup>14</sup>。しかし、そうした影響は、支配当事者が 100%所有している結合企業については生じない。そのような場合には、有用な情報をもたらす方法で取得企業を識別することが困難である可能性がある。これと対照的に、非支配株主が結合で移転される経済的資源に対する所有持分を取得する場合には、IFRS 第 3 号における指針が取得企業を識別するのに役立つ可能性がある。
- 2.28 移転先企業に非支配株主がない場合の取得法の適用に関してのもう 1 つの困難は、支払対価が、関連のない当事者の場合に支払われたであろう対価と異なる可能性があることである。例えば、図 2.4 で例示したグループ再編において、支配当事者（企業 P）が結合企業に、取引を移転対象企業の資産及び負債の帳簿価額で行うように指図する可能性がある。しかし、第 3 章でさらに議論するように、取得法を適用したのれんの測定は、支払対価の金額が独立第三者間の交渉で決定され、取得した事業の公正価値及び当該結合から期待されるシナジーに対する価格に応じて決まるという前提に基づいている。その結果、のれんは、取得した事業において

<sup>13</sup> 企業結合を行うために新会社が設立される場合に、IFRS 第 3 号の B18 項が新会社を取得企業として識別することを認めない場合がある。そうした場合には、企業 A 又は企業 B を取得企業として識別しなければならない。

<sup>14</sup> IFRS 第 3 号の B15 項(a)及び B15 項(b)

## 共通支配下の企業結合

事前に存在していたのれんの公正価値及び当該結合から期待されるシナジーに対する価格を反映すると見込まれる金額で測定される。これと対照的に、共通支配下の企業結合の価格が独立第三者間価格ではない場合には、取得法を適用すると、有用な情報を提供しない恣意的な金額でのれんを測定する可能性がある。

- 2.29 これも第 3 章でさらに議論するように、そうしたシナリオは、移転先企業の非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合では生じる可能性が低い。本プロジェクトのためのリサーチは、そうした結合においては、支払対価は通常、関連のない当事者間で支払われたであろう対価に近似するであろうことを示唆している。多くの法域で非支配株主を保護するように設計された規制があるからである。しかし、それらの規制は取引が非支配株主に影響を与えない場合には適用されない。
- 2.30 さらに、共通支配下の企業結合が移転先企業の非支配株主に影響を与えない場合、どの方法が、その方法の適用のコストを正当化するのに十分な便益を移転先企業の財務諸表の利用者のために生み出すのかに関して疑問が生じる。
- 2.31 コストは、財務報告により提供され得る情報に関する一般的な制約である。特定の情報の報告のコストが当該情報を報告することによる便益により正当化されることが重要である<sup>15</sup>。共通支配下の企業結合が移転先企業の非支配株主に影響を与えない場合には、その企業の唯一の現在の株主は支配当事者であり、また、2.24 項で議論したように、当該結合は結合企業に対する当該当事者の支配も結合企業に対する所有持分も変化させない。また、1.25 項で議論したように、支配当事者は移転先企業を支配しているので、自らの情報ニーズを満たすために移転先企業の一般目的財務諸表に依拠する必要はない。
- 2.32 したがって、一部の人々は、これらの結合への取得法の適用が正当化されるかどうかを疑問視している。本プロジェクトで利害関係者から受け取ったフィードバックは、簿価法の方が通常は適用のコストが低く、次の相手に有用な情報を提供するであろうことを示唆している。
- (a) 移転先企業の潜在的な株主。これは、簿価法が潜在的な株主に、すべてのシナリオにおいて結合された経済的資源に関する類似した情報を提供するからである。これは、共通支配下の企業結合が潜在的な株主への売却に備えて行われるのかどうかや、当該結合がどのように法的に構成されるのかを問わない (2.25 項から 2.26 項で議論し、図 2.3 及び 2.4 で例示している)。
- (b) 移転先企業の融資者及び他の債権者。これは、移転先企業に対する彼らの経

---

<sup>15</sup> 「概念フレームワーク」の 2.39 項

済的な関与が、通常は元本及び利息の支払の受取りに限定されているからである。したがって、融資者及び他の債権者は、企業が既存の債務を返済する能力及び新たな債務を調達する能力を評価するために、移転先企業のキャッシュ・フロー及び債務コミットメントに関する情報を必要とする。当該情報は、取得法又は簿価法のいずれが共通支配下の企業結合の会計処理に使用されるのかには、ほとんど影響を受けない。さらに、このような結合で受け取った特定の資産の公正価値は、場合によっては融資者及び他の債権者にとって有用となる可能性があるが、彼らの分析の結果は、彼らが当該情報を受け取るかどうかにはあまり左右されないであろう。

- 2.33 したがって、当審議会の予備的見解では、簿価法を、非支配株主に影響を与えない共通支配下の企業結合（100%所有会社間のすべての結合を含む）に適用すべきである。

測定方法の選択	
<b>当審議会の予備的見解</b>	
2.34	<p>当審議会の予備的見解は次のようなものである。</p> <p>(a) 取得法も簿価法も、いずれか一方を<u>すべての共通支配下の企業結合</u>には適用するようにすべきではない。</p> <p>(b) 原則として、共通支配下の企業結合が移転先企業の非支配株主に影響を与える場合には、取得法を適用すべきである。ただし、コストと便益のトレードオフ及び他の実務上の考慮（2.35 項から 2.47 項で議論している）の対象となる。</p> <p>(c) 簿価法は、他の<u>すべての共通支配下の企業結合（100%所有会社間のすべての結合を含む）</u>に適用すべきである。</p>

### 非支配株主に影響を与える結合についてのコストと便益のトレードオフ及び他の実務上の考慮事項

- 2.35 原則として、移転先企業の非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合には取得法を適用すべきであるという予備的見解に至った後、当審議会は次に、取得法をそうした結合の全部に適用すべきか一部にのみ適用すべきかを検討した。
- 2.36 本プロジェクトで協議した一部の利害関係者は、非支配株主が移転先企業に対する「実質的な」所有持分を保有している場合にのみ取得法を適用すべきであり、他のすべての場合に簿価法を適用すべきであると提案した。それらの利害関係者の

## 共通支配下の企業結合

一部は、取得法は簿価法よりも適用にコストがかかると主張した。彼らは、取得法の適用のコストは、非支配株主が移転先企業に対して「小さな」所有持分しか有していない場合には、取得法によって提供される情報の便益で正当化できない可能性があるという懸念を示した。一部の利害関係者は、すべての非支配株主が移転先企業の**関連当事者**（情報ニーズを満たすために移転先企業の財務諸表に依拠する必要がない場合がある）である場合には、当該コストが正当化されない可能性があるとも指摘した。

2.37 また、一部の利害関係者は、会計上の裁量の機会に関する懸念も示した。彼らは、取得法は移転先企業がのれん及び他の無形資産を認識し、資産を公正価値で測定することを、移転先企業が移転対象事業をずっと所有していたとしたならば IFRS 基準が認めないであろう場合に、要求することになると指摘した。彼らは、非支配株主に影響を与えるすべての共通支配下の企業結合に取得法を要求すると、移転先企業がそうした会計上の結果を達成するために特定の方法で結合を構成することができてしまうと指摘した。

2.38 したがって、当審議会は、一部の状況において、非支配株主に影響を与える結合に取得法を適用することが、取得法の適用のコストを正当化する便益を生み出さない可能性があるかどうか、あるいは、会計上の裁量の機会を生じさせる可能性があるかどうかを検討した。当審議会はまず、非支配株主の所有持分の程度が閾値を下回る場合には取得法を適用すべきではないと定める定量的な閾値を設けるべきかどうかを検討した。しかし、当審議会はこのようなアプローチを棄却した。定量的な閾値は恣意的となり、概念的根拠に欠けるからである。また、会計上の裁量の機会に関する懸念をさらに生じさせる可能性がある。したがって、当審議会は次に、定性的要因を検討した。

2.39 第1に、当審議会は、移転先企業の**株式が公開市場**で取引されている場合に、取得法を共通支配下の企業結合に適用すべきであるという予備的見解に至った。当審議会は、多くの法域における最低限の上場要件又は株式公開についての資本市場規制により、通常、企業に対する非支配株主の所有持分が僅少である場合には株式上場ができないことに留意した。したがって、公開市場における取引に基づく条件は、それ自体は恣意的な定量的閾値を課すものではなく、恣意的とならずに間接的に定量的考慮を適用するものとなる。当審議会の考えでは、このような条件は客観的で適用が容易であり、会計上の裁量の機会を生じさせないであろう。さらに、類似した条件が、既に IFRS 基準において、どの情報がある特定の場合に提供しなけ



ればならないのかを決定するために使用されている<sup>16</sup>。

2.40 第 2 に、当審議会は、移転先企業の株式が**公開取引**されていない場合に、取得法の適用の便益をコストと比較考量する方法、及びその代わりに簿価法をそうした企業における非支配株主に影響を与える結合に適用すべきかどうか、また、どのような場合に適用すべきかを検討した。当審議会は、**非公開保有**の企業（すなわち、株式が公開取引されていない企業）について、次の定めを設けるべきであるという予備的見解に至った。

(a) 取得法の選択的な免除 — 移転先企業が簿価法の使用を提案する旨を非支配株主の全員に伝えていて、当該株主に反対されなかった場合には、取得法ではなく簿価法を使用することを認めるべきである（2.41 項から 2.44 項参照）（取得法の選択的な免除）。

(b) 取得法に対する例外 — 移転先企業の非支配株主の全員が当該企業の関連当事者（IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」で定義）である場合には、取得法ではなく簿価法を使用することを要求すべきである（2.45 項参照）（取得法に対する関連当事者の例外）。

2.41 当審議会は、非公開保有の企業については、取得法によって提供される情報の便益が当該情報の提供のコストを上回らない可能性があると考えている。例えば、非公開保有の企業の非支配株主が次のいずれかである場合には、便益がコストを上回らない可能性がある。

(a) 企業に対して重要な所有持分を保有していない。

(b) 情報ニーズを満たすために企業の財務諸表に依拠する必要がない（例えば、企業と個人株主との間の契約の条件が、情報を入手する権利を当該株主に与えている場合）。

(c) 自身又は金融仲介業者のいずれかが行う詳細な財務情報の分析に、通例では依拠していない。

2.42 したがって、当審議会は、非公開保有の企業が取得法の「免除を選択」して代わりに簿価法を適用することを条件付きで認めるべきであるという見解に至った。その条件は、非支配株主の全員が結合への簿価法の使用について知らされていて、その使用に反対しなかったことである。この条件は、既に IFRS 基準において、一部

<sup>16</sup> IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の第 4 項(a)(ii)、IFRS 第 8 号「事業セグメント」の第 2 項(b)(i)及び IAS 第 33 号「1 株当たり利益」の第 2 項(b)(i)参照。これらの基準は、公開市場を国内又は外国の株式取引所又は店頭市場（ローカル及び地域市場を含む）として記述している。

## 共通支配下の企業結合

の要求事項を特定の状況（当審議会の考えでは、当該要求事項の適用のコストが適用の便益を上回る可能性がある場合）において非公開保有の企業に対して免除するために使用されているものである<sup>17</sup>。

- 2.43 この条件は、非支配株主が簿価法の使用に反対しない限り、非支配株主からの行動を必要としない。当審議会の見解は、条件をこのように設計することで、簿価法の使用について明示的な合意を求めることを企業に要求するよりも、便益とコストの間の適切なトレードオフにつながるというものである。これは、非支配株主がどの情報を受け取るのかに関しておおむね無関心である場合、どの方法を使用するかに関する要請に回答する可能性は低いからである。しかし、当審議会は、非支配株主にとって公正価値情報が重要である場合には公正価値情報を受け取れるように、非支配株主が取得法の使用を要求することを認めるべきであるという見解にも達した。
- 2.44 こうした免除の適用に関して実務上の疑問が生じる可能性がある。例えば、企業が非支配株主にどのようにいつ通知をすべきかということや、当該株主に反対意見を提起するための期間をどのくらい与えるべきかについてである。しかし、このような条件は既に IFRS 基準で使用されている。したがって、当審議会は、このような免除は、特に非公開保有の企業における少数の集中した安定的な株式保有については、実務において運用可能であろうと予想している。
- 2.45 また、当審議会は、非支配株主の全員が企業の関連当事者（IAS 第 24 号で定義）である場合には、非公開保有の移転先企業に取得法の使用を認めるべきではないという予備的見解にも達した。当審議会の理由付けは、移転先企業の関連当事者は情報ニーズを満たすために一般目的財務諸表に依拠する必要がない可能性があるというものである。したがって、そうした場合の取得法の適用の便益は、コストを正当化しない可能性がある。さらに、その場合に簿価法を要求することで、取得法に適格となるという目的のみで関連当事者に株式を発行することによって結合を操作する機会を防ぐことになる。
- 2.46 取得法を非支配株主に影響を与える結合に対してどのような場合に適用すべきか、及び簿価法をどのような場合にそうした結合に適用すべきかに関する当審議会の予備的見解は、すべて IFRS 基準において既に使用されている条件に基づいている。当審議会は、既に使用されている条件に依拠するアプローチの方が、実務で適用されたことのない新しい条件を IFRS 基準に導入するよりも、一般的に複雑性が少なくなると考えている。

---

<sup>17</sup> IFRS 第 10 号の第 4 項及び IAS 第 28 号の第 17 項参照

測定方法の選択	
<b>当審議会の予備的見解</b>	
2.47	<p>移転先企業の非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合について、当審議会の予備的見解は次のとおりである。</p> <p>(a) 移転先企業の株式が公開市場で取引されている場合には、移転先企業が取得法を適用することを<u>要求</u>すべきである。</p> <p>(b) 移転先企業の株式が非公開で保有されている場合、</p> <p style="padding-left: 2em;">(i) 移転先企業が簿価法の使用を提案する旨を非支配株主の全員に伝えていて、当該株主に反対されなかった場合には、簿価法を使用することを<u>認める</u>べきである（取得法の選択的な免除）。</p> <p style="padding-left: 2em;">(ii) 移転先企業の非支配株主の全員が当該企業の関連当事者である場合には、簿価法を使用することを<u>要求</u>すべきである（取得法に対する関連当事者の例外）。</p>

2.48 2.47 項で示した予備的見解に至るにあたり、当審議会は、選択的な免除及び関連当事者の例外を、非公開保有の企業だけでなく公開取引されている企業にも適用すべきかどうかを検討した。

2.49 第 1 に、一部の利害関係者は、公開取引されている移転先企業についても、取得法によって非支配株主に提供される情報の便益は、当該非支配株主が移転対象企業の資産及び負債の公正価値情報ではなく簿価に関する情報を受け取ることに反対しないのであれば、コストを十分に正当化しない可能性があるとして指摘した。この指摘を検討するにあたり、当審議会は、公開取引されている企業については、このような免除は次のようになる可能性があることに留意した。

(a) 適用がより困難となる可能性がある（2.50 項参照）。

(b) コストと便益の理由で正当化することがより困難となる可能性がある（2.51 項参照）。

2.50 選択的な免除は、公開取引されている企業については適用がより困難となる可能性がある。そのような企業は、株主が多数であることが多く、株式所有の変動が頻繁であるのに対し、非公開保有の企業は、より安定的で集中した所有構造となっている可能性が高い。したがって、非公開保有の企業について 2.44 項で議論した実

## 共通支配下の企業結合

務上の課題が、公開取引されている企業については克服するのがずっと困難となる可能性がある。

2.51 また、選択的な免除は、公開取引されている企業については、コストと便益の理由で正当化することもより困難となる可能性がある。その理由は、次のとおりである。

(a) 公開取引されている移転先企業の非支配株主は、合計では、当該企業に対する重要な所有持分を保有している可能性が高く (2.39 項)、情報ニーズの多くを財務諸表に依拠する必要がある。これは次のような非公開保有の移転先企業の非支配株主とは異なる。

(i) 当該企業に対する重要な所有持分を保有していない場合がある。

(ii) 情報ニーズを満たすために企業の財務諸表に依拠する必要がない場合がある。

(iii) 詳細な財務情報を通例的に分析していない場合がある (2.41 項)。

(b) 公開取引されている企業に対する株式所有は、非公開保有の企業に対するものよりも頻繁に変化する可能性が高い。その結果、結合に関する情報を使用することとなる公開取引されている企業の非支配株主は、移転先企業が簿価法を使用することを提案した際に協議した株主と同じではない可能性があり、その回答も異なっていた可能性がある。この可能性は非公開保有の企業にも存在するが、そうした企業の場合には当てはまる可能性がより低い。そうした企業の株式保有は一般的に流動性がより低いので、安定的な所有ベースを有している可能性がより高いからである。

2.52 それらの理由で、当審議会は、取得法の選択的な免除を公開取引されている企業に拡張したいと考えるならば、その免除は、適切な会計上の結果を達成し実務で運用可能とするために、非公開保有の企業についての免除とは異なる方法で設計することが必要となる可能性があるという見解に至った。

2.53 第 2 に、一部の利害関係者は、取得法に対する関連当事者の例外を、公開取引されている企業にも適用すべきであると提案した。言い換えると、公開取引されている移転先企業は、非支配株主の全員が当該企業の関連当事者である場合には、簿価法を使用することを要求されることになる。この提案を検討するにあたり、当審議会は、上場要件又は資本市場規制により、公開取引される企業の株式のうち、企業に関連していると考えられる者が保有できる数が限定されていることが多いことに留意した。したがって、当審議会は、公開取引されている企業の非支配株主の全

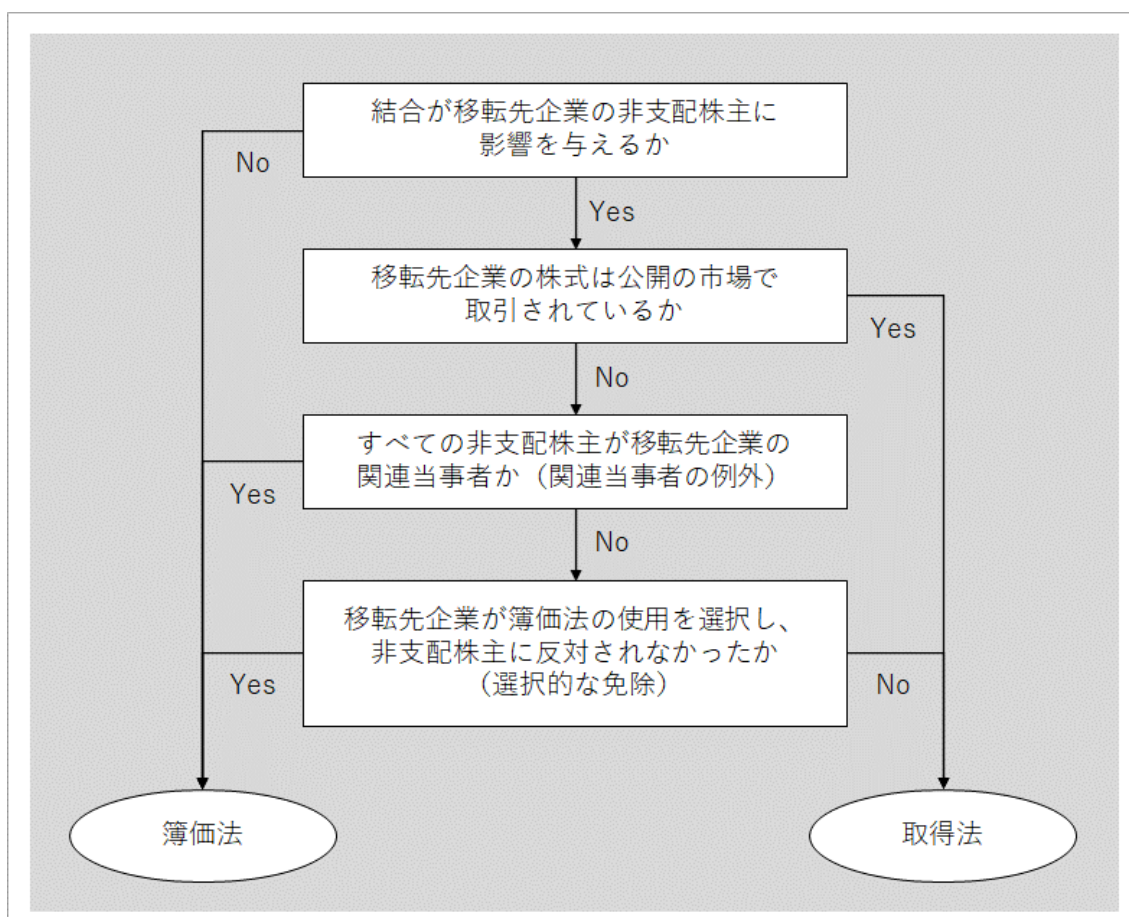
員が当該企業の関連当事者であることは異例のことであろうと予想している。このため、関連当事者の例外を公開取引されている企業に拡張することは、実務上の影響がほとんどない可能性がある。

- 2.54 当審議会は、取得法の選択的な免除や取得法に対する関連当事者の例外を公開取引されている企業に拡張することを提案していないが、そうした拡張を行うべきかどうか（また、その場合、どのように行うべきか）に関して利害関係者からのフィードバックを求めている。

### 当審議会の予備的見解の要約

- 2.55 どの方法をどのような場合に使用すべきかについての当審議会の予備的見解を、図 2.5 に要約している。

図 2.5—当審議会の予備的見解の要約



### 当審議会の予備的見解の適用の影響

- 2.56 当審議会の予備的見解が適用される場合、取得法が所定の状況における共通支配

## 共通支配下の企業結合

下の企業結合に適用され、簿価法が他のすべてのケースに適用されることになる。一部の利害関係者は、単一の方法（例えば、簿価法）をすべての共通支配下の企業結合に適用する方が、当審議会の予備的見解で示しているアプローチよりも、実務の不統一を効果的に軽減し、そうした結合の報告における比較可能性を改善するであろうと提案した。さらに、一部の利害関係者は、簿価法をすべての共通支配下の企業結合に適用する方が、当審議会のアプローチよりも、生じる複雑性が少なく、コストが低く、会計上の裁量の機会が少なくなるであろうと主張した。

2.57 しかし、当審議会は、予備的見解に基づくアプローチは、実務の不統一を軽減するという本プロジェクトの目的を満たし、報告の透明性を改善し、共通支配下の企業結合に関するより良い情報（すなわち、目的適合性と比較可能性の両方がより高い情報）を提供しつつ、コストと便益のトレードオフを適切に考慮することになると考えている。特に、

(a) 実務の不統一は、次のことを定めることによって軽減されるであろう。

(i) どの方法をどの状況で適用すべきか（類似した取引を行う企業が同じ会計方針を適用することとなるように）

(ii) 簿価法をどのように適用すべきか（それにより、使用される簿価法の多様性によって生じる実務の不統一が解消されるように）

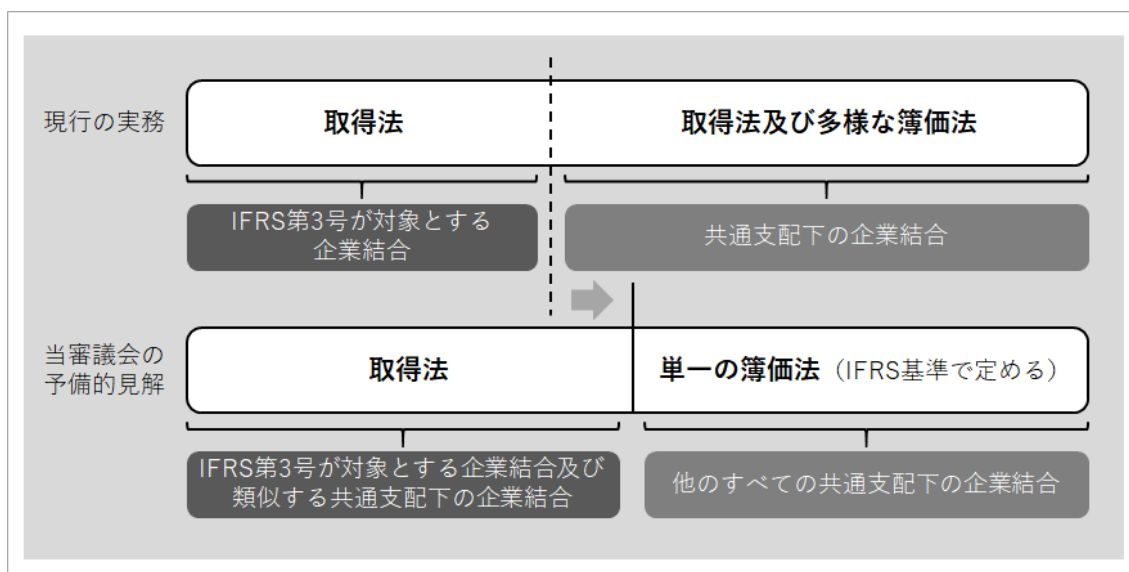
(b) 取得法が、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と、共通支配下の企業結合のうち IFRS 第 3 号が対象とする企業結合に類似しているもの（取得法の適用の便益がコストを上回る場合）の両方に適用される。その結果、移転先企業の財務諸表の利用者は、共通支配下の企業結合に関して目的適合性と比較可能性がより高い情報を受け取ることになり、これらの結合に関する報告の透明性が改善される。

2.58 そうした当審議会の予備的見解の適用の全体的な影響を、図 2.6 に示している<sup>18</sup>。

---

<sup>18</sup> 図 2.6 は当審議会の予備的見解の適用の全体的な影響を示すように設計されている。現行の実務に対する変更の生じそうな規模を示すことを意図したものではない。

図 2.6—当審議会の予備的見解の適用の全体的な影響



- 2.59 これと対照的に、簿価法をすべての共通支配下の企業結合について要求すると、IFRS 第 3 号が対象とする取引に類似した取引を報告する企業が、IFRS 第 3 号で要求している方法とは異なる方法を適用する結果となる。したがって、当審議会がこのようなアプローチを追求するとした場合、移転先企業の財務諸表の利用者は、目的適合性と比較可能性がより低い情報を受け取ることになる。
- 2.60 さらに、当審議会の見解は、2つの所定の方法のうちの1つを要求し、それぞれをどのような場合に使用すべきかを定めることは、両方の方法が既に使用されているので、財務諸表の作成者と利用者のいずれに対しても過度の複雑性を持ち込むことにはならないというものである。また、どの方法を適用すべきかを決定するために当審議会が開発した判断規準は、客観的であり、すべてIFRS基準で既に使用されている条件に基づいている。実際に、当審議会の見解は、企業がIFRS基準の要求事項の対象となり、自身の会計方針を策定しなくてもよくなるため、複雑性が軽減されるであろうというものである。
- 2.61 最後に、IFRS 第 3 号は、その範囲に含まれる企業結合について取得法を既に要求しているため、仮に当審議会がすべての企業結合について単一の測定方法を追求することを決定したならば、それは取得法の範囲をすべての共通支配下の企業結合にまで拡張することを意味する。そのようなアプローチは単純に見えるかもしれないが、本プロジェクトの間に協議した当審議会の利害関係者の多くは支持しておらず、本章に示した当審議会の分析に基づいて、当審議会はその見解に同意する。

コメント提出者への質問

測定方法の選択
<p><b>質問 2</b></p> <p>2.15 項から 2.34 項は、次のような当審議会の予備的見解について議論している。</p> <p>(a) 取得法も簿価法も、いずれか一方を<u>すべての共通支配下の企業結合</u>には適用するようすべきでない。</p> <p>これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どの方法をすべてのそうした結合に適用すべきだと考えるか、また、その理由は何か。</p> <p>(b) 原則として、共通支配下の企業結合が移転先企業の非支配株主に影響を与える場合には、取得法を適用すべきである。ただし、2.35 項から 2.47 項で議論しているコストと便益のトレードオフ及び他の実務上の考慮の対象となる（質問 3 参照）。</p> <p>これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、回答者の考えでは、どのような場合に取得法を適用すべきか、また、その理由は何か。</p> <p>(c) 簿価法は、他のすべての共通支配下の企業結合（100%所有会社間のすべての結合を含む）に適用すべきである。</p> <p>これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、回答者の考えでは、どのような場合に簿価法を適用すべきか、また、その理由は何か。</p>

測定方法の選択
<p><b>質問 3</b></p> <p>2.35 項から 2.47 項は、移転先企業の非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合についてのコストと便益のトレードオフ及び他の実務上の考慮事項を議論している。</p> <p>(a) 当審議会の予備的見解では、移転先企業の株式が公開市場で取引されている場合には、取得法を<u>要求</u>すべきである。</p> <p>これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>(b) 当審議会の予備的見解では、移転先企業の株式が非公開で保有されている場合、</p> <p>(i) 移転先企業が簿価法の使用を提案する旨を非支配株主の全員に伝えていて、当該株主に反対されなかった場合には、簿価法を使用することを<u>認める</u>べきである（取得法の選択的な免除）。</p> <p>この免除に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。この免除は実務において運</p>



用可能となると考えるか。そうでない場合、回答者の考えでは、こうした免除が実務で運用可能となるように、どのように設計すべきか。

- (ii) 移転先企業の非支配株主の全員が移転先企業の関連当事者である場合には、簿価法を使用することを要求すべきである（取得法に対する関連当事者の例外）。

この免除に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (c) 選択的な免除（質問 3(b)(i)）又は関連当事者の例外（質問 3(b)(ii)）に反対である場合、回答者の考えでは、非公開保有の企業に取得法を適用することの便益とそれを適用することのコストを、どのようにバランスさせるべきか。

#### 測定方法の選択

#### 質問 4

2.48 項から 2.54 項は、取得法の選択的な免除と取得法に対する関連当事者の例外を公開取引されている企業にも適用すべきであるとする、一部の利害関係者からの提案を議論している。しかし、当審議会の予備的見解では、公開取引されている受入会社は常に取得法を適用すべきであるとしている。

- (a) 取得法の選択的な免除を、公開取引されている移転先企業に利用可能とすべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、回答者の考えでは、こうした免除が実務で運用可能となるように、どのように設計すべきか。
- (b) 取得法に対する関連当事者の例外は、公開取引されている移転先企業に適用すべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

## 第3章 — 取得法の適用

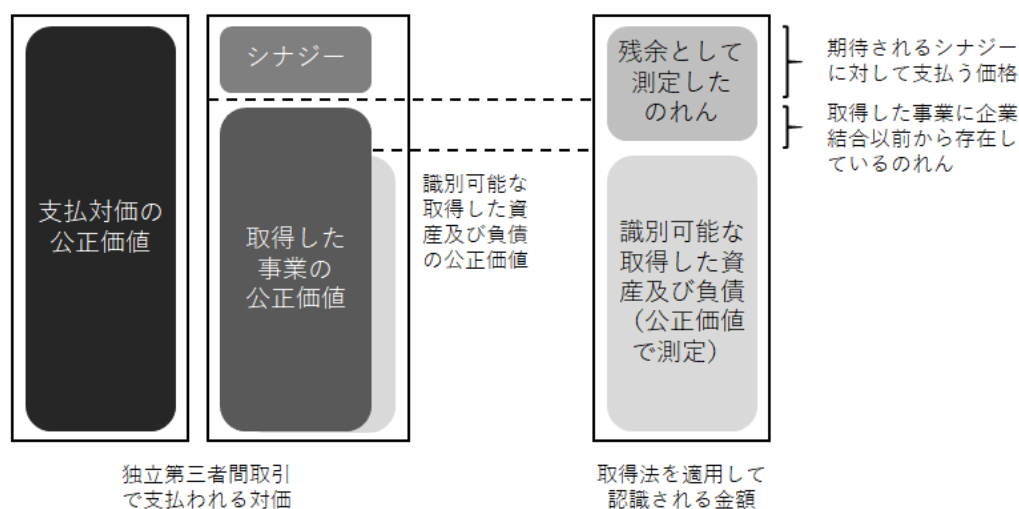
- 3.1 第2章は、IFRS第3号「企業結合」に示されている**取得法**を、**移転先企業の非支配株主**に影響を与える**共通支配下の企業結合**に適用すべきであるという当審議会の予備的見解（2.47項に示したように、免除及び例外がある）について議論している。本章は、取得法をそうした結合に適用する方法に関する特別の要求事項を当審議会が開発する必要があるかどうかを議論する。
- 3.2 第2章で議論した、どのような場合に取得法を適用すべきかについての当審議会の予備的見解の理由には、次のことが含まれている。
- (a) これらの結合はIFRS第3号が対象とする**企業結合**と類似している。
  - (b) これらの結合に関する情報の利用者の構成（したがって、その共通の情報ニーズ及びコストと便益の考慮事項も）が、IFRS第3号が対象とする**企業結合**の場合と類似している。
- 3.3 したがって、原則として、取得法はIFRS第3号に示したように適用すべきである。しかし、共通支配下の企業結合には、IFRS第3号が対象とする企業結合にはない1つの特徴が含まれている場合がある。具体的には、共通支配下の企業結合の支払対価は**支配当事者**によって指図される場合があり、したがって、IFRS第3号が対象とする企業結合において関連のない当事者間で交渉されたであろう独立第三者間価格とは異なる可能性がある。
- 3.4 しかし、取得法を適用したのれんの測定は、支払対価の金額が独立第三者間の交渉で決定され、以下に示すように決まるという前提に基づいている。
- (a) 取得した**事業**の公正価値
  - (b) 当該結合から期待されるシナジーに対して支払われた価格<sup>19</sup>
- 3.5 より具体的には、表1.1（1.7項参照）で説明したように、取得法を適用して、取得企業は企業結合で取得した識別可能な資産及び負債を認識し、それらを公正価値で測定する。取得企業はのれんも認識し、それを残余金額として測定する。すなわち、支払対価の公正価値が識別可能な取得した資産及び負債の公正価値を上回る超過額である<sup>20</sup>。その結果、のれんは、取得した事業に前から存在していたのれ

<sup>19</sup> IFRS第3号の結論の根拠のBC316項

<sup>20</sup> 3.5項は、IFRS第3号の第32項でより正確に説明している要求事項を要約したものである。

んの公正価値及び結合から期待されるシナジーに対して支払われた価格を反映すると見込まれる金額で測定される<sup>21</sup>。取得法のこれらの主要な要素を図 3.1 に示している。

図 3.1—取得法の主要な要素

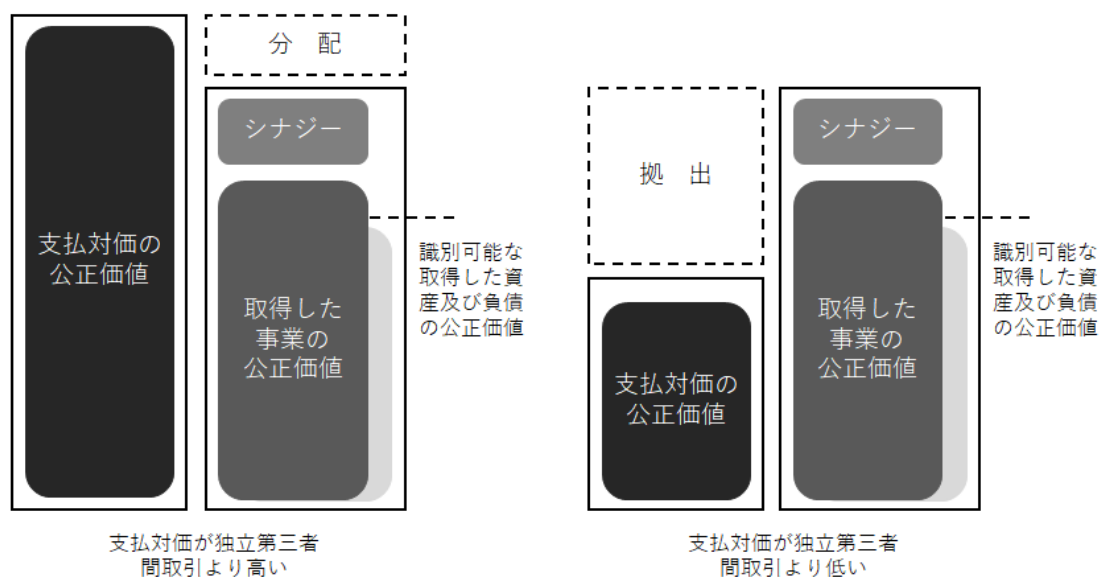


3.6 しかし、共通支配下の企業結合においては、移転先企業と**移転元企業**が、どれだけの対価が支払われるのかの決定に関与していない場合がある。その代わりに、支配当事者が対価の金額を決定している場合がある。当該金額と、独立第三者間取引であれば関連のない当事者に支払われていたであろう金額との差額は、当該結合が追加的な構成要素（すなわち、所有者としての立場で行動する所有者との取引）を含んでいることを示唆する。具体的には、図 3.2 で示すように、

- (a) 支払対価の方が高い場合には、その超過額は、移転先企業による資本から移転元企業（及び最終的には支配当事者）への分配を構成する。
- (b) 支払対価の方が低い場合には、その差額は、移転先企業の資本への移転元企業（及び最終的には支配当事者）からの拠出を構成する。

<sup>21</sup> 図 3.1 で示したように、取得した事業に前から存在していたのれんの公正価値は、取得した事業全体の公正価値が識別可能な資産及び負債の公正価値の総額を上回る超過額である。期待されるシナジーは、取得した事業を取得事業の事業と結合することから生じる便益に関するものであり、それぞれの結合に特有のものである。

図 3.2—資本からの分配又は資本への拠出



3.7 IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を適用して、所有者としての立場での所有者との取引は、移転先企業の持分変動計算書において報告すべきである<sup>22</sup>。

3.8 したがって、当審議会は、取得法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が次のものを識別し認識するための特別の要求事項を開発すべきかどうかを検討した。

(a) 資本からの分配 (3.11 項から 3.16 項)

(b) 資本への拠出 (3.17 項から 3.20 項)

3.9 当審議会は、取得法を共通支配下の企業結合に適用する方法について他に特別な要求事項を検討する必要性を識別していない。

3.10 5.8 項から 5.12 項は、IFRS 第 3 号が要求している開示要求 (例えば、これらの結合の条件に関する開示) に加えて、共通支配下の企業結合についての開示要求を当審議会が開発すべきかどうかを議論している。

### 資本からの分配

3.11 当審議회가、移転先企業が共通支配下の企業結合における資本からの分配を識別し認識することを要求とした場合、当審議회는そうした分配を測定する方法を定めることが必要となる。当審議회는、IFRS 第 3 号を開発した際に類似した論

<sup>22</sup> IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 106 項

点を検討した。買手が取得に対して「過大支払」をする企業結合について特別の要求事項を設けるかどうかである。そうした要求事項は IFRS 第 3 号に含めなかった。当審議会は、実務上、過大支払が取得日において検出可能又は既知である可能性は低く、過大支払を定量化することは、不可能ではないにしても困難であると結論を下したからである。したがって、過大支払が発生する場合には、それは当初は企業結合において認識されるのれんを含められ、その後ののれんの減損テストを通じて処理される<sup>23</sup>。

- 3.12 当審議会の考えでは、同様の困難が、共通支配下の企業結合における支配当事者への分配の識別及び測定において生じるであろう。付録 C はそうした困難について議論している。
- 3.13 当審議会は、移転先企業の非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合において、資本からの分配が実務で発生する可能性が高いかどうかについても検討した。実質上、こうした分配は当該非支配株主から移転元企業（及び最終的には支配当事者）に富を移転することになる。このプロジェクトに関するリサーチ及び利害関係者のインプットは、支配当事者への分配がこうした結合において生じる可能性は低いことを示唆している。そのような分配が生じる可能性が低いのは、多くの法域に、非支配株主の利益を保護するように設計された法的な要求事項及び規制があるからである。
- 3.14 3.12 項から 3.13 項で議論した理由で、当審議会は、移転先企業が取得法を適用して支配当事者への分配を識別、測定及び認識する要求を開発すべきではないという予備的見解に至った。したがって、非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合で過大支払が発生するという可能性の低い事象においては、過大支払は、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と同様に、当初はのれんを含められ、その後ののれんの減損テストを通じて処理されることになる。本ディスカッション・ペーパーの開発の間にこの事項について意見を提供した多くの利害関係者（IN9 項参照）（特に投資家及びアナリスト）は、その結論に同意した。
- 3.15 しかし、投資家及びアナリストは、支払対価が過大支払を含んでいるかどうかを自身で評価するのに役立つため、結合の経済実態に関する情報を必要としているとも強調した。取得法を共通支配下の企業結合に適用する際の開示要求については、第 5 章でさらに議論する（5.5 項から 5.12 項参照）。特に、第 5 章は、別の活動中のプロジェクト（のれん及び減損）において、当審議会が IFRS 第 3 号の考え得る改善を検討していると説明しており、これには、企業結合において支払った価

<sup>23</sup> IFRS 第 3 号の結論の根拠の BC382 項

## 共通支配下の企業結合

格が合理的であったかどうかを投資家及びアナリストが理解するのに役立つように設計した開示要求の改善が含まれる<sup>24</sup>。そうした改善された開示は、取得法が適用される共通支配下の企業結合における支払対価に関する有用な情報を提供するであろう。

取得法の適用	
<b>当審議会の予備的見解</b>	
3.16	当審議会は、取得法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が資本からの分配を識別、測定及び認識するという要求を開発すべきではないという予備的見解に至った。

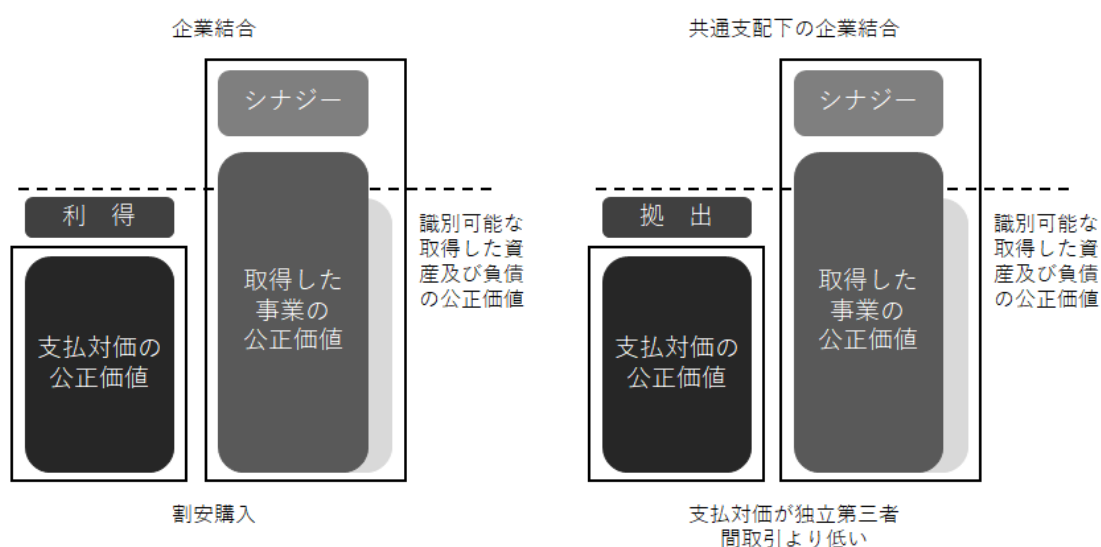
### 資本への拠出

- 3.17 当審議会は、取得法を共通支配下の企業結合に適用する際に資本への拠出を認識することを移転先企業に要求すべきかどうかについても検討した。当審議会はまず、そうした結合が移転先企業の非支配株主に影響を与える場合に、そうした拠出が生じる可能性が高いかどうかを検討した。3.13 項で議論した法的保護は、この状況では適用されない場合がある。そうした拠出は支配当事者から移転先企業の非支配株主に富を移転することになり、当該株主に不利な影響を与えないからである。それでも、支配当事者が非支配株主への富の移転を認める可能性は低い。したがって、当審議会は、そうした拠出も実務で発生する可能性は低いという見解に至った。
- 3.18 しかし、拠出が生じたという、可能性の低い事象において、それを識別し測定することができるのか、また、できたとした場合、それを認識すべきかどうかという疑問が生じる。図 3.2 に示したように、共通支配下の企業結合では、経済的には資本への拠出の金額は、独立第三者間取引ならば関連のない当事者間で交渉されたであろう対価が、実際に支払われた対価を上回る超過額に等しい。関連のない当事者間の独立第三者間取引では、対価の金額は取得した事業の公正価値及び結合から期待されるシナジーに対して支払われた価格を反映すると見込まれる（3.4 項で議論したように）。しかし、その金額は、実務において測定することが、不可能ではないにしても、困難であろう。したがって、拠出の全額（図 3.2 において破線の箱として示している）を測定することは、実務において運用可能ではないであろう。
- 3.19 当審議会は次に、拠出の一部分を識別し測定することができるかどうかを検討し

<sup>24</sup> ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」（2020 年 3 月公表）の第 2 章参照

た。その疑問を検討するにあたり、当審議会は、割安購入益についての IFRS 第 3 号の要求事項を分析した。割安購入益は、支払対価の公正価値が企業結合で取得した識別可能な資産及び負債の公正価値を下回る場合に生じる（図 3.3 で示している）。当該基準は、割安購入益が時として、例えば、売手が強制の下で行動している強制売却において、発生する可能性があると説明している<sup>25</sup>。IFRS 第 3 号は、そうした利得を純損益計算書に認識することを要求している。しかし、3.6 項の議論に基づいて、共通支配下の企業結合においては、識別可能な取得した資産及び負債の公正価値が支払対価を上回る超過額は資本への拠出を構成し、そのため、移転先企業の資本の変動として報告すべきである。したがって、当審議会は、共通支配下の企業結合における移転先企業が、識別可能な取得した資産及び負債の公正価値が支払対価を上回る超過額を、純損益計算書における利得ではなく、資本への拠出として認識するという要求を開発すべきであるという予備的見解に至った。拠出の測定は、図 3.3 で例示している。

図 3.3—割安購入益及び資本への拠出の測定



取得法の適用	
<b>当審議会の予備的見解</b>	
3.20	当審議会は、取得法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が、識別可能な取得した資産及び負債の公正価値が支払対価を上回る超過額を、純損益計算書における割安購入益としてではなく、資本への拠出として認識するという要求を開発すべきであるという予備的見解に至った。

<sup>25</sup> IFRS 第 3 号の第 35 項

コメント提出者への質問

	取得法の適用
質問 5	
<p>3.11 項から 3.20 項は、取得法を共通支配下の企業結合に適用する方法を議論している。</p>	
<p>(a) 当審議会の予備的見解では、取得法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が資本からの分配を識別、測定及び認識するという要求を開発すべきではない。</p>	
<p>これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、資本からの分配の識別及び測定についてどのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。特に、付録 C で議論している 2 つのアプローチのいずれかを提案するのか、それとも別の提案があるのか。</p>	
<p>(b) 当審議会の予備的見解では、取得法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が、識別可能な取得した資産及び負債の公正価値が支払対価を上回る超過額を、純損益計算書における割安購入益ではなく、資本への抛出として認識するという要求を開発すべきである。</p>	
<p>これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。</p>	
<p>(c) 取得法を共通支配下の企業結合に適用する方法について、移転先企業に対する他の特別の要求事項を当審議会が開発することを提案するか。その場合、どのような要求事項を開発すべきか、また、そのような要求事項を必要とする理由は何か。</p>	



## 第 4 章 — 簿価法の適用

- 4.1 第 2 章は、**簿価法**を以下に適用すべきであるという当審議会の予備的見解を議論している。
- (a) **移転先企業の非支配株主**に影響を与えないすべての**共通支配下の企業結合**（移転先企業の潜在的な株主、融資者又は他の債権者に影響を与える結合を含む）
  - (b) 所定の状況において**非公開保有**の移転先企業の非支配株主に影響を与える一部の共通支配下の企業結合（2.47 項(b)参照）
- 4.2 本章は、そうした結合に簿価法をどのように適用すべきかについての当審議会の予備的見解を議論している。
- 4.3 IFRS 基準は、簿価法に言及しておらず、そうした方法をどのように適用すべきかを定めていない。1.6 項で議論したように、多様な簿価法が実務において使用されている。特に、その変化形は以下に関するものである。
- (a) 受け取った資産及び負債の測定 — 移転先企業は、**移転対象企業**の帳簿価額又は**支配当事者**の帳簿価額のいずれかを使用して、当該資産及び負債を測定する<sup>26</sup>。
  - (b) 結合前情報の提供 — 移転先企業は、移転対象企業の資産、負債、収益及び費用を次のいずれかの方法で自らの財務諸表に含める。
    - (i) 結合前情報を修正再表示せずに、結合日<sup>27</sup>から将来に向かって
    - (ii) 表示する最も古い期間の期首から、移転先企業及び移転対象企業がずっと結合されていたかのように、遡及的に（結合前情報を修正再表示<sup>28</sup>）
- 4.4 4.6 項から 4.65 項は次のことを議論している。
- (a) 利害関係者からのインプット（4.6 項から 4.9 項）
  - (b) 受け取った資産及び負債の測定方法（4.10 項から 4.19 項）

<sup>26</sup> 場合によっては、移転元企業の帳簿価額が使用される。

<sup>27</sup> 企業（又は事業）に対する支配が移転先企業に移転される日

<sup>28</sup> 実務上、遡及的な修正再表示は、報告期間の期首からのみ又は結合する企業が最初に支配当事者の共通支配下に入った日からのみ適用される場合がある。

## 共通支配下の企業結合

- (c) 支払対価の測定方法 (4.20 項から 4.43 項)
- (d) 支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額の報告方法 (4.44 項から 4.50 項)
- (e) 取引コストの報告方法 (4.51 項から 4.56 項)
- (f) 結合前情報の提供方法 (4.57 項から 4.65 項)

4.5 本章は、簿価法の主要な特徴に焦点を当てている。当審議会は、本ディスカッション・ペーパーに対して寄せられたコメントを、予備的見解を確認すべきかどうか及び移転先企業が簿価法をどのように適用すべきかに関する詳細な提案を開発すべきかどうかを決定する際に考慮する。そうした将来の詳細な提案は、例えば、受け取った資産及び負債の帳簿価額が容易に利用可能ではない場合に、当該帳簿価額を決定する方法を扱う可能性がある。

### 利害関係者のインプット

4.6 移転先企業が簿価法をどのように適用すべきかに関する利害関係者の見解は、移転先企業が簿価法をどのような場合に及び何の理由で適用すべきかについての見解と結び付けられていることが多い (2.6 項から 2.13 項で要約している)。4.7 項から 4.9 項は、それらのトピックがどのように相互関連するのかを議論している。

#### 見解 A — 共通支配下の企業結合は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合とは異なる

4.7 2.7 項から 2.9 項で議論したように、一部の利害関係者は、簿価法をすべての共通支配下の企業結合に適用すべきであると主張している。彼らは、そうした結合はすべて IFRS 第 3 号が対象とする**企業結合**とは異なるものであると主張する。これらの利害関係者は、共通支配下の企業結合を支配当事者の視点から見ており、支配当事者はすべての結合企業を結合の前後両方で支配している。彼らの考えでは、支配当事者は単に自らの経済的資源をグループ内のある「場所」から別の場所に移動するだけである。結合企業に対する支配当事者の継続的な支配を反映するため、これらの利害関係者は、通常、次のことを主張する。

- (a) 受け取った資産及び負債を支配当事者の帳簿価額で測定すること
- (b) 移転対象企業の資産、負債、収益及び費用を、移転先企業と移転対象企業がずっと結合していたかのように、表示する最も古い期間の期首から移転先企業の財務諸表に遡及的に含め、結合前情報を修正再表示すること

#### 見解 B — 共通支配下の企業結合は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と類似している

4.8 2.10 項から 2.11 項で議論したように、一部の利害関係者は、共通支配下の企業結合の全部ではないにしても大半は、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合に類似していると主張している。これらの利害関係者は、共通支配下の企業結合を移転先企業の視点（支配当事者の視点ではなく）から見ている。しかし、彼らは一部のケースについてはコストと便益の理由から簿価法の使用に同意しており、実質的に、簿価法を一連の実務上の便法として見ている。それは、**取得法**を単純化して、例えば、受け取った資産及び負債の公正価値を決定する必要を避けるものである。これらの理由で、これらの利害関係者は、通常、簿価法の適用方法について次のような見解を示している。

(a) 受け取った資産及び負債の測定

- (i) 一部の人は、移転対象企業の帳簿価額の使用を支持している。このアプローチは支配当事者の視点ではなく結合企業の視点を採用しているからである。
- (ii) 他の人は、支配当事者の帳簿価額の使用を支持している。場合によっては当該価額の方が新しい可能性があるからである（4.11 項参照）。

- (b) 結合前の情報の提供 — 彼らは、移転対象企業の資産、負債、収益及び費用を移転先企業の財務諸表に結合日から将来に向かって含めることを主張しており、これは IFRS 第 3 号の要求事項と整合的である。このような将来に向かってのアプローチは、結合前情報の修正再表示を行わない。

**見解 C — 共通支配下の企業結合の一部は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合に類似し、他は類似していない**

4.9 2.12 項から 2.13 項で議論したように、一部の利害関係者は、共通支配下の企業結合はすべてが互いに類似しているわけではないと主張している。彼らの考えではそうした結合の一部は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合に類似し、他のそうした結合は類似していない場合がある。後者の結合については、彼らの見解では、簿価法を使用すべきである。これらの利害関係者は、簿価法の適用方法について次のような見解を示している。

(a) 受け取った資産及び負債の測定

- (i) 一部の人は、移転対象企業の帳簿価額の使用を支持している。こうしたアプローチは、移転先企業と移転対象企業を同一の基礎で扱うものであり、**結合財務諸表**に類似した結果を生じさせる。
- (ii) 他の人は、コストと便益の理由で、支配当事者の帳簿価額の使用を支

## 共通支配下の企業結合

持っている。彼らは、これらの帳簿価額の使用はグループ内での内部報告を簡素化し、したがって報告のコストを低減させると指摘する。

### (b) 結合前情報の提供

- (i) 一部の人は、移転対象企業の資産、負債、収益及び費用を、移転先企業と移転対象企業がずっと結合していたかのように、表示する最も古い期間の期首から移転先企業の財務諸表に遡及的に含め、結合前情報を修正再表示することを支持している。彼らの見解では、このアプローチは結合財務諸表の考え方と整合的であり（4.59 項参照）、結合後企業に関する有用な情報を提供する。
- (ii) 他の人は、移転対象企業の資産、負債、収益及び費用を移転先企業の財務諸表に、結合前情報を修正再表示せずに、結合日から将来に向かって含めることを支持している。彼らは、すべての結合企業についての結合前情報は有用である可能性があることに同意している。しかし、彼らは、そうした情報は主観的で提供にもコストがかかると主張している。さらに、そうしたアプローチは実際には結合前に存在していなかった結合後企業を描写することになると指摘している。

## 受け取った資産及び負債の測定

4.10 当審議会は、移転先企業が受け取った資産及び負債を、移転対象企業の帳簿価額で測定すべきか、それとも支配当事者の帳簿価額で測定すべきかを検討した<sup>29</sup>。これらの帳簿価額は、支配当事者が移転対象企業を設立以来支配してきた場合には、通常は同一であろう。しかし、例えば、移転対象企業を過去に外部者（すなわち、グループ外の当事者）から取得した場合、特にその外部からの取得が最近であった場合には、これらの帳簿価額は異なる可能性がある。

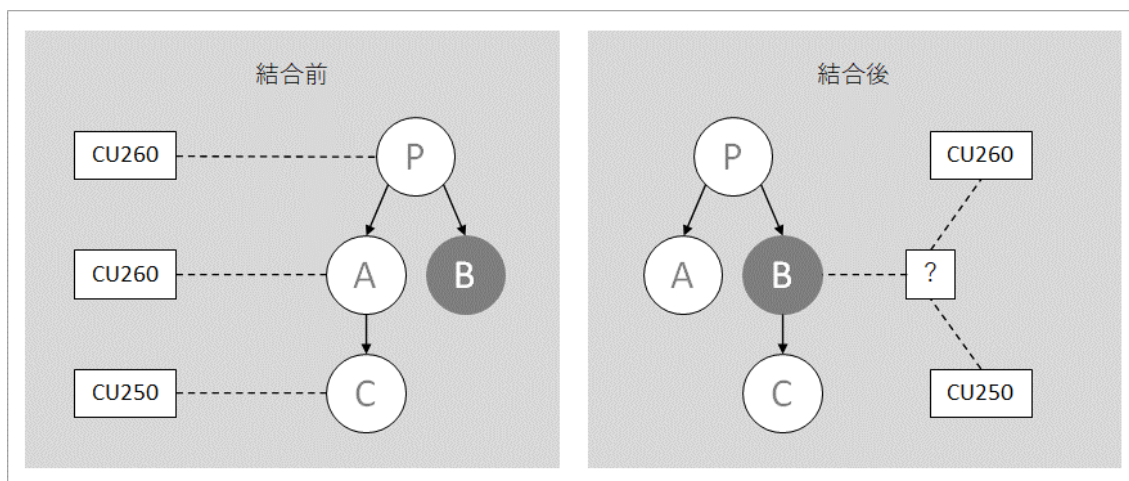
4.11 移転対象企業の帳簿価額と支配当事者の帳簿価額との差額は、図 4.1 に例示している。この例では、企業 P は企業 A、B 及び C を支配し全株保有している。過去に、企業 A は企業 C を外部者から取得した。取得法を適用して、企業 C の資産及び負債は企業 A（直接の取得企業）と企業 P（支配当事者）の両方が取得日の公正価値で測定した。その後、企業 C は企業 A から企業 B に移転される<sup>30</sup>。この共通

<sup>29</sup> 使用したアプローチに関係なく、受け取った資産及び負債の帳簿価額を移転先企業の会計方針に合わせるために修正することが必要となる場合がある。

<sup>30</sup> 共通支配下の企業結合を記述するにあたり、IFRS 第 3 号は、共通の支配が一時的ではないことを要求している。1.16 項で議論したように、当審議会は、「一時的な支配」の概念を維持すべきかどうか及びその意味を明確化すべきかどうかをまだ検討していない。

支配下の企業結合の時に、企業 C の資産及び負債の財務諸表上の帳簿価額は CU250 で<sup>31</sup>、企業 A と企業 P の両方の連結財務諸表における当該資産及び負債の帳簿価額は CU260 である<sup>32</sup>。後者の帳簿価額は、企業 A が企業 C を外部者から取得した際に実施された企業 C の資産及び負債に関する、より最近の評価を反映している。

図 4.1—共通支配下の企業結合における帳簿価額



4.12 図 4.1 の例で、支配当事者の帳簿価額を使用して共通支配下の企業結合で受け取った資産及び負債を測定すると、次のような結果となる。

- (a) 企業 C（移転対象企業）の資産及び負債のより最近の評価に基づく情報を提供する。しかし、支配当事者の帳簿価額は、共通支配下の企業結合の日における当該資産及び負債の公正価値を通常は反映していない（特に、前回の外部からの取得がかなり前に行われた場合）。
- (b) ほぼ間違いなく、「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）と不整合となる。「概念フレームワーク」は、財務諸表を作成する企業（この場合、移転先企業）の視点から取引及び事象に関する情報に焦点を当てる<sup>33</sup>。その視点からは、支配当事者が記録した帳簿価額は、間違いなく、企業 B（移転先企業）と企業 C（移転対象企業）との間の結合とは関係がない。支配当事者は当該結合の当事者ではないからである。
- (c) 結合する各企業（企業 B と企業 C）の資産及び負債を異なる基礎で扱う。す

<sup>31</sup> 本ディスカッション・ペーパーにおいて、貨幣金額は「通貨単位」（CU）で表示している。

<sup>32</sup> CU250 及び CU260 の金額はともに、(a)資産の帳簿価額の合計額から(b)負債の帳簿価額の合計額を差し引いたもので構成される正味金額の総額である。

<sup>33</sup> 「概念フレームワーク」の 3.8 項

## 共通支配下の企業結合

すなわち、結合後に、企業 B（移転先企業）の資産及び負債は、引き続き当該企業が報告した帳簿価額で測定されるが、企業 C（移転対象企業）の資産及び負債は、支配当事者が報告した帳簿価額で測定されることになる。このようなアプローチは、結合がどのように構成されるかに応じて（すなわち、企業 C が企業 B に移転されるのか、その逆なのかに応じて）、結合する各企業の資産及び負債に関して異なる情報が提供されることを意味する。

4.13 これと対照的に、移転対象企業の帳簿価額を使用して共通支配下の企業結合で受け取った資産及び負債を測定すると、次のような結果となる。

- (a) 企業 C（移転対象企業）に関して、トレンドの分析に有用な中断のない過去情報を提供する。
- (b) 支配当事者の視点ではなく、結合する各企業（企業 B 及び企業 C）の視点から結合を表示する。
- (c) 結合する各企業（企業 B と企業 C）の資産及び負債を同じ基礎で扱う。すなわち、結合後に、各企業の資産及び負債は、引き続き当該企業が以前に報告した帳簿価額で測定されることになる。このようなアプローチは、結合がどのように構成されるのかに関係なく（すなわち、企業 C が企業 B に移転されるのか、その逆なのかに関係なく）、結合する各企業の資産及び負債に関して同様の情報を提供することになる。

4.14 当審議会は、支配当事者の帳簿価額ではなく、移転対象企業の帳簿価額を使用する方が、所定の状況において簿価法を要求するか又は認める当審議会の理由と整合的であろうと考えている。具体的には、2.24 項から 2.27 項で議論し、図 2.3 及び図 2.4 で例示したように、非支配株主に影響を与えない共通支配下の企業結合について簿価法を使用すると、次のようになる。

- (a) 結合する各企業の潜在的な株主に有用な情報を提供する。簿価法が生み出す情報は、結合が法的にどのように構成されるのかに左右されないからである。
- (b) 取得法を適用するとした場合に生じる困難が避けられる。簿価法は、有用な情報を提供するために「取得企業」の識別に依存しないからである。

4.15 この論理を、簿価法をどのように適用すべきかに拡張すると、結合する各企業の資産及び負債は同じ基礎で扱うべきであるという示唆となる。すなわち、各企業の資産及び負債は、当該企業が以前に報告した帳簿価額で（結合が法的にどのように構成されるのかに応じて、結合する各企業の資産及び負債の測定に異なるアプローチを使用するのではなく）引き続き測定すべきである。

- 4.16 当審議会は、移転対象企業の帳簿価額を使用するか支配当事者の帳簿価額を使用するかについて 4.12 項から 4.13 項に要約した他の議論も検討した。当審議会は、原則として、より最近の評価に関する情報（4.12 項(a)で議論）とトレンド分析のための中断のない過去情報（4.13 項(a)で議論）の両方が財務諸表利用者に有用となる可能性があることを認めた。しかし、当審議会の見解は、概念上の観点からは、移転対象企業の帳簿価額を使用する方が、支配当事者の帳簿価額を使用するよりも適切である。支配当事者は移転先企業の移転対象企業との結合の当事者ではないからである。
- 4.17 実務上の視点から、当審議会は、移転対象企業の帳簿価額と支配当事者の帳簿価額のいずれの使用のコストが低いのかは、それぞれの結合の事実及び状況に応じて決まることに留意した。例えば、簿価法の適用のコストに影響を与える 1 つの要因は、移転対象企業又は支配当事者のいずれが IFRS 基準を適用して財務諸表を作成したのかである。
- 4.18 上記の分析に基づいて、当審議会は、移転対象企業の帳簿価額を使用することが、移転先企業の財務諸表の利用者にとって最も有用な情報を、当該情報の便益で正当化されるコストで提供する可能性が高いという予備的見解に至った。

簿価法の適用	
<b>当審議会の予備的見解</b>	
4.19	当審議会は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は受け取った資産及び負債を移転対象企業の帳簿価額を使用して測定すべきであるという予備的見解に至った。

## 支払対価の測定

- 4.20 共通支配下の企業結合で支払う対価は、さまざまな形態をとる場合がある。本プロジェクトのためのリサーチで、対価は通常は現金又は移転先企業の自社**株式**で支払われるが、非現金資産で又は負債の発生若しくは引受けによって支払われる場合もあることが示されている。
- 4.21 そのリサーチは、簿価法が実務で使用される場合、支払われた対価が公正価値又は帳簿価額、あるいは、自社株式で支払う対価の場合には、額面又は名目価値のいずれかで測定されていることを示している。したがって、当審議会は、移転先企業が次の形で支払対価をどのように測定すべきかを検討した。
- (a) 自社株式で（4.25 項から 4.28 項）

## 共通支配下の企業結合

(b) 資産で (4.29 項から 4.36 項)

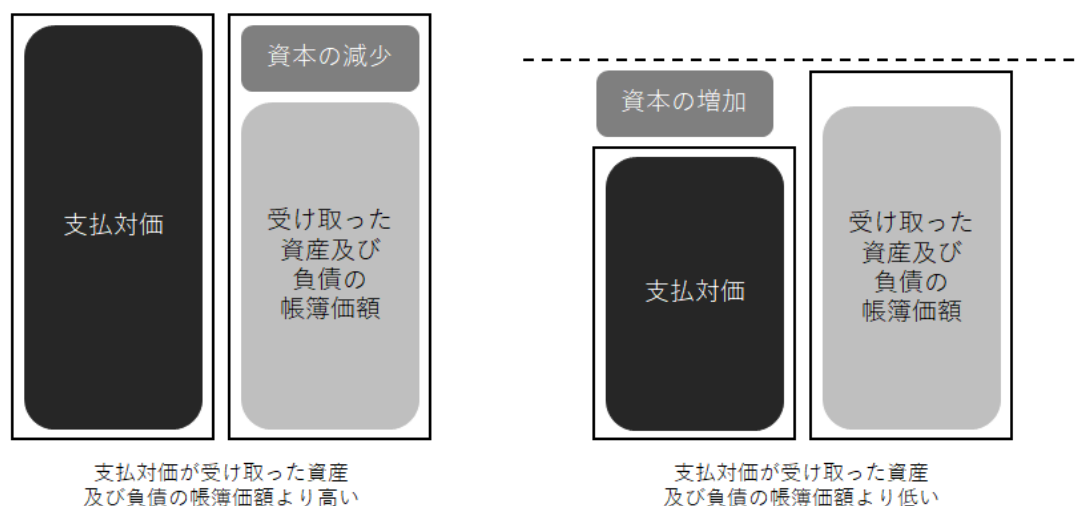
(c) 負債の発生又は引受けによって (4.37 項から 4.42 項)

4.22 3.5 項で議論したように、取得法は一般的に、支払対価と識別可能な取得した資産及び負債を公正価値で測定する。対価の公正価値と当該資産及び負債の公正価値との差額は、のれん (又は、通例でないケースでは、割安購入益) として認識される。これも同項で議論したように、取得法は、のれんの測定を、取得した**事業**に前から存在していたのれんの公正価値と結合から期待されるシナジーに対して支払った価格の両方を反映すると見込まれる金額で行う (取得法の主要な要素の説明については図 3.1 参照)。

4.23 しかし、4.10 項から 4.19 項で議論したように、簿価法は、受け取った資産及び負債を公正価値ではなく帳簿価額で測定する。さらに、実務において共通支配下の企業結合に適用されている簿価法は、通常、のれん又は利得を認識しない。その代わりに、支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額は、通常、移転先企業の資本の中での減少又は増加として認識されており、4.44 項から 4.50 項で議論しているように、当審議会はそうしたアプローチに同意している。したがって、取得法を適用する際に、支払対価の公正価値測定を要求している理由は、簿価法には適用されない。

4.24 4.23 項で議論した、簿価法の主要な要素の間の相互関係を図 4.2 に示している。

図 4.2—簿価法の主要な要素



自社株式で支払った対価



- 4.25 当審議会は、移転先企業が自社株式で支払った対価をどのように測定すべきか（例えば、公正価値か、額面又は名目価額か）を定めるべきかどうかを検討した。
- 4.26 4.23 項で説明したように、支払対価の測定方法の問題と、当該対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額の報告方法の問題との間には、相互関係がある。当審議会の見解（4.44 項から 4.50 項で議論している）では、その差額は資本の中で認識すべきである。当該差額を資本の中で認識する場合、自社株式で支払った対価の測定は、移転先企業の資産、負債、収益若しくは費用又は資本合計に影響を与えないが、移転先企業の資本の特定の内訳項目について報告される金額に影響を与える可能性がある。
- 4.27 移転先企業の自社株式で支払った対価の測定が移転先企業の財務諸表に与える潜在的な影響を、図 4.3 に示している。図 4.1 で示した例に続いて、企業 B（移転先企業）は企業 C（移転対象企業）の対価として 100 株を発行する。企業 B の株式の額面は 1 株当たり CU2 であり、結合日における公正価値は 1 株当たり CU2.7 である。企業 C の資産及び負債の財務諸表における帳簿価額は CU250 である。企業 B の自社株式の発行によって支払った対価についての測定アプローチは、図 4.3 で示しているように、企業 B の資本の特定の内訳項目について報告される金額に影響を与える可能性がある。

図 4.3—自社株式で支払った対価の測定

(すべての金額をCUで表示)	発行した株式 (額面)	発行した株式 (公正価値)
<b>企業Bの資本</b>		
発行した株式	200	270
支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との 差額	50	(20)
<b>資本の正味増加</b>	<b>250</b>	<b>250</b>

- 4.28 報告企業の資本の中での内訳項目の報告及び報告目的での発行した株式の測定は、各国の要求事項及び規制の影響を受けることが多く、一般的に IFRS 基準では定められていない。そうした理由から、当審議会は、移転先企業の自社株式で支払った対価の測定方法を定めるべきではないという予備的見解に至った。

#### 資産で支払った対価

- 4.29 当審議会は次に、移転先企業が資産で支払った対価をどのように測定すべきか（当該資産の公正価値か、それとも結合日現在の移転先企業の財務諸表における帳簿

## 共通支配下の企業結合

価額か) を検討した。対価が現金で支払われる場合には、その公正価値は帳簿価額でもあるため、両方の測定アプローチが同じ結果を生み出す。しかし、対価が現金以外の資産で支払われる場合には、対価の測定が、移転先企業が純損益計算書に当該資産の処分損益を認識するかどうかにより、次のように影響を与える。

- (a) 支払対価が当該資産の帳簿価額で測定される場合には、利得も損失も認識されない。
- (b) 支払対価が当該資産の公正価値で測定される場合には、移転先企業は、帳簿価額と公正価値が異なれば、当該資産の処分損益を認識することになる。

4.30 さらに、資産で支払った対価の測定は、移転先企業の資本の特定の内訳項目について報告される金額に影響を与える可能性がある。これは対価が移転先企業の自社株式で支払われる場合（4.27 項で議論した）と同様である。

4.31 現金以外の資産で支払った対価を当該資産の公正価値で測定するか帳簿価額で測定するかが移転先企業の財務諸表に与える潜在的な影響は、図 4.4 に例示している。図 4.1 で示した例に続いて、企業 B（移転先企業）は企業 C（移転対象企業）の対価として現金以外の資産を移転する。結合日現在の企業 B の財務諸表における当該資産の帳簿価額は CU220、公正価値は CU270 である。企業 C の資産及び負債の財務諸表における帳簿価額は CU250 である。現金以外の資産の移転によって支払った対価がどのように測定されるのかに応じて、企業 B は、純損益計算書に当該資産の処分益を報告する場合もしない場合もある。さらに、企業 B の資本の特定の内訳項目について報告される金額も変わってくる可能性がある。

図 4.4—資産で支払った対価の測定

(すべての金額をCUで表示)	移転した資産 (帳簿価額)	移転した資産 (公正価値)
<b>企業Bの純損益計算書</b>		
処分時の利得	—	50
<b>企業Bの資本</b>		
利益剰余金又は他の適切な資本の内訳項目	—	50
支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との 差額	30	(20)
<b>資本の正味増加</b>	<b>30</b>	<b>30</b>

4.32 4.28 項で議論したように、当審議会は一般的に報告企業の資本の中での報告の内訳項目の報告について定めていない。この事項は各国の要求事項及び規制の影響

を受けることが多いからである。しかし、現金以外の資産で支払った対価の測定は移転先企業の純損益計算書に認識される金額に影響を与えるので、当審議会はこの形態の対価を当該資産の公正価値で測定すべきか帳簿価額で測定すべきかを検討した。

- 4.33 資産で支払った対価を当該資産の公正価値ではなく帳簿価額で測定すると、取引の構成によって異なる会計上の結果が生じるという議論が成り立つ。例えば、移転先企業が最初に資産を公正価値で売却し、それからその現金収入を共通支配下の企業結合における対価として使用する場合には、純損益計算書に当該資産の処分損益を認識する。代わりに、移転先企業が当該資産を結合における対価として使用して、当該対価を当該資産の帳簿価額で測定する場合には、処分損益を認識しないことになる。この議論は、資産で支払った対価は当該資産の公正価値で測定すべきであり、それにより、処分がどのように生じるのかに関係なく、当該資産の処分に関して同様の情報がもたらされることを示唆している。
- 4.34 しかし、資産で支払った対価を公正価値で測定することは、高コストとなる可能性があり、重大な測定の不確実性を伴う可能性がある。これと対照的に、資産が現金で売却されてその現金収入を結合で支払う対価として使用する場合には、このような困難は生じない。資産で支払った対価を公正価値ではなく帳簿価額で測定する方が、受け取った資産及び負債を帳簿価額で測定することとの整合性が高いという議論も成り立つ。そのようなアプローチは、共通支配下の企業結合を 2 つの別個の取引（資産の処分と事業の取得）ではなく単一の取引（事業と対価の交換）と見る場合には、間違いなく、より適切であろう。
- 4.35 さらに、処分損益に関する情報は、簿価法が適用される共通支配下の企業結合における移転先企業の財務諸表の利用者には限定的な用途しかない可能性がある。第 2 章で示した当審議会の予備的見解では、そのような結合は通常は移転先企業の融資者及び他の債権者に影響を与えるであろう。2.32 項(b)で説明したように、融資者及び他の債権者は、企業が既存の債務を弁済し新たな債務を調達する能力を評価できるようにするため、移転先企業のキャッシュ・フロー及び債務コミットメントに関する情報を必要とする。その評価は、資産の処分益に関する情報にはあまり左右されないであろう。
- 4.36 4.33 項から 4.35 項に述べた議論を考慮して、当審議会は、資産で支払った対価を当該資産の公正価値で測定することの便益は、コストを上回らない可能性があるという見解に至った。したがって、当審議会は、移転先企業は資産で支払った対価を移転先企業の結合日における当該資産の帳簿価額で測定すべきであるという予備的見解に至った。

負債の発生又は引受けで支払った対価

- 4.37 最後に、当審議会は、移転先企業が**移転元企業**に対する負債の発生又は移転元企業の他の当事者に対する負債の引受けで支払った対価をどのように測定すべきかを検討した。
- 4.38 この形態の支払対価（及び関連する負債）は、次のいずれかで測定することが考えられる。
- (a) 結合日における当該負債の公正価値
  - (b) IFRS 基準を適用して当該負債の当初認識時に決定した結合日における金額
- 4.39 当審議会は、それらの測定アプローチが移転先企業の財務諸表に与える潜在的な影響を検討した。測定アプローチは次のことに影響を与える。
- (a) 当該負債の当初測定
  - (b) 支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額について、移転先企業の資本の中で認識される金額
- 4.40 しかし、一部のケース、例えば、金融負債については、適用される IFRS 基準が、当該負債を当初認識時に公正価値で測定することを要求することになる。その場合、両方の測定アプローチが同じ結果を生じさせることになる。
- 4.41 4.39 項から 4.40 項で議論した影響を除いて、負債の発生又は引受けで支払った対価についての測定アプローチは、結合における移転先企業の財務諸表に他には影響を与えない。さらに、4.28 項及び 4.36 項で述べたように、当審議会は、簿価法を適用する場合に他の形態の支払対価を公正価値で測定することを移転先企業に要求しないという予備的見解に至っている。
- 4.42 したがって、当審議会は、負債の発生又は引受けで支払った対価を常に公正価値で測定することを要求する説得力のある理由を見出さなかった。その代わりに、当審議会は、このような対価を IFRS 基準を適用して当該負債の当初認識時に決定した結合日における金額で測定すべきであるという予備的見解に至った。4.40 項で述べたように、場合によっては、適用される IFRS 基準が負債を公正価値で認識することを要求することになる。

簿価法の適用

当審議会の予備的見解

- 4.43 当審議会の予備的見解は次のようなものである。

- (a) 当審議会は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が自社株式で支払った対価をどのように測定すべきかを定めるべきではない。
- (b) 簿価法を適用する際に、移転先企業は支払対価を次のように測定すべきである。
  - (i) 資産で支払った対価 — 結合日における移転先企業の当該資産の帳簿価額で
  - (ii) 負債の発生又は引受けで支払った対価 — IFRS 基準を適用して結合日において当該負債の当初認識時に決定した金額で

### 支払対価と受け取った資産及び負債との差額の報告

- 4.44 4.23 項で議論したように、本プロジェクトのためのリサーチで、共通支配下の企業結合において、実務上、簿価法を適用する際に、支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額は、通常、移転先企業の資本の中で認識されていることが示されている。
- 4.45 当審議会は、当該アプローチを要求すべきか異なるアプローチを要求すべきかを検討した。IFRS 基準において、資本の変動は 2 つの源泉のいずれかから生じる。所有者としての立場での所有者との取引から（資本の拠出や株主への配当の分配など）又は企業の当期の財務業績の結果としてである。経済的には、簿価法を適用する際に生じる差額のすべてが必ずしも移転先企業の資本への拠出又は資本からの分配を構成するわけではなく、すべてが必ずしも収益又は費用を表すわけでもない。むしろ、当該差額は次の構成要素の 1 つ又は複数を含んでいる可能性がある。
- (a) 支払対価と、独立第三者間取引で関連のない相手方に対してならば支払われたであろう金額との差額。3.6 項で議論したように、そうした差額は、移転先企業の資本への拠出又は資本からの分配を構成する。
  - (b) 未認識ののれん（移転対象企業に前から存在していたのれんと、結合の結果として生じたシナジーで構成）。簿価法を適用すると、そうしたのれんは認識されない。（いろいろ理由がある中で特に、）共通支配下の企業結合において支払われる対価は、取得した事業の公正価値及び期待されるシナジーに対する価格の合計に近似しない場合があるからである（2.28 項から 2.29 項参照）。したがって、それらの状況でのれんを認識することは、有用な情報を提供しない

## 共通支配下の企業結合

恣意的な金額でのれんを測定する結果となる可能性がある。

- (c) その他の要因。受け取った資産及び負債を公正価値ではなく帳簿価額で測定することから生じる測定差額や、支払対価が簿価法においてどのように測定されるのかの影響などである（4.20 項から 4.43 項で議論している）。

- 4.46 4.45 項で記述した差額を構成要素に分解することを要求するアプローチは、コストがかかり、適用が複雑となる可能性がある。例えば、当該差額のどれかが受け取った資産及び負債の帳簿価額と公正価値との差額に関連しているのかを判断するには、移転先企業がそれらの公正価値を算定することが必要となる。さらに、3.11 項から 3.12 項で議論したように、当審議会は、支払対価と識別可能な取得した資産及び負債の公正価値との差額を取得法を適用して識別し測定するという要求は、実務で適用することが不可能ではないにしても、困難であろうという見解に至っている。そうした課題は、当審議会が移転先企業に簿価法を適用した生じた差額を構成要素に分解することを要求するとした場合にも生じるであろう。最後に、当該差額を構成要素に分解して、それらの構成要素を別々に認識することは、実質的に、簿価法と取得法との相違をなくすことになる。そのような結果は、特定の共通支配下の企業結合に簿価法を適用すべきであるという、第 2 章で議論した当審議会の予備的見解を否定することになる。
- 4.47 したがって、当審議会は、簿価法を適用する際に生じるそうした差額を構成要素に分解することを移転先企業に要求すべきではないという見解に至った。当審議会はまた、当該差額を移転先企業の資本に認識する方が、資産、負債、収益又は費用に認識するよりも適切であるという見解にも至った。当審議会の理由の中には、第 2 章で示した当審議会の予備的見解に従うと、簿価法が適用されるのは、共通支配下の企業結合のうち、関連当事者取引に適用される規制の対象とはならず（2.28 項から 2.29 項参照）、したがって移転先企業の資本への拠出又は資本からの分配（4.45 項(a)参照）を含む可能性のあるものとなるということがある。
- 4.48 当審議会は次に、資本のどの内訳項目に移転先企業が簿価法を適用する際に生じる差額を表示すべきなのかを定めるべきかどうかを検討した。実務上、この差額を表示するための場所には次のものがある。
- (a) 積立金（例えば、特別積立金（「再編積立金など」又は一般の積立金）
  - (b) 利益剰余金又は類似の資本の内訳項目
  - (c) 資本剰余金、払込剰余金又は類似の資本の内訳項目
- 4.49 4.28 項で議論したように、IFRS 基準は一般に、特定の金額を資本のどの内訳項目

に表示すべきかを定めていない。多くの場合、資本の内訳項目の表示は、特定の法域での法律、規制又は他の要求事項に応じて決まる。したがって、当審議会は、資本のどの内訳項目に移転先企業が支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額を表示すべきかを定めるべきではないという予備的見解に至った。

簿価法の適用	
<b>当審議会の予備的見解</b>	
4.50	<p>当審議会の予備的見解は次のことである。</p> <p>(a) 簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額を資本の中で認識すべきである。</p> <p>(b) 当審議会は、移転先企業が当該差額を資本のどの内訳項目に表示すべきかを定めるべきではない。</p>

## 取引コストの報告

- 4.51 共通支配下の企業結合を行うにあたり、企業に取引コストが生じる場合がある。助言、法律、会計、評価及び他の専門家に対する報酬や、株式又は負債性金融商品の発行コストなどである。
- 4.52 そうした取引コストを簿価法においてどのように扱うべきかに関する予備的見解を開発するにあたり、当審議会は次のことを検討した。
- (a) IFRS 第 3 号の要求事項及び当該要求事項の論拠
- (b) 簿価法を適用した報告実務
- 4.53 取得法では、取引コストは発生した期間の純損益計算書に費用として認識されるが、1 つの例外がある。その例外は、株式又は負債性金融商品の発行コストについてのものであり、それらは適用される IFRS 基準に従って会計処理される<sup>34</sup>。
- 4.54 IFRS 第 3 号を開発した際に、当審議会は、企業結合を実行するために発生した取引コストは買手と売手との間での事業の交換の一部ではないと結論を下した。むしろ、買手が受けたサービスに対して支払う別個の取引である。したがって、当該

<sup>34</sup> IAS 第 32 号「金融商品：表示」及び IFRS 第 9 号「金融商品」

## 共通支配下の企業結合

期間中に受け取って消費したサービスのコストは、費用として認識すべきである（株式又は負債性金融商品を発行するためのコストを除く）<sup>35</sup>。実務上、簿価法は通常、取引コストについて同じアプローチを使用している。

- 4.55 当審議会は、簿価法について取引コストを IFRS 第 3 号で要求しているアプローチと異なる方法で扱う理由を見出さなかった。IFRS 第 3 号で要求しているアプローチは、簿価法を適用する場合にも実務で使用されている。

簿価法の適用	
<b>当審議会の予備的見解</b>	
4.56	当審議会は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、取引コストを発生した期間に費用として認識すべきである（ただし、株式又は負債性金融商品の発行コストは、適用される IFRS 基準に従って会計処理すべきである）という予備的見解に至った。

## 結合前情報の提供

- 4.57 4.3 項で議論したように、簿価法を適用する際に、企業が移転対象企業の資産、負債、収益及び費用を遡及的に合算する場合がある。言い換えると、移転先企業の財務諸表が、結合企業がずっと結合していたかのように作成され、結合前情報が移転対象企業の資産、負債、収益及び費用を表示する最も古い期間の期首から含めるように修正再表示される。他の場合には、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合について要求されているように、企業はそれらの項目を結合日から将来に向かって合算する。この非遡及的アプローチは、移転先企業が結合前情報を修正再表示することを要求しない。
- 4.58 4.14 項から 4.15 項で議論したように、簿価法をどのように適用すべきかに関する予備的見解を開発するにあたり、当審議会は、どのような場合に簿価法を共通支配下の企業結合に適用すべきなのかに関する予備的見解の理由を検討した。具体的には、2.24 項から 2.27 項で議論し、図 2.3 及び 2.4 で例示したように、非支配株主に影響を与えない共通支配下の企業結合に簿価法を使用することは、次のような効果がある。
- (a) 結合企業の潜在的な株主に有用な情報を提供する。簿価法が生み出す情報は、結合が法的にどのように構成されるのかに左右されないからである。

<sup>35</sup> IFRS 第 3 号の結論の根拠の BC365 項から BC370 項



(b) 取得法を適用したとした場合に生じるであろう困難が避けられる。簿価法は、有用な情報を提供するために「取得企業」の識別に依拠しないからである。

- 4.59 この論理を、簿価法を結合前情報に関してどのように適用すべきかに拡張すると、結合前情報を結合が法的にどのように構成されるのかに左右されない方法で作成すべきであることが示唆される。すなわち、移転先企業は、移転対象企業の資産、負債、収益及び費用を遡及的に合算して、移転先企業の財務諸表が、結合企業がずっと結合していたかのように作成されるようにすべきである。このようなアプローチは、結合が法的にどのように構成されるのかに関係なく、同じ情報が提供される。また、このようなアプローチは、「概念フレームワーク」で議論されている結合財務諸表の考え方と同様となるが、これは遡及的アプローチを含意している<sup>36</sup>。
- 4.60 しかし、この論点を議論するにあたり、多くの財務諸表利用者及び他の利害関係者は、基本財務諸表において遡及的アプローチを使用することに同意しなかった。4.9 項(b)(ii)で説明したように、彼らはすべての結合企業についての結合前情報が有用となる可能性があることに同意したが、そうした遡及的アプローチは、グループの描写を当該グループが存在しなかった期間において提供することになるという見解を示した。一部の利害関係者は、こうした情報を「プロフォーマ」（または仮想的な）情報と呼び、そうした情報を基本財務諸表に含めることは不適切であると考えている。一部の利害関係者は、そうした情報を作成することは重要な判断及び不確実性を伴う可能性があるとの懸念も示した。最後に、一部の利害関係者は、結合企業のそれぞれに関しての過去の情報は、結合が株式公開に備えて行われる場合には、通常、資本市場規制によって要求されると指摘した。
- 4.61 実務上の視点から、当審議会は、遡及的アプローチは非遡及的アプローチよりも適用にコストがかかることに留意した。さらに、この 2 つのアプローチが異なる情報を提供するの、結合が生じた期間の財務諸表（比較情報を表示する場合を含む）及びその次の期間の財務諸表（比較情報を表示する場合のみ）においてのみとなる。これらのアプローチの間の相違は、その後の期間の財務諸表においては相違を生じさせない。
- 4.62 4.57 項から 4.61 項に要約した利害関係者のインプット及び分析を考慮した後に、当審議会は、遡及的アプローチによって提供される情報の便益は限定的である可能性があり、当該情報の提供のコストを上回らない可能性があるという見解に至った。したがって、当審議会は、移転先企業は移転対象企業の資産、負債、収益及び費用を結合日から将来に向かって合算すべきであるという予備的見解に至っ

<sup>36</sup> 「概念フレームワーク」の 3.12 項

## 共通支配下の企業結合

た。(ただし、この予備的見解は、結合前情報を財務諸表注記において開示することを移転先企業に要求することを妨げるものではない。この論点は 5.23 項から 5.25 項で議論する。)

- 4.63 当審議会は次に、会計目的上の移転先企業の識別に関する適用指針を提供すべきか、それとも取引の法的構成がこれをすべての場合において決定すべきかを検討した。この問題が生じるのは、非遡及的アプローチは結合前情報を移転先企業についてのみ提供するからである。例えば、第 2 章の図 2.4 は、株式公開に備えた 2 つの 100% 所有の子会社の結合を例示している。この結合はさまざまな方法で構成することができるので、問題は、取引の法的構成のみが、どの企業が会計目的上の移転先企業なのかを常に決定すべきなのかどうかである。代替的なアプローチとして、どの企業が会計目的上の移転先企業なのかの識別に関する適用指針を開発することが考えられる。2.27 項で説明したように、IFRS 第 3 号は既に、取得法を適用する際の会計目的上の取得企業の識別に関する適用指針を提供している（逆取得の場合など）。しかし、2.27 項で説明したように、当該指針は、簿価法が適用される状況において、どの企業が移転先企業なのかを識別することには役立たない場合がある。
- 4.64 4.58 項(b)で議論したように、非支配株主に影響を与えない共通支配下の企業結合に簿価法を適用すべきであるという当審議会の予備的見解の理由の 1 つは、有用な情報を提供する方法で取得企業を識別することの困難さである（2.26 項から 2.27 項参照）。同様の困難は、当審議会在企業に、簿価法を適用する際に結合の法的構成を越えて、他の事実及び状況を考慮して会計目的上の移転先企業を識別することを要求することとした場合にも生じるであろう。また、簿価法を使用する際には、移転先企業の識別は、結合日又はその後における資産、負債、収益及び費用の認識及び測定には影響を与えず、4.61 項で説明したように、結合前情報のみが影響を受ける。したがって、当審議会の考えでは、簿価法を適用する際に結合の法的構成を越えて、移転先企業を識別することを企業に要求することのコストは、そうしたアプローチによって提供される情報の便益を上回る可能性が高い。このため、当審議会は、簿価法を適用する際に、移転先企業の識別に関して取引の法的構成以外の要因を考慮する適用指針を開発すべきではないという見解に至った。

簿価法の適用	
当審議会の予備的見解	
4.65	当審議会は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、結合前情報を修正再表示せずに、移転対象企業の資産、負債、収益及び費用を結合日から将来に向かって自社の財務諸表に含めるべきであるという予備的見解

に至った。

## コメント提出者への質問

簿価法の適用
<b>質問 6</b>
<p>4.10 項から 4.19 項は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は受け取った資産及び負債を移転対象企業の帳簿価額を使用して測定すべきであるという当審議会の予備的見解を議論している。</p> <p>当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。</p>

簿価法の適用
<b>質問 7</b>
<p>4.20 項から 4.43 項は、次のような当審議会の予備的見解を議論している。</p> <p>(a) 当審議会は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が自社株式で支払った対価をどのように測定すべきかを定めるべきではない。</p> <p>(b) 簿価法を適用する際に、移転先企業は支払対価を次のように測定すべきである。</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 資産で支払った対価 — 結合日における移転先企業の当該資産の帳簿価額で</p> <p style="padding-left: 20px;">(ii) 負債の発生又は引受けで支払った対価 — IFRS 基準を適用して結合日において当該負債の当初認識時に決定した金額で</p> <p>当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。</p>

簿価法の適用
<b>質問 8</b>
<p>4.44 項から 4.50 項は、次のような当審議会の予備的見解を議論している。</p> <p>(a) 簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額を資本の中で認識すべきである。</p> <p>(b) 当審議会は、移転先企業が当該差額を資本のどの内訳項目に表示すべきかを定めるべきではない。</p>

## 共通支配下の企業結合

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

### 簿価法の適用

#### 質問 9

4.51 項から 4.56 項は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、取引コストを発生した期間において費用として認識すべきである（ただし、株式又は負債性金融商品の発行コストは、適用される IFRS 基準に従って会計処理すべきである）という当審議会の予備的見解を議論している。

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

### 簿価法の適用

#### 質問 10

4.57 項から 4.65 項は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、結合前情報を修正再表示せずに、移転対象企業の資産、負債、収益及び費用を結合日から将来に向かって自社の財務諸表に含めるべきであるという当審議会の予備的見解を議論している。

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

## 第 5 章 — 開示要求

---

- 5.1 この章は、**共通支配下の企業結合**に関して、これらの結合の報告の透明性を改善するために、どのような情報を注記において開示することを当審議会が**移転先企業**に要求すべきかを議論している。実務上、特に**簿価法**を適用する場合、企業はほとんど情報を提供しないことが多い。
- 5.2 開示についての予備的見解を開発するにあたり、当審議会は次のことを考慮した。
- (a) **取得法**及び**簿価法**を共通支配下の企業結合にどのような場合に、また、どのように適用すべきかについての予備的見解
  - (b) IFRS 第 3 号「企業結合」における開示要求と、当審議会のディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」(IFRS 第 3 号ディスカッション・ペーパー)<sup>37</sup>で議論されている当該要求事項の考え得る改善
  - (c) 共通支配下の企業結合は関連当事者間取引であること（これは、場合によっては、そうした結合の条件が独立第三者間取引の条件とは異なっている可能性があることを意味する）
- 5.3 5.5 項から 5.28 項は次のことを議論している。
- (a) 取得法を適用する場合の開示（5.5 項から 5.12 項）
  - (b) 簿価法を適用する場合の開示（5.13 項から 5.28 項）
- 5.4 開示についての当審議会の議論は、以下の理由で、必然的に予備的なものである。
- (a) 特定の方法の文脈での開示に関する決定は、その方法をどのような場合にどのように適用するのかに関する決定と連動するものであり、第 2 章から第 4 章に示した当審議会の予備的見解は、本ディスカッション・ペーパーに対するフィードバックを検討した後に変わる可能性がある。
  - (b) IFRS 第 3 号ディスカッション・ペーパーで示した当審議会の予備的見解は、ディスカッション・ペーパーに対するフィードバックを検討した後に変わる可能性がある。
  - (c) 当審議会は、要求することとなる簿価法をまだ十分には開発していない。

---

<sup>37</sup> このディスカッション・ペーパーは 2020 年 3 月に公表され、2020 年 12 月 31 日までコメント募集のため公開している。

## 取得法を適用する場合の開示

- 5.5 第 2 章は、**移転先企業の非支配株主**に影響を与える共通支配下の企業結合に取得法を適用すべきであるという予備的見解（2.47 項で示しているように、免除と例外がある）について議論している。当審議会の予備的見解の理由の 1 つは、移転先企業の非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合は、IFRS 第 3 号が対象とする**企業結合**に類似しているということである。さらに、移転先企業の財務諸表の利用者の構成が両方の場合で類似している。このため、2.22 項で議論したように、そうした企業結合におけるそれらの利用者の共通の情報ニーズも類似している。したがって、当審議会の予備的見解は、原則として、IFRS 第 3 号における開示要求と IFRS 第 3 号ディスカッション・ペーパーで議論されている当該要求事項の考え得る改善を、取得法を使用する場合の共通支配下の企業結合にも適用すべきであるというものである。
- 5.6 これらの共通支配下の企業結合に関して、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合について要求しているのと同じ開示を要求することは、IFRS 第 3 号の開示要求を取得法を使用して報告している共通支配下の企業結合に適用する一部の企業の実務と整合的となる。
- 5.7 これらの結合についての開示要求の設定に対する全体的なアプローチの開発に加えて、当審議会は、IFRS 第 3 号における開示要求のそれぞれ及び IFRS 第 3 号ディスカッション・ペーパーで議論された当該要求事項の考え得る改善のそれぞれを検討した。当審議会は、それらの要求事項又は改善のどれかを、取得法を適用する場合の共通支配下の企業結合について除外する理由を見出さなかった。
- 5.8 当審議会は、追加的な情報をそれらの結合について要求すべきかどうかも検討した。特に、共通支配下の企業結合の特徴は、**関連当事者**が関与しているため、そうした結合が独立第三者間の価格で行われない場合があることである。したがって、3.3 項で議論したように、支払対価の金額が、独立第三者間取引であれば関連のない相手方に支払われたであろう金額とは異なる可能性がある。このため、当審議会は、支払対価の金額がどのように決定されたのか及びそれが合理的であったのかどうかを財務諸表利用者が理解するのに役立つために、これらの結合の条件に関して追加的な開示を要求すべきかどうかを検討した（3.15 項参照）。
- 5.9 IFRS 第 3 号ディスカッション・ペーパーで議論された IFRS 第 3 号の開示要求の考え得る改善についての当審議会の予備的見解は、5.8 項で議論した論点に対処するのに役立つであろう。これらの考え得る改善には、企業結合において支払った価格が合理的であったかどうかを財務諸表利用者が評価するのに役立つための追

加的な情報（期待されるシナジーに関する情報など）が含まれる<sup>38</sup>。当審議会は、そうした情報は、取得法を適用する場合の共通支配下の企業結合における移転先企業の財務諸表の利用者にも有用であろうと考えている。

- 5.10 さらに、IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」が共通支配下の企業結合に適用される。特に、当該基準は、関連当事者との関係の内容に関する情報、支払対価の金額及び未決済残高の開示を要求している<sup>39</sup>。IAS 第 24 号は、関連当事者との取引が独立第三者間取引において一般に適用される条件に相当する条件で行われたことを開示するのは、その条件が立証できる場合であるとも述べている。
- 5.11 当審議会は、IAS 第 24 号におけるそれらの要求事項が、移転先企業がその財務諸表の利用者に共通支配下の企業結合の条件に関して必要とする情報を提供することを要求するのに十分かどうかを検討した。当審議会は、それらの要求事項は、共通支配下の企業結合に関する情報（例えば、当該結合の条件に関する開示）を開示する際に、IFRS 第 3 号の要求事項（IFRS 第 3 号ディスカッション・ペーパーから生じる改善後の要求事項を含む）とともに適用する必要があることに留意した。当審議会は、企業がそれらの開示要求をそうした結合に適用するのに役立つための適用指針を提供すべきであるという予備的見解に至った。例えば、当該指針は、結合の条件に関してのガバナンスのプロセスに関する情報（当該条件が独立した評価で裏付けられていたか又は移転先企業の株主もしくは統治機関が関与する承認プロセスの対象となっていたかどうかなど）を企業が開示すべきである旨を説明することが考えられる。

開示要求	
<b>当審議会の予備的見解</b>	
5.12	<p>当審議会の予備的見解は、取得法が適用される共通支配下の企業結合について、次のようにすべきであるとしている。</p> <p>(a) 移転先企業が、IFRS 第 3 号「企業結合」における開示要求（ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」から生じる当該要求事項の改善を含む）に準拠することを要求すべきである。</p> <p>(b) 当審議会は、これらの結合に関する情報（特に、結合の条件に関する情報）を提供する際に、それらの開示要求を IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」における開示要求とともに適用する方法についての適用指針を提</p>

<sup>38</sup> より詳細な情報については、ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」（IFRS 第 3 号ディスカッション・ペーパー）の第 2 章を参照（例えば、2.53 項から 2.68 項など）

<sup>39</sup> IAS 第 24 号の第 18 項

供すべきである。

### 簿価法を適用する場合の開示

- 5.13 第 2 章は、移転先企業の非支配株主に影響を与えないすべての共通支配下の企業結合及び所定の状況においてそうした株主に影響を与える一部の結合に、簿価法を適用すべきであるという当審議会の予備的見解について議論している（2.34 項及び 2.47 項参照）。当審議会は、それらの結合は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と類似していない場合があるという見解に至った（2.24 項から 2.29 項参照）。例えば、それらの結合は当該結合で移転される経済的資源に対する最終的な**所有持分**の変動を伴わない。さらに、移転先企業に非支配株主がない場合には、移転先企業の財務諸表に自らの情報ニーズを依拠する利用者の構成も、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合とは異なる。具体的には、それらの利用者に含まれるのは、潜在的な株主並びに現在の及び潜在的な融資者及び他の債権者のみである。その結果、そうした共通支配下の企業結合における当該利用者の共通の情報ニーズも、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合における利用者の情報ニーズとは異なる可能性がある。さらに、コストと便益の考慮事項もそれらの場合とは異なる可能性がある。
- 5.14 第 4 章は、簿価法を共通支配下の企業結合にどのように適用すべきか、特に、受け取った資産及び負債並びに支払対価の測定方法や、どのような結合前情報を提供すべきかについての当審議会の予備的見解を議論している。
- 5.15 第 2 章及び第 4 章で議論した事項は、簿価法が適用される共通支配下の企業結合に関してどのような情報の開示を当審議会在企業に要求すべきなのかに影響を与える。具体的には、それらの事項は、共通した利用者の情報ニーズを満たすために必要な情報の性質及び範囲のほか、特定の情報を開示することの便益が関連するコストを上回るかどうかに影響を与える。
- 5.16 簿価法を適用する場合のそうした結合についての考え得る開示要求を識別するにあたり、当審議会は IFRS 第 3 号の開示要求を出発点として考慮した。しかし、当審議会の考えでは、共通した利用者の情報ニーズとコストと便益のトレードオフの両方の相違と、簿価法及び取得法が適用される方法の間の相違があるため、IFRS 第 3 号の開示要求の一部のみが、簿価法が適用される場合に適切であろう。
- 5.17 当審議会は、結合の性質及び財務上の影響を財務諸表利用者が評価するのに役立つための情報を企業が提供するという IFRS 第 3 号の要求は、共通支配下の企



業結合について適切であるという予備的見解に至った<sup>40</sup>。当審議会はまた、IFRS 第 3 号ディスカッション・ペーパーで議論された関連する考え得る要求（結合から期待される便益を利用者が理解するのに役立つための情報を企業が提供する）もこれらの結合について適切であるという予備的見解にも至った。

- 5.18 しかし、これらの要求事項を満たすために必要とされる具体的な情報は、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合について必要とされる情報とは異なる可能性がある。例えば、結合から期待される便益には、**支配当事者**及びそれが支配しているグループにとってのシナジー及び他の便益が含まれる場合がある。そうした他の便益に関する情報が、移転先企業の財務諸表の利用者が当該結合の性質及び影響を理解するために必要となる可能性がある。
- 5.19 当審議会は、簿価法が使用される場合には、企業が次のことを開示することを要求すべきであるという予備的見解にも至った。
- (a) **移転対象企業**の名称及び説明、結合日、移転先企業に移転された移転対象企業に対する議決権付資本持分の割合、結合の主な理由、並びに移転先企業がどのように支配を獲得したのかの記述（IFRS 第 3 号の B64 項(a)から(d)）
  - (b) 受け取った資産及び引き受けた負債の主要な種類ごとに認識した金額（財務活動から生じた負債及び確定給付年金負債の認識した金額に関する情報を含む）（IFRS 第 3 号の B64 項(i)及び IFRS 第 3 号ディスカッション・ペーパーで議論された関連する予備的見解）
  - (c) 移転対象企業に対する非支配持分の帳簿価額（IFRS 第 3 号の B64 項(o)）
  - (d) 全体としては重要性がある個々には重要性がない結合に関する合算した情報（IFRS 第 3 号の B65 項）
  - (e) 報告期間の期末日後で財務諸表の発行が承認されるよりも前に発生した結合に関する情報（IFRS 第 3 号の B66 項）
  - (f) 当報告期間又は以前の報告期間に発生した共通支配下の企業結合で受け取った資産及び負債に関して当報告期間に認識した利得又は損失の金額及び説明（そうした開示が移転先企業の財務諸表の理解への目的適合性がある場合）（IFRS 第 3 号の B67 項(e)）
  - (g) 5.17 項で議論した開示要求を満たすために必要なあらゆる追加的な情報

---

<sup>40</sup> IFRS 第 3 号の第 59 項

## 共通支配下の企業結合

(IFRS 第 3 号の第 63 項)

- 5.20 しかし、当審議会の予備的見解では、IFRS 第 3 号で要求している他の開示は、簿価法が適用される共通支配下の企業結合については要求すべきではない。例えば、当審議会の見解は、移転した対価の結合日現在の公正価値（移転した非貨幣性資産の公正価値など（IFRS 第 3 号の B64 項(f)））の開示を要求すべきではないというものである。簿価法を適用する場合の移転された対価の測定に関する当審議会の予備的見解は、公正価値測定を要求しないものであり（4.20 項から 4.43 項参照）、当審議会の考えでは、そうした情報の開示のコストは便益を上回るであろう。
- 5.21 表 5.1 は、IFRS 第 3 号で示されている開示要求（IFRS 第 3 号ディスカッション・ペーパーで議論された当該要求事項の考え得る改善を含む）のうち、当審議会の予備的見解では、簿価法が適用される共通支配下の企業結合について要求すべきではないものを要約している。表 5.1 は、それぞれの要求についての当審議会の見解の主な理由も記載している（ただし、場合によっては複数の理由が当てはまる）。

表 5.1—簿価法が適用される場合に適用すべきでない IFRS 第 3 号の開示

当審議会の予備的見解の主な理由	開示要求
これらの結合は IFRS 第 3 号が対象とする結合と類似していない場合がある	戦略的根拠、取得についての経営者の目的及び取得のその後の業績（IFRS 第 3 号の B64 項(d)に関して IFRS 第 3 号ディスカッション・ペーパーで議論された予備的見解）
	期待されるシナジーに関する説明、時期及び金額の見積り（IFRS 第 3 号の B64 項(e)に関して IFRS 第 3 号ディスカッション・ペーパーで議論された予備的見解）
簿価法は取得法と異なる	取得したのれんを構成する要因の説明及び報告期間の期首と期末ののれんの帳簿価額の調整表（IFRS 第 3 号の B64 項(e)及び B67 項(d)）
	認識した偶発負債の財務上の影響の説明及び見積り（IFRS 第 3 号の B64 項(j)及び B67 項(c)）
	割安購入益に認識した利得の金額（IFRS 第 3 号の B64 項(n)）
情報の提供のコストが便益を上回る	移転された対価及び対価の主要な種類ごとの取得日における公正価値（IFRS 第 3 号の B64 項(f)）
	取得した債権の公正価値及び契約上の金額の総額（IFRS 第 3 号の

	B64 項(h))
	税務上損金算入可能なのれんの金額 (IFRS 第 3 号の B64 項(k))
	取得が当事業年度の期首に行われたとした場合の当期に係るプロ フォーマ情報 (IFRS 第 3 号の B64 項(q)及びそれに関連して IFRS 第 3 号ディスカッション・ペーパーで議論された予備的見解)
当審議会は簿価法の すべての側面を まだ議論しては おらず、開示が まだ検討してい ない事項に 関連している	条件付対価及び補償資産の取得日における金額 (及び当該金額のそ の後の変動) 及び説明 (IFRS 第 3 号の B64 項(g)及び B67 項(b))
	別個取引についての説明及び認識した金額 (IFRS 第 3 号の B64 項(l)及び B64 項(m))
	段階的に達成された企業結合における被取得企業に対する資本持 分の公正価値 (IFRS 第 3 号の B64 項(p))
	当報告期間又は以前の報告期間に発生した企業結合に関連する、当 報告期間に認識された修正の財務上の影響を評価するための情報 (IFRS 第 3 号の第 61 項、第 62 項及び B67 項(a))

- 5.22 IFRS 第 3 号の開示要求及び当該要求事項の考え得る改善の検討に加えて、当審議会は、簿価法を適用する場合の共通支配下の企業結合について他の開示要求を定めるべきかどうかを検討した。
- 5.23 特に、当審議会は結合前情報の開示を要求すべきかどうかを検討した。第 4 章は、移転対象企業の資産、負債、収益及び費用は、結合前情報を修正再表示せずに、移転先企業のそれらと結合日から将来に向かって合算すべきであるという予備的見解に当審議会が至った旨を説明している。しかし、その予備的見解は、結合前情報を財務諸表注記で開示することを移転先企業に要求することを妨げるものではない。
- 5.24 例えば、当審議会は、すべての結合企業について結合前情報の完全な 1 組 (完全な又は要約した 1 組の**結合財務諸表**など) を要求することも考えられる。あるいは、限定的な結合前情報 (結合が報告期間の期首に発生したとした場合の、当報告期間についての結合後企業の収益及び純損益 (IFRS 第 3 号の B64 項(q)(ii)で要求している) など) を要求することも考えられる。(IFRS 第 3 号ディスカッション・ペーパーは、営業活動から生じるキャッシュ・フローを開示する要求の追加など、この要求の考え得る改善について議論している。)

## 共通支配下の企業結合

- 5.25 結合前情報の開示を要求すべきかどうかを検討するにあたり、当審議会は、そうした情報は、例えば、トレンド分析を実施する際に有用となる可能性があるという財務諸表利用者からのフィードバックに留意した。しかし、一部の利害関係者（財務諸表の作成者を含む）は、この情報は、例えば、結合する各企業の会計方針を将来に向かってではなく遡及的に一致させることが必要となる場合には、作成にコストがかかると主張した。結局のところ、当審議会の考えでは、簿価法が適用される状況における結合前情報の開示の便益は、開示のコストを上回らないであろう。したがって、当審議会は、結合前情報の開示を要求すべきではないという予備的見解に至った。
- 5.26 当審議会は次に、4.44 項から 4.50 項で議論した、簿価法を適用する場合に次のようにするという予備的見解を検討した。
- (a) 支払対価の金額と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額は、移転先企業の資本の中で認識すべきである。
  - (b) 当審議会は、資本のどの内訳項目に当該差額を表示すべきかを定めない。
- 5.27 当審議会の考えでは、当該差額に関する情報は移転先企業の財務諸表の利用者に有用となる。したがって、当審議会は、移転先企業は支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額について資本に認識した金額を、この差額が含まれている資本の内訳項目とともに開示すべきであるという予備的見解に至った。

	開示要求
<b>当審議会の予備的見解</b>	
<p>5.28 当審議会の予備的見解は、簿価法が適用される共通支配下の企業結合について、次のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) IFRS 第 3 号「企業結合」における開示要求（ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」から生じる当該要求事項の改善を含む）の一部（しかし全部ではない）は適切である（5.17 項及び 5.19 項で要約している）。</li> <li>(b) 当審議会は結合前情報の開示を要求すべきではない。</li> <li>(c) 移転先企業は次のことを開示すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額について資本に認識した金額</li> <li>(ii) この差額が含まれている資本の内訳項目</li> </ul> </li> </ul>	

## コメント提出者への質問

開示要求
<p><b>質問 11</b></p> <p>5.5 項から 5.12 項は、取得法が適用される共通支配下の企業結合についての次のような当審議会の予備的見解を議論している。</p> <p>(a) 移転先企業が、IFRS 第 3 号「企業結合」の開示要求（ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」から生じる当該要求事項の改善を含む）に準拠することを要求すべきである。</p> <p>(b) 当審議会は、これらの結合に関する情報（特に、結合の条件に関する情報）を提供する際に、それらの開示要求を IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」における開示要求とともに適用する方法についての適用指針を提供すべきである。</p> <p>当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。</p>

開示要求
<p><b>質問 12</b></p> <p>5.13 項から 5.28 項は、簿価法が適用される共通支配下の企業結合についての次のような当審議会の予備的見解を議論している。</p> <p>(a) IFRS 第 3 号「企業結合」の開示要求（ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」から生じる当該要求事項の改善を含む）の一部（しかし全部ではない）は適切である（5.17 項及び 5.19 項で要約している）。</p> <p>(b) 当審議会は結合前情報の開示を要求すべきではない。</p> <p>(c) 移転先企業は次のことを開示すべきである。</p> <p>(i) 支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額について資本に認識した金額</p> <p>(ii) この差額が含まれている資本の内訳項目</p> <p>当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。</p>

## 付録 A—本ディスカッション・ペーパーで使用している用語

全般的に、本ディスカッション・ペーパーは、単純で技術的でない用語を使用している（「はじめに」で述べたとおり）。しかし、以下の用語は本ディスカッション・ペーパーにおいてこの付録で特定した意味で使用されている。

**取得法**（**acquisition method**） IFRS 第 3 号「企業結合」において当該基準の範囲に含まれる企業結合を会計処理するために要求されている方法

**簿価法**（**book-value method**） 移転先企業が共通支配下の企業結合で受け取った資産及び負債を、IFRS 基準を適用して決定した当該資産及び負債の簿価（帳簿価額）を使用して測定する方法

さまざまな簿価法が実務で使用されており、さまざまな名称がそれらの方法に使用されている。簿価引継法、持分プーリング（又は統合）法、合併会計などである。本ディスカッション・ペーパーは、「簿価法」という用語をこれらの方法すべての総称として使用している。

**事業**（**business**） 顧客への財又はサービスの提供、投資収益（配当又は利息など）の生成あるいは通常の活動からの他の収益の生成の目的で実施し管理することができる、活動と資産の統合された組合せ<sup>41</sup>

**企業結合**（**business combination**） 取得企業が 1 つ又は複数の事業に対する支配を獲得する取引又はその他の事象。企業結合は、合併又は買収と呼ばれることもある<sup>42</sup>。

**共通支配下の企業結合**（**business combination under common control**） すべての結合企業又は結合事業が結合の前後両方で同じ当事者によって最終的に支配されている企業結合<sup>43</sup>。単純化のため、本ディスカッション・ペーパーは、IFRS 第 3 号における企業結合の定義を満たすかどうかを問わず、本プロジェクトの範囲（1.12 項から 1.16 項に記述している）に含まれるすべての取引を指すために使用している。

<sup>41</sup> IFRS 第 3 号の付録 A

<sup>42</sup> IFRS 第 3 号の付録 A

<sup>43</sup> IFRS 第 3 号の B1 項から B4 項

<b>結合財務諸表 (combined financial statements)</b>	すべてが親子会社関係で結び付いているわけではない複数の企業で構成される報告企業の財務諸表 <sup>44</sup> 。IFRS for SMEs <sup>®</sup> 基準は、結合財務諸表の作成に対するアプローチを記述している (例えば、企業間の取引及び残高が消去される) <sup>45</sup> 。
<b>支配当事者 (controlling party)</b>	<p>結合企業のすべてを共通支配下の企業結合の前後両方で支配している当事者。IFRS 第 3 号は、これらの結合で、支配当事者は、企業、個人又は、特定の状況では、個人のグループの場合もあると説明している<sup>46</sup>。単純化のため、本ディスカッション・ペーパーは、支配当事者が個人又は個人のグループではなく、企業である共通支配下の企業結合の例を使用している。例えば、図 1.1 では、支配当事者は企業 P である。</p> <p>一部の結合においては、結合企業のすべてを結合の前後両方で支配している複数の当事者が存在する場合がある。例えば、図 1.1 における企業 P が別の者 (例えば、企業 U) に支配されていた場合、企業 U と P の両方が「支配当事者」となる。両方の企業が企業 A、B 及び C を支配しているからである。この場合、企業 U が最終的な支配当事者となる。</p>
<b>非支配株主 (non-controlling shareholders)</b>	<p>支配当事者以外の株主 (少数株主と呼ばれることもある)。例えば、図 2.2 では、企業 B (移転先企業) の株式の 70% を支配当事者が保有し他の 30% を他の当事者が保有している場合には、当該他の当事者が企業 B に対する非支配株主である。</p> <p>単純化のため、本ディスカッション・ペーパーは、「株主」という用語を企業の資本性金融商品 (IAS 第 32 号「金融商品：表示」で定義) のすべての保有者を指すために使用し、「株式」という用語をすべてのそうした資本性金融商品を指すために使用している (「株式」という用語の定義も参照)。</p>
<b>所有持分 (ownership interest)</b>	企業の株主が企業に対して保有している経済的持分。本ディスカッション・ペーパーは、「所有持分」という用語を、幅広く、企業の株式に対する株主の法的持分だけでなく、当該企業及びその子会社の経済的資源に対する経済的持分を指すた

<sup>44</sup> 「概念フレームワーク」の 3.12 項

<sup>45</sup> IFRS for SMEs 基準の 9.29 項

<sup>46</sup> IFRS 第 3 号の B2 項及び B3 項

## 共通支配下の企業結合

めにも使用している。

非公開保有の (privately held)	公開市場で取引されていない株式又は株式が公開市場で取引されていない企業
公開市場 (public market)	地方や地域的な市場を含む、国内若しくは国外の証券取引所、又は店頭取引市場 <sup>47</sup>
公開取引されている (publicly traded)	公開市場で取引されている株式又は株式が公開市場で取引されている企業
関連当事者 (related party)	IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」で定義されている関連当事者 <sup>48</sup>
移転先企業 (receiving company)	ある企業 (又は事業) に対する支配が共通支配下の企業結合において移転される先の企業。例えば、図 1.1 では、企業 B が移転先企業である。「移転先企業」という用語は、直接の移転先企業だけでなく、直接の移転先企業の親会社で結合前に移転対象企業を支配していなかった企業も指す。
株式 (shares)	移転先企業が発行した資本性金融商品 (IAS 第 32 号で定義)。単純化のため、本ディスカッション・ペーパーは、資本性金融商品の定義を満たす普通株式と負債の定義を満たす単純な負債性金融商品のみで構成される単純な資本構成を有する移転先企業に焦点を当てている。本プロジェクトの次のフェーズでは、当審議会はより複雑な金融商品の影響を検討する。
移転対象企業 (transferred company)	共通支配下の企業結合において、ある企業から別の企業に移転される企業 (又は事業)。例えば、図 1.1 では、企業 C が移転対象企業である。
移転元企業 (transferring company)	共通支配下の企業結合において 1 つ又は複数の企業 (又は事業) に対する支配を喪失する企業。例えば、図 1.1 では、企業 A が移転元企業である。「移転元企業」という用語は、直接の移転元企業だけでなく、直接の移転元企業の親会社 (もしあれば) で、やはり結合の結果として移転対象企業に対する支配を喪失する企業も指す。

<sup>47</sup> IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の第 4 項(a)(ii)、IFRS 第 8 号「事業セグメント」の第 2 項(b)(i)及び IAS 第 33 号「1 株当たり利益」の第 2 項(b)(i)

<sup>48</sup> IAS 第 24 号の第 9 項



## 付録 B—本プロジェクトの範囲

---

B.1 第 1 章の 1.10 項から 1.23 項は本プロジェクトの範囲について議論している。この付録は、次のことを詳述している。

- (a) どの取引が本プロジェクトの範囲に含まれるのか (B.2 項から B.12 項)
- (b) 当該取引についてのどの企業の報告を本プロジェクトにおいて検討するのか (B.13 項から B.15 項)
- (c) どの種類の財務諸表で当該取引が報告されるのか (B.16 項から B.18 項)

### どの取引が本プロジェクトの範囲に含まれるのか

B.2 1.13 項は、本プロジェクトは、共通支配下の企業が関わる取引のうち**事業**の移転を伴わない取引（例えば、資産の移転）についての報告要求事項を検討しないと説明している。設例 1 及び 2 は、本プロジェクトの範囲外の取引を例示している。

B.3 1.15 項から 1.16 項は、移転が以下のいずれかであるかどうかに関係なく、共通支配下の事業のすべての移転についての**移転先企業**による報告に関する提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。

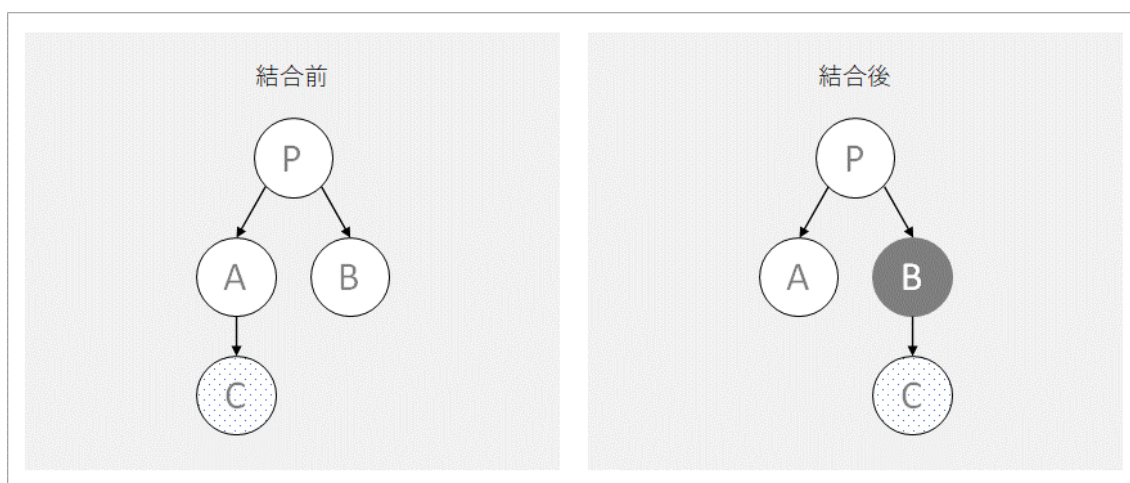
- (a) 先に外部者からの取得があるか、又は後で外部者（すなわち、グループの外の当事者）への結合企業の 1 つ又は複数の売却が行われる。
- (b) 外部者への結合企業の売却（株式公開による場合など）を条件としている。

B.4 設例 3 及び 4 は、本プロジェクトの範囲に含まれる取引を例示している。

### 設例 1—事業を有さない企業の移転

B.5 設例 1 では、企業 C に対する支配が企業 A から企業 B に移転される。3 つの企業すべてが企業 P に最終的に支配されている。しかし、企業 C は事業を有していない。すなわち、事業活動がなく、唯一の資産は空き地である。

図 B.1—事業を有さない企業の移転

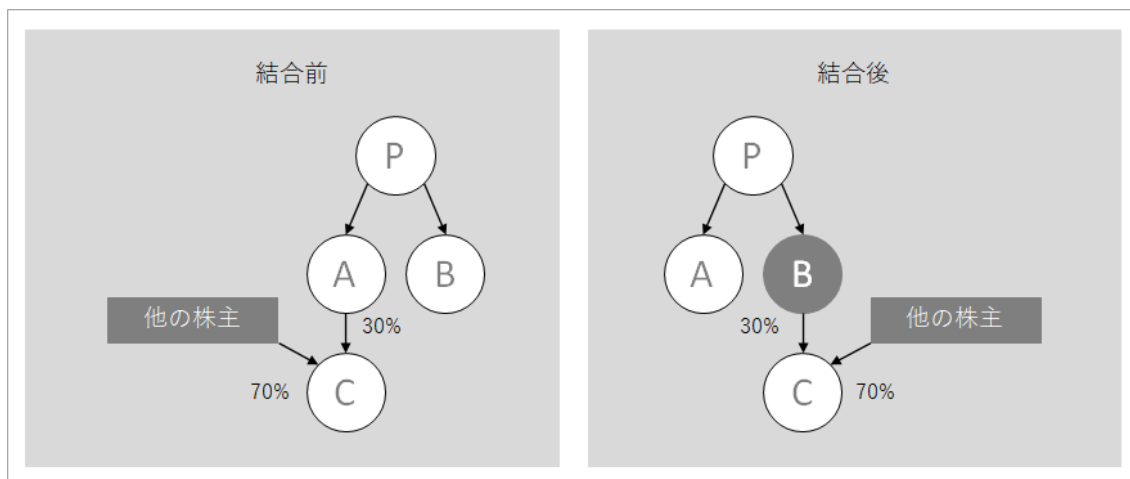


B.6 この取引で、企業 C の企業 B への移転により企業 B は事業ではなく資産を受け取る結果となる。したがって、この取引は本プロジェクトの範囲外である。

#### 設例 2 — 関連会社の移転

B.7 設例 2 では、企業 A が関連会社である企業 C に対する投資を有している。企業 A は企業 C に対する投資を企業 B に移転する。企業 A 及び企業 B は企業 P によって支配されている。

図 B.2—関連会社の移転



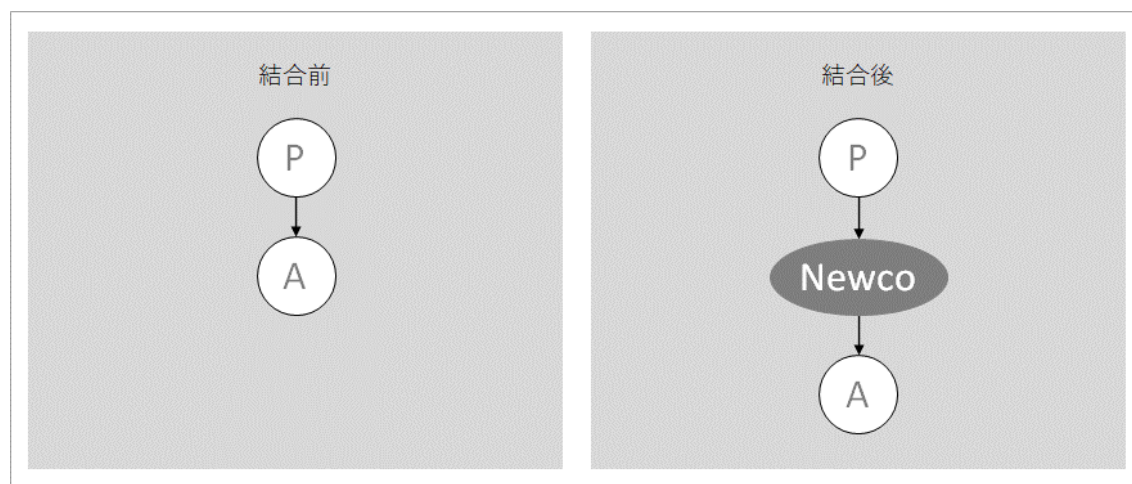
B.8 この取引で、企業 B が受け取るのは資産（関連会社である企業 C に対する投資）であり、事業ではない。したがって、この取引は本プロジェクトの範囲外である。

#### 設例 3 — 企業結合の定義を満たさない可能性のある事業の移転

B.9 設例 3 では、企業 A が企業 P によって支配されている。企業 P は新会社 Newco

を設立し、企業 A に対する支配を Newco に移転する。

図 B.3 — 企業結合の定義を満たさない可能性のある事業の移転



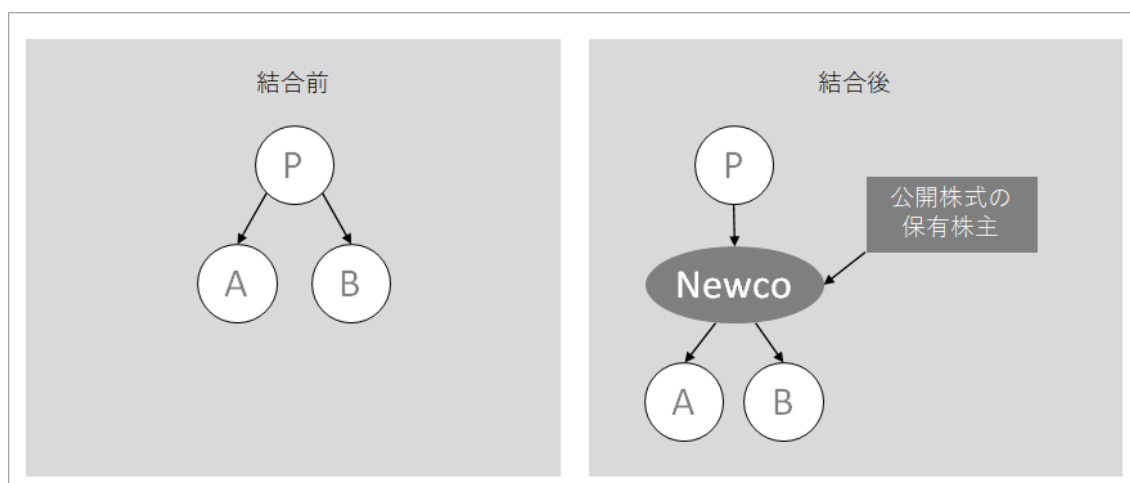
B.10 IFRS 第 3 号「企業結合」は、**企業結合**を取得企業が 1 つ又は複数の事業に対する支配を獲得する取引又はその他の事象と定義している<sup>49</sup>。IFRS 第 3 号の B18 項は、企業結合を実行するために設立された新会社を取得企業として識別することのできる状況を限定している。Newco を Newco と企業 A との「結合」における取得企業として識別できない場合には、当該「結合」における他の唯一の考えられる「取得企業」は企業 A となる。すなわち、この取引は企業 A が Newco を取得したもの（その逆ではなく）と見られることになる。しかし、Newco は新設会社であるため、事業を有さない単なる合法的な抜け殻会社である可能性がある。Newco が事業を有していなければ、当該取引は企業結合の定義を満たさないことになる。それでも、当該取引は共通支配下の事業（企業 A）の移転を伴う。したがって、当審議会の予備的見解を適用する場合、当該取引は本プロジェクトの範囲に含まれる。

#### 設例 4 — 株式公開における外部への売却を条件とする結合

B.11 設例 4 では、企業 A 及び B が企業 P によって支配されている。株式公開に備えて、企業 P は新会社 Newco を設立する。企業 A 及び B に対する支配は Newco に移転されるが、その移転は Newco の**株式**の株式公開の成功を条件としている。その株式公開が成功した場合、企業 P は Newco、企業 A 及び企業 B に対する支配を喪失することになる。

<sup>49</sup> IFRS 第 3 号の付録 A

図 B.4 — 株式公開における外部への売却を条件とする結合



B.12 この状況では、企業 P の Newco に対する支配が「一時的」なのかどうか、したがって、Newco の企業 A 及び B との結合が IFRS 第 3 号で記述している**共通支配下の企業結合**なのかどうかに関して疑問が生じる可能性がある。それでも、当審議会の予備的見解を適用する場合、当該結合は本プロジェクトの範囲に含まれる。

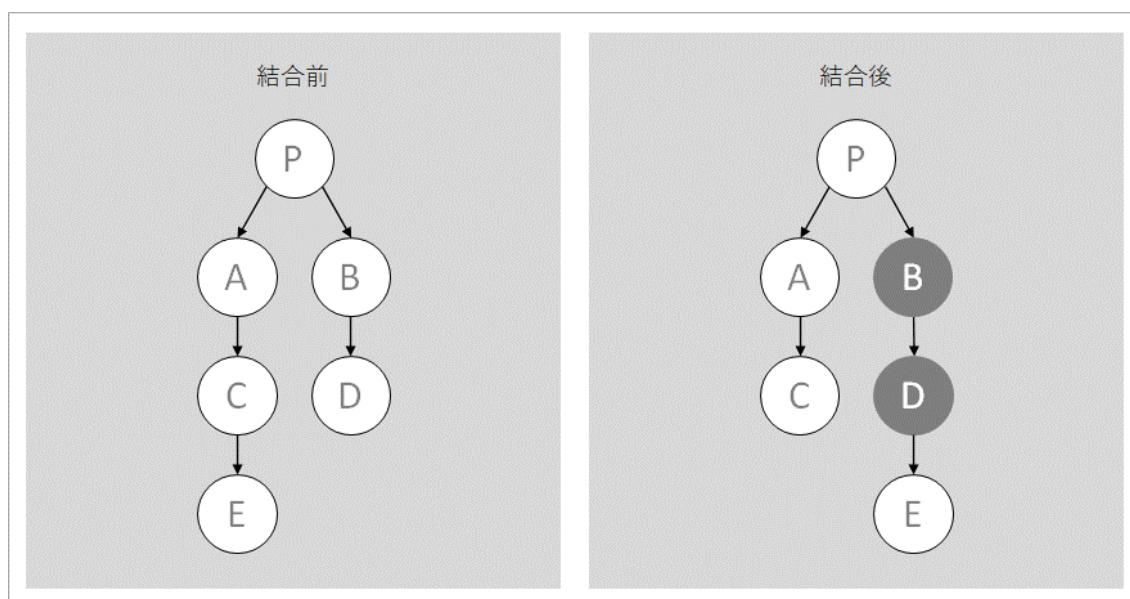
### どの企業の報告か

B.13 1.17 項から 1.19 項は、本プロジェクトは共通支配下の企業結合における移転先企業についての考え得る報告要求事項を検討していると説明している。しかし、「移転先企業」という用語が指すのは、結合における直接の移転先企業のみではない。直接の移転先企業の親会社（もしあれば）で結合前に**移転対象企業**を支配していなかった企業も指す。設例 5 は、複数の移転先企業が存在する共通支配下の企業結合を例示している。

### 設例 5 — 複数の移転先企業が存在する結合

B.14 設例 5 では、企業 A、B、C、D 及び E はすべて企業 P によって最終的に支配されている。企業 E に対する支配は企業 C から企業 D に移転される。結合後は、企業 E の直接の親会社は企業 D であり、その直接の親会社は企業 B である。

図 B.5 — 複数の移転先企業が存在する結合



- B.15 企業 B 及び D は両方とも当該結合における移転先企業である。当該結合により、両方の企業が企業 E に対する支配を獲得するからである。すなわち、企業 D は企業 E を直接の親会社として支配することとなり、企業 B は企業 D に対する支配を通じて企業 E を支配することとなる。したがって、本プロジェクトにおいて当審議会が検討している考え得る報告要求事項は、企業 B 及び D の両方に適用されることになる。それらは他の企業のいずれにも適用されない。

### どの種類の財務諸表か

- B.16 1.20 項から 1.23 項は、移転先企業が作成するどの種類の財務諸表が、本プロジェクトにおいて当審議会が検討している考え得る報告要求事項の対象となるのかを説明している。
- B.17 具体的には、企業の移転について、それらの考え得る報告要求事項は次のように適用されることになる。
- (a) 移転先企業の連結財務諸表に適用される。
  - (b) 移転先企業の個別財務諸表には適用されない。1.23 項で議論したように、本プロジェクトは、移転先企業が共通支配下の企業結合で受け取った子会社に対する投資を個別財務諸表においてどのように報告すべきかは扱っていない。
- B.18 さらに、結合が法人化されていない事業の移転を伴う場合には、考え得る報告要求

## 共通支配下の企業結合

事項は次のように適用されることになる。

- (a) 移転先企業に子会社がある場合には、当該要求事項は移転先企業の連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用される。
- (b) 移転先企業に子会社がないが、関連会社又は共同支配企業に対する投資がある場合には、当該要求事項は移転先企業の単独財務諸表と個別財務諸表の両方に適用される。
- (c) 移転先企業に子会社、関連会社又は共同支配企業がない場合には、当該要求事項は移転先企業の単体財務諸表に適用される<sup>50</sup>。

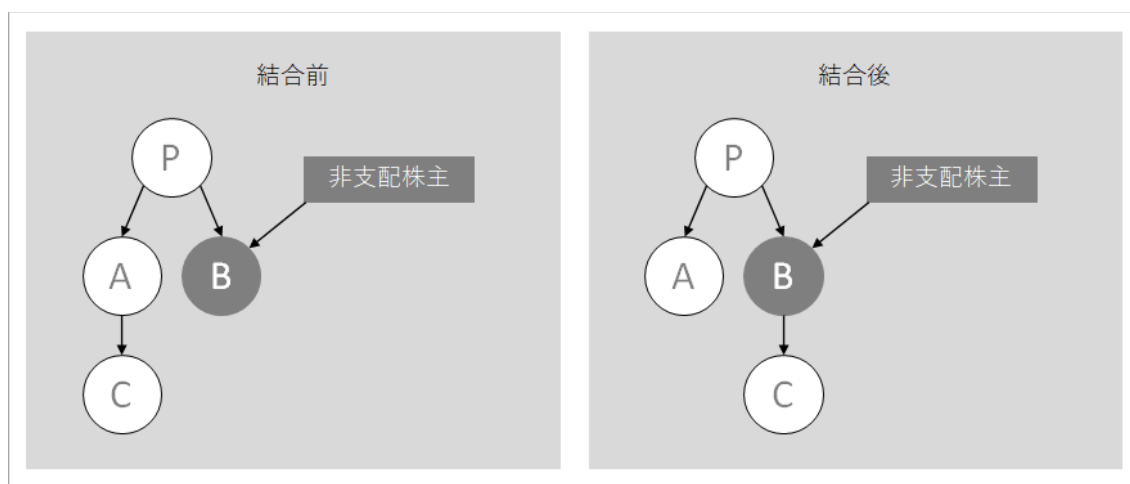
---

<sup>50</sup> 個別 (separate) 財務諸表とは、子会社、関連会社及び共同支配企業に対する企業の投資を、取得原価で又は IAS 第 27 号「個別財務諸表」で認めている他の方法のうちの 1 つを適用して報告する財務諸表である。「単独 (individual) 財務諸表」という用語は、子会社を有さない企業の財務諸表を指すために使用されることがある。

## 付録 C—資本からの分配の測定

- C.1 第 3 章は、**取得法を共通支配下の企業結合**に適用する場合に、**移転先企業**が資本からの分配を識別し測定し認識するという要求を開発すべきではないという当審議会の予備的見解を示している。
- C.2 当審議会がそれでも移転先企業に分配を識別して認識することを要求とした場合には、移転先企業が当該分配をどのように測定すべきかを検討することが必要となる。この付録は、2つの考え得るアプローチについて議論している。
- (a) 分配を、移転した対価の公正価値が取得した**事業**の公正価値を上回る超過額として測定する（公正価値に基づくアプローチ）（C.6 項から C.8 項）。
- (b) 分配を、IAS 第 36 号「資産の減損」におけるのれんの減損テストに関する要求事項を適用して測定する（減損に基づくアプローチ）（C.9 項から C.10 項）。
- C.3 この付録は、図 C.1 に示した単純な共通支配下の企業結合の例を使用して、それらの考え得るアプローチがどのように適用されるのかを例示している。

図 C.1 — 共通支配下の企業結合



- C.4 図 C.1 の例では、企業 C に対する支配が企業 A から企業 B に移転される。次のことを仮定する。
- (a) 企業 C の識別可能な資産及び負債の公正価値は CU90 である<sup>51</sup>。
- (b) 企業 C の事業の公正価値は CU100 である。

<sup>51</sup> CU90 という金額は、(a) 資産の公正価値の合計額から (b) 負債の公正価値の合計額を控除したもので構成される金額の正味の合計額である。

## 共通支配下の企業結合

(c) 企業 B が支払対価の公正価値は CU130 である (図 C.2 参照)。

C.5 取得法を適用する場合、移転先企業 (企業 B) はのれんを残余金額で測定することになる。すなわち、支払対価の公正価値が識別可能な取得した資産及び負債の公正価値を上回る超過額である<sup>52</sup>。この例では、この残余金額は CU40 (CU130 から CU90 を差引後) である。支払対価 CU130 に資本からの分配が含まれている場合には、当該分配を測定するという要求は、対価の超過額 CU40 を当該分配とのれんとに分割する方法の発見を必然的に伴うことになる。C.6 項から C.10 項は、当審議会が検討している 2 つの考えられる方法を概説している。C.11 項は、これら 2 つのアプローチを要約した図を含んでいる。

### 公正価値に基づくアプローチ

C.6 公正価値に基づくアプローチは、移転先企業 (企業 B) が次のような測定をすることを要求することになる。

(a) 資本からの分配を、支払対価の公正価値 (CU130) が取得した事業の公正価値 (CU100) を上回る超過額として測定する。その超過額は図 C.1 の例では CU30 である。

(b) のれんを、取得した事業の公正価値 (CU100) が識別可能な取得した資産及び負債の公正価値 (CU90) を上回る超過額として測定する。その超過額は図 C.1 の例では CU10 である。

C.7 3.5 項で議論したように、関連のない当事者間での**企業結合**では、のれんは次の両方を反映する。

(a) 取得した事業に前から存在していたのれんの公正価値

(b) 結合から期待されるシナジーに対して支払った価格

C.8 これと対照的に、公正価値に基づくアプローチは、のれんの当初測定を第 1 の要素 (すなわち、取得した事業に前から存在していたのれんの公正価値) に限定することになる。したがって、移転先企業は、実質的に、結合から期待されるシナジーに対して支払った価格を、のれんの測定ではなく、資本からの分配の測定に含めることになる。このため、このアプローチは、支払対価が期待されるシナジーに対して支払った価格を含んでいる場合には、のれんを過小表示し資本からの分配を過大表示することになる (図 C.2 参照)。また、このアプローチは、通常、重要な測定の不確実性を伴い、適用にコストがかかることになる。移転先企業に対し、取得

---

<sup>52</sup> C.5 項は、IFRS 第 3 号の第 32 項でより正確に説明している要求事項を要約したものである。



した事業の公正価値を測定することを要求することになるからである。

## 減損に基づくアプローチ

C.9 減損に基づくアプローチは、のれんの減損テストに関する IAS 第 36 号の要求事項を基礎とすることになる。したがって、公正価値に基づくアプローチとは異なり、このアプローチは、新たな種類の測定を導入することも、取得した事業の公正価値を測定することを移転先企業に要求することもない。その代わりに、のれんの減損テストを、共通支配下の企業結合で支払対価が識別可能な取得した資産及び負債の公正価値を上回る超過額（図 C.1 の例では CU40）をのれんと資本からの分配とに配分する手段として使用することになる。減損に基づくアプローチは、移転先企業（企業 B）に次のことを要求することになる。

- (a) のれんの減損テストを結合日において適用する。
- (b) のれんを減損テストで計算される回収可能価額で測定する。
- (c) のれんが当該回収可能価額を上回る超過額がある場合、減損損失ではなく資本からの分配として扱う。

C.10 しかし、このアプローチは、支払対価のどの部分がのれんではなく資本からの分配であるのかを、移転先企業が適切に識別できない可能性がある。この部分を識別することが困難なのは、のれんの減損テストはのれんを資金生成単位に配分することが必要で、のれんの回収可能価額を直接測定するものではないからである<sup>53</sup>。のれんの配分を含んだ資金生成単位の回収可能価額が当該単位の帳簿価額を上回る場合には、たとえのれんが実際には回収可能でない場合であっても、減損損失及び資本からの分配は識別されず認識されない（図 C.2 参照）。

## 2つのアプローチの要約

C.11 図 C.2 は、公正価値に基づくアプローチと減損に基づくアプローチが理論上どのように機能するのかを例示している。次のことを仮定している。

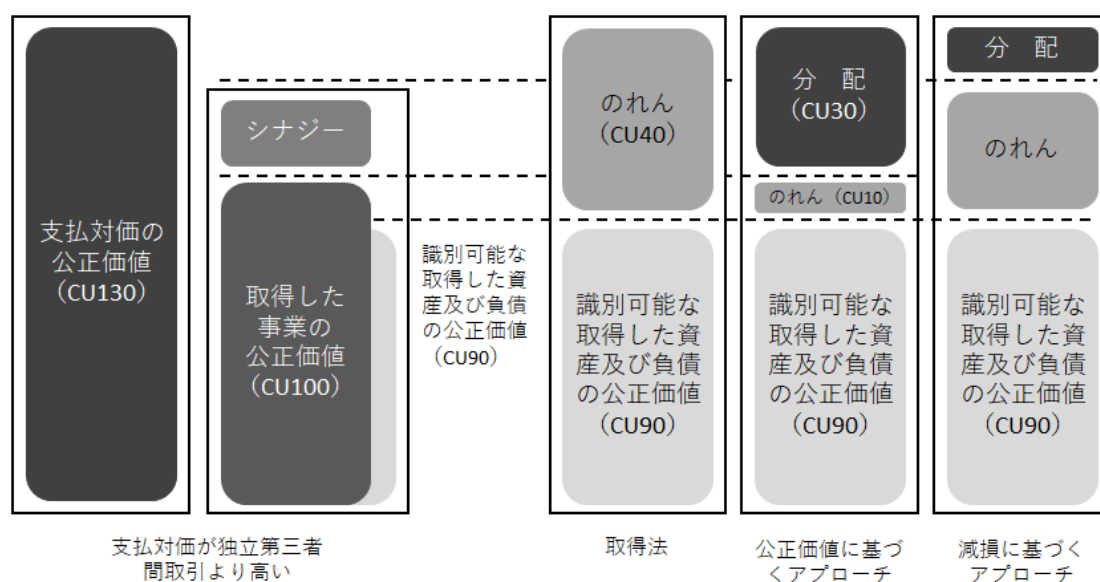
- (a) 支払対価は、関連のない当事者間での独立第三者間取引で支払われたであろう対価よりも高い。
- (b) 取得した事業の公正価値は、重大な測定の不確実性を伴わずに見積ることができる。

<sup>53</sup> ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」において、当審議会は、のれんの減損テストの有効性を合理的なコストで大きく改善することは実行可能ではないという予備的見解を示した。

## 共通支配下の企業結合

- (c) のれんの減損テストは、支払対価が(i) 取得した事業の公正価値と(ii) 関連のない当事者間での独立第三者間取引で期待されるシナジーに対して支払われたであろう価格の合計額を上回る超過額を測定することができる。

図 C.2 — 資本からの分配の測定に対する考えられるアプローチ



- C.12 第3章で議論したように、当審議会は、取得法を共通支配下の企業結合に適用する場合に、移転先企業が資本からの分配を識別し測定し認識するという要求を開発すべきではないという予備的見解に至った。当審議会は、資本からの分配を認識することを企業に要求するとした場合に、C.6項からC.10項で議論した2つのアプローチのいずれを提案すべきかを議論しなかった。